

木簡研究

第二〇号

木簡研究

第二〇号



木
簡
学
会

題字
藤枝
見刻

目次

卷頭言——機器の目・人の眼……………和田 萃…………… 1

目次…………… iii

凡例…………… vii

一九九七年出土の木簡…………… 1

概 要

奈良・平城宮跡

渡辺 晃 宏 1

奈良・平城京跡(1)

山下 信一郎 6

奈良・平城京跡(2)

古尾谷 知 浩 23

奈良・青野遺跡

原田 香織・三好 美穂 43

奈良・藤原宮跡

松浦五輪美 43

奈良・酒船石遺跡

安井 宣也・松浦五輪美 45

京都・長岡宮跡

寺 崎 保 広 52

京都・長岡宮跡

相原 嘉之・寺崎 保広 54

清水 みき 56

中島 信親・山口 均 56

京都・長岡京跡左京一条四坊三町

京都・長岡京跡右京六条二坊六町

京都・平安京跡右京三条一坊三町

京都・平等院庭園

大阪・細工谷遺跡

大阪・大坂城跡

大阪・天満本願寺跡

大阪・堺環濠都市遺跡

大阪・東浅香山遺跡

野島

水・堀 大輔 64

木村 泰彦 67

伊藤 潔 69

吹田 直子 71

古市 晃 74

平田 洋司 77

豆谷 浩之・鳥居 信子 79

十河 良和 81

池峯 龍彦・嶋谷 和彦 83

兵庫・猪名庄遺跡	渡辺 昇	87	山形・山田遺跡	眞壁 建・松田亜紀子	142
兵庫・屋敷町遺跡	新竹 由美	89	秋田・弘田櫓跡	見玉 準	144
兵庫・加都遺跡	別府 洋二	91	青森・大光寺新城跡遺跡	渡部 学	149
兵庫・明石城武家屋敷跡	渡辺 昇	92	福井・福井城跡	本多 達哉・河村 健史	151
兵庫・境谷遺跡	別府 洋二	94	石川・金石本町遺跡	滝川 重徳	156
兵庫・茂利宮の西遺跡	高木 芳史	95	石川・戸水大西遺跡	前田 雷恵	158
兵庫・安坂・城の堀遺跡	宮原 文隆	97	石川・堅田B遺跡	谷口 宗治	160
滋賀・大将軍遺跡	仲川 靖	99	石川・七尾城下町遺跡	善端 直	165
愛知・大鵬城跡	北村 和宏	102	富山・蛇喰A遺跡	神保 孝造	167
静岡・瀬名川遺跡	中川 律子	104	富山・二口五反田遺跡	久々 忠義	171
東京・明治大学記念館前遺跡	追川 吉生	106	富山・清水堂F遺跡	鹿島 昌也	173
東京・千駄ヶ谷五丁目遺跡	及川 登	111	新潟・下ノ西遺跡	田中 靖	175
埼玉・山崎上ノ南遺跡B地点	大熊 季広	121	新潟・中倉遺跡	水澤 幸一	182
千葉・西原遺跡	制村 久美子	123	鳥取・大御堂鹿寺	根鈴 智津子	185
長野・松本城三の丸跡小柳町	荒木 龍	125	鳥取・三田谷I遺跡	久保田 一郎	187
長野・松本城下町跡伊勢町	荒木 龍	126	鳥根・有福寺遺跡	宮田 健一	189
宮城・三輪田遺跡	鈴木 勝彦	129	鳥根・高田遺跡	北浦 弘人	190
宮城・一本柳遺跡	菅原 弘樹・吉野 武	131	岡山・百間川米田遺跡	中野 雅美	192
岩手・志羅山遺跡	高橋 実央・羽柴 直人	132	岡山・津寺遺跡	岡田 博	194
山形・三条遺跡	水戸 弘美	138	山口・末原竊跡群(灰原上層)	池田 善文・森田 孝一	197
山形・上高田遺跡	齋藤 健	139	山口・萩城跡(外堀地区)	谷口 哲一	199

七世紀の地方木簡……………	鐘江宏之……………	287
七世紀の屋代木簡……………	傳田伊史……………	276
信濃の古代と屋代遺跡群……………	寺内隆夫……………	266
（長野特別研究会の記録）		
再び長屋王家木簡と皇親家令について……………	八木 充……………	241
兵庫・山垣遺跡（第六号）	加古千恵子・平田 博幸	227
兵庫・袴狭遺跡（深田地区）（第一六号）	古尾谷知浩 藤 田 淳	232 227
兵庫・袴狭遺跡（第一七号）	藤 田 淳	233
兵庫・入佐川遺跡（第一八号）	藤 田 淳	235
島根・出雲国庁跡（第一号）	平 石 充	236
釈文の訂正と追加（一）……………		227
一九七七年以前出土の木簡（二〇）……………		224
奈良・藤原宮跡	和 田 萃・鶴見 泰寿	224
香川・高松城跡	藤 好 史 郎	201
徳島・観音寺遺跡	藤川 智之・和 田 萃	205
福岡・上長野A遺跡	前 田 義 人	214
福岡・香椎B遺跡	瀧 本 正 志	216
福岡・博多遺跡群	大 庭 康 時	219
福岡・魚屋町遺跡	水 原 道 範	220

七世紀の宮郡木簡	鶴見泰寿	303
律令制の成立と木簡——七世紀の木簡をめぐって	館野和己	320
討論のまとめ	平川 南・佐藤 信	334
書評 佐藤信著『日本古代の宮郡と木簡』	仁藤敦史	338
新刊紹介 大庭脩編著『木簡——古代からのメッセージ』	丸山裕美子	345
衆 報	鈴木景二	347
『木簡研究』第一六一—二〇号総目次		350
研究集会(第一〇回—第一九回)・特別研究集会(新潟・長野)報告一覧		366
編集後記	清水みき	368
英文目次		(1)
コラム		
平城京左京二条二坊十一坪出土の墨書土器	(渡辺 晃宏)	42
藤原宮出土の「大贄」木簡	(寺崎 保広)	53
会 告		
「釈文の訂正と追加」欄の新設について		226

凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「一九九七年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、建設省国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（○）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（○）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（○）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「証」「麗」「廣」「盡」「塵」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「サ」「苧」「絲」などについてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向・幅・厚さ）を示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。なお、「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。一、釈文に加えた符号は次の通りである（1頁第1図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。
々々 抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。
■ 抹消により判読困難なもの。

□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

○ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

× 前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

○ 異筆、追筆。

○ 合点。

1 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

・ 校訂に関する註で、原則として釈文の右傍に付し、

〔 〕 本文に置き換えるべき文字を含む場合。

() 右以外の校訂註および説明註。

〔 × 〕 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正

箇所の上傍に・を付し原字を上を要領で右傍に示す。

カ 筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

マ、 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

…… 同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

|| 組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければ

ならなかった場合、行末・行初につけたもの。

* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

○ 釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、

つぎの一八型式からなる（は頁第2回図版）。

○ 11型式 短冊型。

○ 12型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

○ 13型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

○ 14型式 小形矩形のもの。

○ 15型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

○ 16型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方

頭・圭頭など種々の作り方がある。

○ 17型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

○ 18型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖

らせたもの。

○ 19型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は

折損あるいは腐蝕して不明のもの。

○ 20型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作っ

たもの。

○ 21型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

の左右に切り込みを入れたもの。

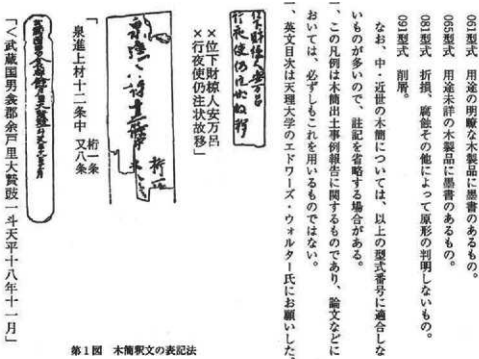
○ 22型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

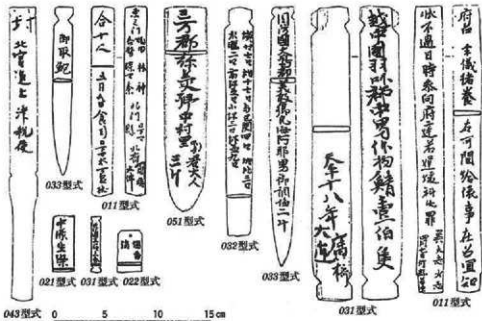
○ 23型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

○ 24型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折

損あるいは腐蝕して不明のもの。



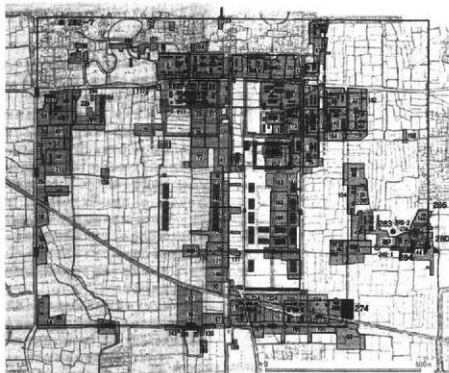
第1図 木簡釈文の表記法



第2図 木簡の形態分類

奈良・平城宮跡 （へいじょうきゅう）

- 1 所在地 一 奈良市佐紀町、二・三 奈良市法華寺町
 - 2 調査期間 一 一九九七年（平9）四月～七月、二 一九九七年一〇月～一九九八年一月、三 一九九七年七月～一〇月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 町田 章
 - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 式部省東方・東面大垣（第二七四次調査）
- 第二七四次調査は、これまで継続して行なってきた壬生門（南面東門）内東方官衙の発掘調査の最終段階として、東面大垣とその周辺約一八〇〇㎡を発掘したものである。調査地は奈良時代前半の式部省東官衙、同後半の神祇官の遺構を検出した第二七三次調査区（本誌第一九号参照）の東隣にあたる宮東南隅である。
- 調査の結果、奈良時代の主な遺構として、宮東面大垣と造宮時の添柱列・堰板溝跡などの関連遺構、溝五条、掘立柱扉二条、掘立柱建物六棟、東一坊大路、暗渠一基、掘状遺構一基などを検出した。



平城宮跡発掘調査位置図

東一坊大路西側溝SD四九五一は、調査区北方にある小子門西脇を経て宮内から南流する排水路で、宮東面外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五〜〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切って本溝が改修され、溝最下層に天平字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

宮内基幹排水路SD三四一〇は、東面大垣の西側を南流する南北溝で、幅六・〇〜七・八m、深さ一・一一・三m。溝の堆積は上下二層に大別でき、奈良時代の堆積土である下層は、幅五・三m、深さ〇・六五〜〇・八m。本溝も数度の改修で遷都当初の堆積は残存せず、やはり奈良時代後半の堆積と考えられる。三〜四期に区分でき、当初は素掘溝だが、後に溝幅を狭め、石積護岸が施される。

東面大垣SA四三四〇は、宮の東面を画する南北方向の築地堀で、約四八m分を検出した。最大二六cmの掘込地盤を施し一層あたり約五cmの厚さで版築したもので、残存高は最大〇・七m、残存基底幅は最大二・六二mである。下層に掘立柱堀はなく、当初から築地堀である。大垣は、奈良時代前半までは調査区中央やや北で開口し、そこを東西溝SD一七六五〇が貫流していた。その開口幅は、遷都当初の第Ⅰ期大垣で南北約六・二m、後に狭められ幅約三・六mと

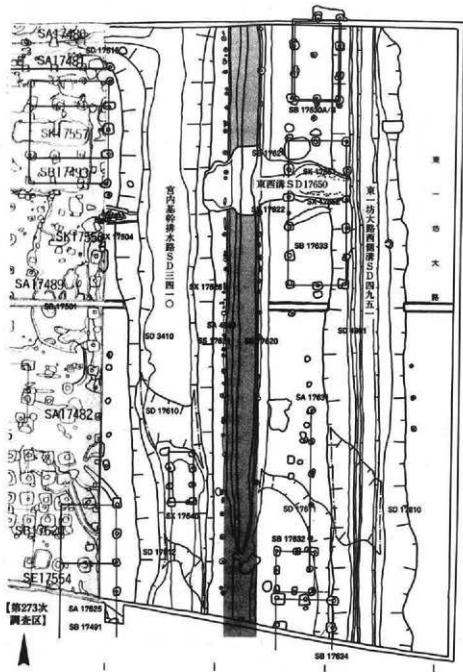
なり、掘立柱に継ぎ足しの第Ⅱ期大垣が造営される。最後に開口部分を埋めて第Ⅲ期大垣が造られ、大垣は完全に閉塞する。

東西溝SD一七六五〇は、東面大垣の開口部分を開渠で抜け、SD三四一〇からSD四九五一に東流する溝。SD三四一〇の水量を軽減し、宮東南隅部分での氾濫を防ぐための分水路と考えられる。

SD一七六五〇Aは遷都当初の基掘溝。幅五・五m、深さ一・五m。大垣造営に先だつたもので、第Ⅰ期大垣造営後も機能した。次に、A溝を埋め立てて、幅を約二・九mに狭めたSD一七六五〇B、さらに改修され幅約一・六mのSD一七六五〇Cとなる。B・C溝には大垣横断部分に石の護岸が、大垣からSD四九五一までの間には杭列護岸が設けられた。C溝は、堆積土・掘立柱から軒瓦六二二五A(Ⅱ-2期-Ⅲ-1期)、埋立土から平城宮Ⅲ古段階(七三〇〜七四〇年頃)の土器が出土しており、天平一〇年(七三八)前後に廃絶、大垣が閉塞する第Ⅲ期の造営もそれ以降と考えられる。

大垣とSD四九五一との間の堀地部分で掘立柱建物五棟、掘立柱堀一条を検出した。このうち、SB一七六三〇A・Bは奈良時代前半、SB一七六三三はSD一七六五〇廃絶後のものである。また、SD三四一〇内で検出した横状遺構SX一七六四〇(桁行三間×梁間一四)は溝の水流を利用した便所遺構の可能性がある。

遺物は、上記三条の溝から大量に出土した。SD一七六五〇埋立土出土土器は一括性が高く、平城宮Ⅲ土器古段階の好資料である。



第274次調査道構配置図 (1:350)

木製品として、加工板、箸状木器、刀装具の様、刀子形、漆器柄、独楽、賽子、算木、すりざら、琴柱、人形、太刀形、鳥形など、金属製品として、和同開珎・万年通宝・神功開宝・金銅装刀子把口金具、金銅鋸、銅銚帯金具、鉸具の弓金具、鉸板、丸網、海老鉸牡金具、刀子、銅大刀装具、銅製人形などが出土した。瓦類の顕著なものとして、三彩軒九瓦、緑釉隔木蓋などがある。

木簡は、SD一七六五〇から一〇四六六(うち副層九四四四点、SD三四一〇から八三三三(うち副層六五五五点、SD四九五二から三〇九五五(うち副層二六六三三三)点)が出土した。SD一七六五〇木簡は、ほとんどB・C溝出土である。SD四九五二木簡は、最下層の木屑混じり暗褐色粘土層とその上のガラス混暗灰砂質土・灰褐色砂層を中心に出土した。SD三四一〇木簡は、主に最下層の灰褐色ガラス・暗灰粘土層から出土した。いずれも上流の宮内で投棄されて調査地に堆積したものが多くと考えられ、特定の史料群を形成するものではない多様な内容である。ただ、SD四九五二出土木簡には東一坊大路上から投棄されたものが含まれる可能性は皆無でなからう。

木簡以外の文字資料として、「蘇」^蘇「莫敢研」^蘇「風」^蘇「北僧坊」^蘇「朝」^蘇「支良女」^蘇「近衛」^蘇「厨」^蘇「西」^蘇「始」^蘇「茹」^蘇「附名」^蘇「朝」^蘇「職」^蘇などと記した墨書土器、「修」「理」「中」「真依」「乙万呂」などの刻印瓦が出土した。

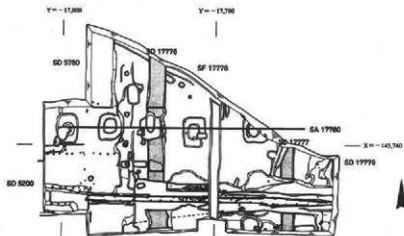
二 東院庭園地区(第二八〇次調査東区)

第二八〇次調査は、東院地区の庭園遺構周辺で南・北・東区の三カ所合計約七〇〇㎡を発掘した。南区では、東院東南隅部分を調査し、東面大垣・南面大垣とその間溝、二条条間路北側溝、庭園の池に様う溝、ガラス敷などを検出した。従来「隅楼」と呼ばれていた楼閣状建物SB五八八〇の全貌が解明され、一間×二間(八尺等間)の身舎に間口一六尺の庇が西と北につく建物、あるいは三間×二間の東西棟に間口一六尺の北庇が東寄りにつく建物であると想定される。北区では、庭園内の東面大垣西側を調査した。東区では、東一坊坊間路と二条条間路との交差点北部を調査し、二条条間路北側溝SD五二〇〇、東一坊坊間路路面とその東西両側溝などを検出した。東一坊坊間路には新旧二時期があつて、当初は坊間路相当の道路として造作され、後に大路と同等の道路に拡幅されたことが判明した。

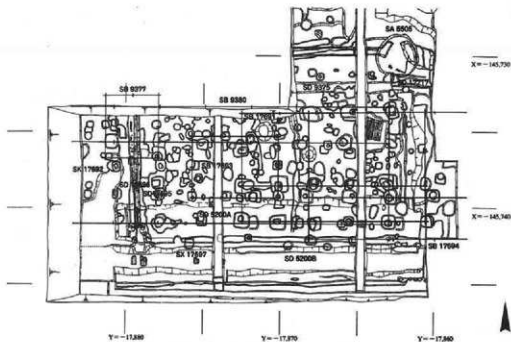
木簡は東区の調査のうち、SD五二〇〇から三点、拡幅後の二条条間路東側溝SD一七七七九から一点、合計四点出土した。

三 東院庭園地区(第二八四次調査南区)

第二八四次調査は、東院庭園の園池南西部の北区、南面大垣から二条条間路北側溝までの南区、合計約七五〇㎡を発掘した。北区では東院上層園池SG五八〇〇B、奈良時代末期の州浜SX一七七七〇、二時期の園池南岸建物SB一七五八二・SB一七七七〇などを



第280次調查東區遺構平面圖 (1:250)



第284次調查南區遺構平面圖 (1:250)

検出した。南区では南面大垣 S A 五五〇五、大垣南雨落溝 S D 九三七五とその下層の東西溝 S D 一七七七一、二条条間路北側溝 S D 五二〇〇 A・B、堀地上で建物五棟・土坑などを検出した。S D 五二〇〇 A は、遷都当初開削の A a 溝と、北岸で約一・七 m 南にずらした A b 溝の二時期がある。S D 五二〇〇 B は、S D 五二〇〇 A を南に約三 m ずらし開削したもので、石組み護岸のない B a 溝、改修して石組み護岸を施した B b 溝の二時期がある。A b 溝から B a 溝への改修時期だが、第二〇次調査で和銅・養老の年紀木簡が出土し、今回も A a 溝から養老六年(七三二)の木簡が出土したが、郡郷制下の可能性がある荷札木簡(三④)も出土しており、確言できない。恭仁遷都前の天平年間前半と推測しておく。S D 五二〇〇 B a 段階では、それまで空閑地であった堀地部分に建物が建てられた。この

8 木簡の釈文・内容

一 式部省東方・東面大垣(第二七四次調査)

東西溝 S D 一七六五〇

(1) 「内蔵出施十四匹 上総布十端 糸州綯

凡布十端

布四十

右依内侍陳進」

282×22×1 011*

(2) ・「申進殿門 薦草十尺八尺束 又菅十尺八尺束 之中菅八尺束 此者道守合在」

〔段カ〕

262×26×4 011

・「 養老三年十月八日 知末呂申

262×26×4 011

(5) ・「内親王宮

神亀カ

(180)×(7)×4 081

(3) □□六斤養老五年十月〔月カ〕 (282)×21×4 081

(4) □老五年四月辰時付神人安麻呂 (180)×22×4 078

うち、掘立柱東西棟建物 S B 一七六九四が最も新しく、桁行三間以上(九尺等間)×梁間二間(九・五尺等間)の身倉に南庇(九・五尺)がつく。しかし S D 五二〇〇 B b が機能する奈良時代末期には、堀地部分は再び空閑地となったと考えられる。

主な遺物としては、S D 五二〇〇 A から馬形、S X 一七七〇一(奈良時代後半の園池南岸建物 S B 一七七〇〇の北欄柱筋の布掘地垂)から齋串、堀地上の南北溝 S D 一七六九五から返方表金具と鈍尾裏金具が出土し、また包含層から新形式の唐草文鬼瓦が出土した。

木簡は、南区の S D 五二〇〇 A から一点、S D 五二〇〇 B から一点、同北岸護岸石巻込めから二点、S B 一七六九四の南庇の西から二基めの柱穴から一点・土坑 S K 一七六九二(時期不明)から一点・出土地不明一点(いずれも判読できず)、合計二五点が出土した。

- | | | | | |
|------|--|--|----------|-----|
| (6) | 中務省解
「召高橋 ^{〔国カ〕} □ ^{〔足〕} 」 | 091 | 157×24×3 | 011 |
| (7) | 「大倭国進楯六十四 [□]
「 [□] 坏 [□] □ [□]
林 [□] 松 [□] 見 [□] 米 [□] 郡 [□] 人 [□] 王 [□] 仍 [□] 款 [□] 可 [□] 便 [□] 」 | (111)×(85)×3 | 081 | |
| (8) | 「伊豆国那賀郡那賀郷 [□]
「 [□] 美濃国厚見郡大 ^{〔狭カ〕} 郷 [□] 」 | (177)×55×4 | 019 | |
| (9) | 「 [□] 米六斗 [□]
「 [□] 智夫郡由良里鴨マ [□] 」 | 242×16×7 | 033 | |
| (10) | 「 [□] 伊予国伊予郡古 ^{〔三カ〕} 崎 [□] 」 | 173×21×5 | 031 | |
| (11) | 「 [□] 搦年魚入一斗七升六合 [□]
「 [□] 員二百卅 [□] 」 | (175)×24×3 | 039 | |
| (12) | 「内舍人平 [□] 」 | (50)×21×6 | 019* | |
| (13) | 「便 ^{〔无位カ〕} 部 [□] □ [□] □ [□] 」 | | 091 | |
| (14) | 「高夫 ^{〔久カ〕} □ [□]
「正八位上 [□] 」(削り残り) | (80)×(17)×3 | 081 | |
| (15) | 「高夫 [□]
「槻本連少床 [□]
「 [□] 穴人 ^{〔瀧カ〕} □ [□] 」 | 高夫久 [□] □ [□]
(126)×(9)×5 | 081 | |
| (16) | 「神正月 [□]
物マ得足 [□]
右三 ^{〔入カ〕} □ [□] 」 | (101)×(38)×4 | 081 | |
| (17) | 「若桜部牛養 [□]
土師宿祿 [□] □ [□] 」 | (218)×18×5 | 081 | |
| (18) | 「連山守 [□] □ [□] 」 | | 091 | |

22

・ 当□
 ・ ×^{〔老カ〕}五年□
 (24) × 16 × 1 081

23

□ 三斗九升
 208 × (6) × 3 081

24

造器
 691

25

□ □
 □ □
 691

宮内基幹排水路S D三四一〇

26

・ □ 上 瓜四丸 茄子六丸 使秋女
 六月八日国麻呂
 (223) × 24 × 3 019

27

「西大寺元興寺□□供養」
 202 × 24 × 3 003*

28

・ 「幅多郷戸主葛木□
 ・ 「同□麻呂 同小園
 (裏面ニ未貫通ノ小升ホボ等間隔ニ一四アリ)
 (120) × 26 × 5 039



東一坊大船西側溝S D四九五

90 「謹解申請給布事合一
 (裏書)

「請請食常 治部」
 210 × 23 × 2 011

31

・ 「謹啓 申請錢□
 □ 注狀 謹□
 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

32

「請間食五□：□五人料□
 (75 + 83) × 23 × 4 019

33

「草湯作料所請如前」
 160 × 22 × 2 011

34

「四月十七日吉田古麻呂」

35

「内務所請真魚
 「 四月一日大×

36

「進酒捌升壹合 正月一日茨田嶋國」
 212 × 23 × 2 011*

37

「進酒捌升壹合 正月一日茨田嶋國」
 212 × 23 × 2 011*

38

「進酒八升一合 正月一日茨田嶋國」
 212 × 23 × 2 011*

39

「進酒八升一合 正月一日茨田嶋國」
 212 × 23 × 2 011*

40 進上 []]

・宝字五年十一月五日] (135)×(15)×4 081

41 [富^カ] 依政所直上
□□式口

(135)×(15)×3 081

42 請□□繩一方少進大伴
如件

□]

・ [] 十二月七日私部 [人成^カ]] 171×56×2 011

43 伊勢部吉成 島賢達
安倍永年 湯坐三□]

・ [] 書生子部人主 大資人紀東人 四月廿六日
合深人] 94×44×2 011

44 十九日參 内舍人
(100)×48×2 081

45 冊村 各五枚 自員外被板十枚。
□□ [村^カ] □]

・ 十一日模作千足 。] (250)×43×5 081

46 [千^カ] 三百卅五枚女瓦 四百五十枚碎瓦
。] (430)×(37)×4 081

47 □日料
・ [月^カ]]
□十八日秦一□ (50)×22×2 081

48 [] 伊勢国鈴鹿郡仕口 (75)×19×2 039

49 [] 伊豆国田方郡久寝郷物部宿奈麻呂調^カ× (175)×33×3 039

50 [] 安房国安房郡口 (122)×29×3 039

51 [] 若狭国三方 [郡^カ]] (65)×(12)×6 081

52 [] 越前国江口口 (97)×15×3 039

・ [] 天平宝字×

53 [] 神門郡朝山郷交易雑魚腊一斗] (174)×26×6 031

54 [] 出雲国仁多郡 横田郷前分一籠
天平宝字×] (126)×31×5 032

55 [] 出雲国大原郡来次郷前 [推^カ] 腊一籠] (180)×24×3 031
天平宝字 [字^カ] 六年

01) 長谷部□□

□□一忌部小龍
(刻線)

(114)×13×4 081

02) 鷹□□放□

三井部里人 公候了□万侶
公候了□

(116)×13×5 081

薦薦部^レ□□^{【部カ】}
麻呂^{【守カ】}
「船□」

(113)×(45)×7 065

03) □大 伴部馬□^{【甘カ】}
□^{【山カ】} □^{【子カ】}
(刻線) (刻線)

091

04) 「V板茂浜成卅」

181×27×3 032

05) 病 下村主□

091

06) □淨足 阿瀧□

□足走 河内国

(33+63)×(43)×3 081

07) 山代国相案□□^{【泉カ】}

(32+34)×(10)×(2) 081

08) 高郡牢□郡合七郡
×郡□□久

「□原京□□□□□」
□^{【東カ】} □^{【加瀬カ】}

(223)×(34)×10 081

09) 鞆二具染□□^{【此カ】}

(116)×13×5 081

80) 麻三斤八兩二分四釐

□麻□五斤十兩鹿角□

□□□□□

(151)×22×3 081

81) □木綿一枚

(96)×13×3 081

82) 天平宝字六年(輪木口)

長(86)×幅(6 061 *

83) 「麻 (楡眉)」

(42)×(26)×1 081

84) 「戸主□^{【部カ】} (楡眉)」

(63)×(23)×1 081

85) 「鴨縣主 (楡眉)」

(63)×(21)×1 081

86) 河内国 (楡眉)

(71)×(26)×1 081

- 67 里^{〔原カ〕}桶 (楡類) (71)×(53)×1 061
- 68 「山背^{〔岡カ〕}」 (楡類) (61)×(23)×0.5 061
- 69 「矢田部 (楡類) (62)×(23)×1 061
- 60 主^{〔主カ〕}牝
・「。○」 (表面上部ニ記号ニツアリ) 156×47×1 066
- 61 善[○]戊[○]戊[○]戊[○]
・「。娶善戊」 157×47×2 065
- 62 妻善妻娶時来
・「眼見眼見不如手作」 (145)×20×2 039*
- 63 嶋坊北一倉魁
・「。不得預」 77×28×7 011*
- 64 大塞[○]
・ (61)×(14)×2 061

- 65 「少国麻呂 口開入長一尺[○]」
・「一寸」 (削り残り)×1.57×21×2 038
- 66 「比者無[○]」
・「生而[○]」 (63)×24×7 019
- 67 「前神神[○]」
・「灰灰疵疵」 (91)×(33)×5 061
- 68 甲斐
・ 士 木善佐美
人国^国
忍 乃止国 未年 (表裏ニ人物画及ヒ相摸絵アリ) (29)×47×4 065
- 69 未^{〔午カ〕}申[□]酉[□]戌[□]
寅[□]卯[□]辰[□]巳[□]午^{〔辰カ〕} 061
- 69 タタタタタタ^{〔刻線〕}
午未申酉戌亥子^{〔丑カ〕}
午未申酉戌亥子丑
タタタタタタ^{〔刻線〕} 061

(1)は、内藏寮が、綿・上総布・糸・凡布などを「内侍腰」によつて支出、某所に進上した際の送り状である。「内侍腰」とは、天平八年(七三六)の「内侍司藤主新所」(『大日本古文書』(編年。以下「大日古」と略す)二一四・八頁)のように、内侍司の腰のことであろう。内藏寮は中務省に属し天皇の宝物や日常の物品を掌る官司。内藏寮が内侍の命で織維製品を支出する例としては、「延喜式」巻一五内藏寮の規定が参考になる。本木簡は綾など高級織物を含まず、御服に関係するかは疑問だが、織殿寮宛の可能性は残る。「内侍腰」により内藏寮が物品を進上する宛先は自ずと限られよう。

(5)の内親王の候補として、表面の年号「神亀」を根拠にすれば、吉備・阿倍・井上・不破などが挙げられる。(6)は、中務省解と書した削附。(7)は、高橋国足を召す召文。天平一〇年に遠江少掾であった人物(『大日古』二一〇八頁)と同一人かは不明。(8)は大倭国(天平九年二月に大養徳国と改名する以前の名称)の進福木簡。下端から三分の一あたり、左から右下に抹消の墨線が引かれる。裏面は飲酒に関すると思しき興味深い習書。あるいは書状の草案か。(9)は荷札。00は美濃国の米の荷札。「和名抄」厚見郡条には市俣郷がみえるが、本木簡の郷名の第一字めはかすかに残る墨痕による限り「大」と読める。01は伊予国の古崎の荷札。これまで類例は少ない(『平城宮木簡』一、三六一号など)。02の高夫久は高句麗系の高氏

の一族か。

SD三四一〇出土木簡は点数が少ない。03は瓜・茄子の進上木簡か。04は西大寺・元興寺での仏事における「供養」に関わる物品の付札か。南都諸寺のうち西大寺・元興寺の二カ寺で行なう「供養」の実態については不明。上端を主頭とし、下端を尖らせ、中央や下に切り込みを入れるやや異型の木簡である。05は荷札。幡多郷は、河内国茨田郡、摂津国有馬郡、遠江国長下郡、相模国余綾郡、備前国上道郡、淡路国三原郡に所在しており、特定できない。

SD四九五一出土木簡は、内容としては、食料・布・銭など物品を請求する木簡、伊勢・伊豆・安房・若狭・越前・出雲・播磨などの荷札、板・瓦など造営に関する木簡、銭の付札などがある。

06は布を請求する木簡。表に異筆があり、裏面記載は常食支給の請求の習書か。07は銭を請求する文書木簡。

08は、吉田古麻呂が草湯を作る材料を請求した木簡。草湯は草薬(煎じ薬)と考えられる。請求先は典薬寮か。医薬関係であることから、吉田古麻呂は、吉田宜の子で奈良時代後期から平安時代初期にかけての医家。吉田連古麻呂と同一人と見なせよう。古麻呂は、宝龜七年(七七六)に正六位上から外従五位下になり、延暦三年(七八四)に侍医のまま内薬正に任じられた人物。なお、「延喜式」巻三七典薬寮に「凡五位已上、有須草薬者、就寮請之」とみえ、貴族が草薬を典薬寮に請求できる規定があるが、古麻呂はそもそも医

家であり、本木簡を古麻呂が五位に昇進後のものと見なす必要は必ずしもなからう。ところで、本木簡には草湯作料の具体的内容が記されていない。請求の具体的品目は別の木簡に書かれ、複数枚で情報伝達されたのか、あるいは別紙などに書かれていたのかは不詳。

④は内務所の魚請求木簡。「内」は天皇の意味か。⑤⑥は酒の進上木簡。記載内容は同一。同筆と思われ、法量もほぼ同じであるが、⑤が数字が大字で日付・署名が小書き右寄せであるのに対し、⑥は一行書きで数字も大字を用いず、書風もより大らかである。元日付で珍しく、正月各官司で催された饗宴に供する酒に関わるものか。

⑦は、政所の宣によって□□^(馬)を進上した木簡。「政所」の語を記した木簡は、調査区の上流、宮内の第二二次調査、第一〇四次調査で出土例があるが〔平城宮木簡〕二、二六二五号、〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕〔以下「概報」と略記〕二二―一五頁、具体的にどここの官衙ないしは貴族家のそれかは不明である。

⑧は縄の請求に関する木簡か。「進」は、「職」「坊」の第三等官。⑨は、本調査区南側の第三二次調査で、奈良時代末のSD三三四一〇・SD二二五〇から出土した□□^(馬)式升少進大伴宿禰□□^(所)などとする木簡〔平城宮木簡〕三、三三三八号と書式・記載が類似しており、⑨の「少進大伴」以下欠失部にも「宿禰所請」とあった可能性が高い。ちなみに、第二五九次調査でも「大伴少進」と書いた木簡が東西溝SD一六〇〇〔SD三三四一〇・四九五一の上流域の宮内道

路南側溝〕から出土し、奈良時代末の皇后宮職官人と推定されている(本誌第一八号参照)が、これら三者の関係は判然としない。

⑩は、六人の名前を連ねた匿名。召文の類か。左右は二次的削りか。表の上部には現状では墨痕が確認できない。「高賢達」「子部人主」「紀東人」は天平勝宝年間の造東大寺司写経所関係文書に散見する人物である。高賢達は天平勝宝六年(七五四)一月に東大寺写経所の裝潢として布施を受け〔大日吉〕一三一―二四頁、同七年二月、四月に東大寺の請経使となっている人物〔同〕一三一―三二頁、三六〇八頁、一三一―七四頁。書生の子部人主も天平勝宝四年二月にみえる〔同〕一―一三二頁。紀東人は、天平勝宝四年七月、同五年八月に大納言藤原仲麻呂家から東大寺務所へ請経使として赴いた仲麻呂家資人〔同〕三一―五八五頁、四一九七頁。東人の肩書き「大資人」は、「オホトネリ」と訓じて大舍人を意味するか。⑪の裏面、日下の「乘二□」は、第二五九次調査でSD一六〇〇から出土した春宮坊主勝監解にみえる乗一万か(本誌第一八号参照)。

⑫は安房国の荷札。安房国は天平一二年上総国に併せられており、恐らく、天平宝字元年(七五七)再置後のものであろう。⑬⑭は出雲国の荷札。⑮に「前分」とみえ、⑯も同じであろう。「前分」は文獻的には貢納物を収納する際の役人の手数料と言われるが〔葦日本紀〕天平勝宝八載一月丁巳巻、木簡の「前分」の語義は未詳。類例として、奈良県藤原京跡石京五条四坊、兵庫県見籠岡遺跡

で出土している（本誌第一五・一六号参照）が、平城宮で「前分」と記した荷札木簡が出土したのはこれが初めてで、注目に値する。

⑤は銭五千文の付札。記載の三六斤四兩は、一斤六〇・一六七〇として計算すると二一・七五二四・二八兩となり、一文の重さは四・三五一四・八五と算出できる。重量的にみて、本木簡が付された銭は天平宝字四年鑄造の万年通宝とみても過不足ない。⑥は、民領の木簡遺徳が一十文を「貫」した付札。一十文の下、日付は右寄せ小書きを意識して書き出すが、宝字以下は再び大きな字で中央に書す。「貫」は、一十文を単位として差し銭にすることか。「民領」の語は、第三次補足調査（城）四一（一五頁）や西隆寺跡出土木簡などにみえ、業務の責任者の意。木簡氏は大化前代に散見する百済系氏族であるが、八世紀の所見は珍しい。「一十文年月日ノ・貫民領某」なる木簡の出土例としては、第一〇四次調査で東院西辺の南北溝SD三三三六C（SD四九五一の上産城に相当）から出土した、天平神護二年（七六六）二月の「山三上」（長さ一〇五mm幅一八mm厚さ五mm、〇二二型式）^⑦（一二一六頁）があり、書式・形態・法量が酷似する。また、第一次調査で内裏東大溝SD二七〇〇から出土した「一十文ノ・〇〇〇〇〇〇」（長さ八四mm幅二二mm厚さ四mm、〇二二型式）^⑧（一九一七頁）も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貫民領思我馬業」と釈読でき、これらと同様の木簡である。⑨は








「貫」の字と名前しか記載されていないが、⑥と同様に銭の付札とみなせよう。天平勝宝七歳（七五五）の班田司史生の三勢（美彩）広足（大日古）^⑩（一八）と同一人か。

⑪の「上道朝臣」は、天平宝字元年（七五七）七月、上道臣斐太都が橘奈良麻呂らを密告した功をもって朝臣と賜姓されて以降のもの。国史では他に千若・広成の例が知られるが、平城京時代の者としては斐太都のみが文献的に知られるだけである。

⑫の「公侯マ」は、天平宝字元年三月に君子部を吉美侯部と改め、ほどなく吉弥侯部に改められ、また、姓「君」が天平宝字三年一〇月に「公」字に改められているので、それ以降の表記と思われる。











⑬は、槍柄に墨書したものの、同一個体か。⑭は形状類似の薄いやや幅広の長方形の材（用途未詳）に墨書されたもので、ほぼ一括して出土した五点の一部である。記載内容に記号もあり、その意味は不明。⑮は「善妻娶時來」などと書いた習書木簡。⑯に類似の表現がみえ、出土地点も近接しており、⑰と⑱は一連のものか。⑲は、嶋坊の北一倉の匙（善老鏡の牡金具）の所謂キーホルダー木簡。嶋坊の所在地については確言できないが、『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）二月己酉条や「造寺雜物請用帳」（大日古）^⑳（二五—三二六頁）にみえる法華寺の外嶋院か。㉑は十二支を記した木簡。二条大路木簡などに類似例がある（城）^㉒（三二—四二頁、二九—四〇頁、三三—四四頁）。

二 東院庭園地区(第二八〇次調査東区)
東二坊坊間路東側溝SD一七七七九

- (1) 若狭国速敷郡  (300)×23×3 019
- (2) ・「美作国勝田郡川辺郷庸米五斗」
・「」
193×21×7 032
- (3) 「讃岐国寒川郡造太郷 」
171×21×5 032
- (4) □ 天平神護二年
(91)×(30)×3 081
- (5) ・ □ 受   夜 □
・  
(150)×(16)×6 081
- 二 桑名國路北側溝SD五二〇〇
- (6) 天天 (表二花喰鳥ノ絵、裏二花ノ絵アリ)
(140)×(33)×17 066
- (7) □ 田朝臣
(148)×(10)×3 081

(1)(2)(3)はいずれも荷札。(1)の佐分郷は、天長二年(八二五)七月に速敷郡から大飯郡が分立して以降は大飯郡に属する。(2)(3)は庸米の荷札。(5)は習書。(6)は用途不明の木製品の破片に墨書したもの。表には文字以外に、細長い茎の先につばみがつく植物と、葉が生い茂る枝をくわえる尾の長い鳥が描かれ、裏には五弁の花を中心とし、周囲に三葉一對の葉が数枚生えた植物が描かれている。

三 東院庭園地区(第二八四次調査南区)
二 桑名國路北側溝SD五二〇〇A

- (1) ・    □
(142)×(11)×3 081
- (2) 「召」
(42)×(9)×1.5 081
- (3) □ 万呂 丈マ三綱
(120)×23×2 019
- (4) ・ 「近江国印旛郡 」
・ 「穴太子  俄」
(179)×23×4 038
- (5) ・ 「若狭国速敷郡   」
・ 「養老   月」
(174)×13×3 031

(6) □右美作国英多郡

・ 妻人マ^(公)万呂三斗 □□
(18) × 16 × 3 030

(7) □^[家]家家家家家家家

・ □^[通]航□□庫澤
(27) × 13 × 2 031

二条倉間路北側溝SD五二〇〇B

(8) ×郡野田郷膳マ□□
(19) × 23 × 7 031

二条倉間路北側溝SD五二〇〇Bb北岸溝岸石書込め

(9) 「▽胎酢▽」
111 × (20) × 2 031

(10) □□□□□

・ 養老四年八月一×]
(20) × (16) × 4 031

(1)は、山陽道の駅長等に発した符形式の文書木簡の断片で、注目される。ただ、いかなる主体が符を駅長に発給するのか、詳細は検討を要しよう。(2)(3)は一括して出土した材質類似のもの。直接接続はしないが、一連の可能性がある。(4)(5)(6)は荷札。(4)の「印勘郡」は伊香郡のことか。(5)の「野」以下の割書き部分の墨痕は極めて薄

い。左側面は二次的調整を被る。(7)は習書。(8)の「野田郷」は、

「和名抄」では下総国通埴郡・越前国丹生郡・同足羽郡に所在する。

(9)は、胎(イガイ、胎貝とも)のすしの付札。左側面は割れ。(10)の養老の年紀木簡は、本来SD五二〇〇Aの遺物であったものが、SD

五二〇〇Bbの裏込めに混入したもののか。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八—

III」(一九九八年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三四(一九九八年)

(山下信一郎)



(奈良)

た。

文化財研究所が行なった平城京内の発掘調査では、次の五件(六ヶ所)において計七七二点の木簡が出土した。

6 遺跡の年代 八世紀
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九七年度に奈良国立

奈良・平城京跡(1)

(へいじょうきょう)

1 所在地

一・二・三 奈良市法華寺町、四 奈良市横領町、
五 奈良市三条大路二丁目

2 調査期間

一 一九九七年(平)七月一〇月、二 一九九八年一月一二月、三 一九九七年一〇月一二月、四 一九九七年一月一二月、一九九八年三月、五 一九九七年五月

3 発掘機関

奈良国立文化財研究所平城京跡発掘調査部

4 調査担当者

代表 町田 章

5 遺跡の種類

都城跡

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路(第二八一次調査)

この調査は分譲住宅建設に伴うもので、面積八七〇㎡の調査区を設けて実施した。主な検出遺構には、二条条間路SF七〇九五及びその北側溝SD七〇九〇、南側溝SD七二〇〇、門SB七二一〇などがある。

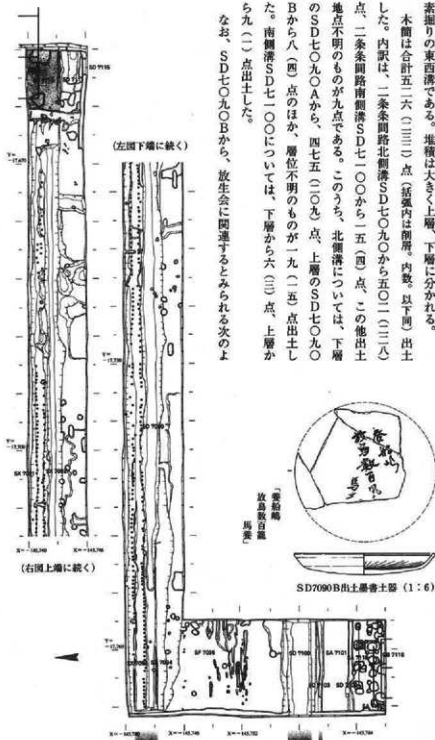
SF七〇九五は路面幅約二二m、側溝心々間約一六・二mを測る。SD七〇九〇は長さ約一一〇mにわたり検出した素掘りの東西溝で、奈良時代中頃に改修されている。改修前の溝SD七〇九〇Aは、幅約三・八mで、東流している。改修後の溝SD七〇九〇Bは、幅約二・〇mで西流し、当初の流水方向とは逆転している。この改修は門SB七二一〇の基壇がSD七〇九〇Aを埋め立てた上に築かれていることから考えて、この門の造営に伴うものとみられる。

SB七二一〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条条間路と東二坊坊間東小路がT字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇構築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年(七四八)であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀淨土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

SD七〇〇は、約一三mにわたって検出した、幅約四・六mの素掘りの東西溝である。堆積は大きく上層、下層に分かれる。

木間は合計五二六(三三)点(括弧内は削層、内敷、以下同)出土した。内訳は、二条条間路北側溝SD七〇九〇から五〇二(二八)点、二条条間路南側溝SD七一〇〇から一五(四)点、この他出土地点不明のものが九点である。このうち、北側溝については、下層のSD七〇九〇Aから、四七五(二〇)点、上層のSD七〇九〇Bから八(四)点のほか、層位不明のものが一九(一五)点出土した。南側溝SD七一〇〇については、下層から六(三)点、上層から九(一)点出土した。

なお、SD七〇九〇Bから、放生会に関連するとみられる次のよ



第281次調査遺構平面図 (1:400)

うな墨書を底部外面にもつ土師器皿が出土した。

「養船嶋」

放鳥敷百籠

「馬養」

外面はナテ調整を、内面は一段の放射暗文を施している。

二 左京二条二坊十一坪(第二八九次調査)

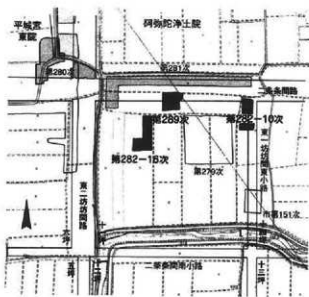
この調査は分譲住宅建設に伴うものである。第二八一次調査区のすぐ南にあたり、左京二条二坊十一坪を東西に二分する地点を含む。調査面積は約一八二㎡である。

検出した主な遺構は、二条条間路SF七〇九五及びその南側溝SD七二〇〇、奈良時代前半の東西溝SD七二九〇A・B、同じく奈良時代前半の掘立柱建物SB七二九一・七二九二、奈良時代後半の門SB七三〇〇、同じく奈良時代後半の東西溝SD七二九五A・Bなどである。

SF七〇九五は南端のみ検出した。SD七二〇〇は、幅四・五m、深さ〇・七mの素掘りの溝。土層は大きく上層・下層に分けられる。SD七二九〇Aは、幅〇・四m、深さ〇・五mの素掘りの東西溝である。調査区西端のみで検出し、大部分はSD七二九〇Bと重なっているが、本来は調査区を東西に貫流していたと思われる。

SD七二九〇Bは、幅一・六m、深さ〇・六mの素掘りの東西溝である。SD七二九〇Aと同じく南側溝SD七二〇〇の南肩から約

二・〇mの間隔をおいて流れる。SD七二九〇Aを拡幅して調査区西端で北折させたもの。土層は大きく上層、下層に分けられる。上層は人為的な埴土で、下層は堆積土である。調査区西半では、最下層に木屑を多く含む砂層を検出した。下層から都里制下の付札が出土し、最上層から奈良時代初頭の土師器が出土している。比較的小規模な短期間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側



左京二条二坊十一坪調査位置図(1:3000)

溝に流すために設けられた溝と思われる。

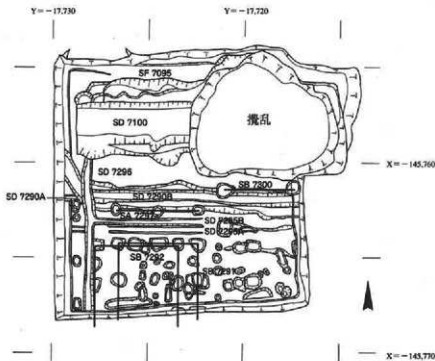
SB七二九一・SB七二九二は、いずれも十一坪内の南北棟建物で、桁行三間以上、梁間二間で、柱間は七尺等間である。東西にわずかにずらして建て替えているが、柱穴の重複はなく、いずれが古いかは決められない。これらの柱を抜き取った後に、後述するSD七二九五Aの木樋を据えている。

SB七三〇〇は、左京二条二坊十一坪の北に開く棟門である。柱間約三・九m（二三尺）。東西溝SD七二九〇Bを埋め戻した後に築かれている。この門の存在から、この東西延長上、つまりSD七二九〇Bを埋めた上に十一坪の北面築地が造られたことが想定できるが、築地底部の積土は削平されていて検出できなかった。

SD七二九五Aは、門SB七三〇〇に取り付く築地の南雨落溝である。調査区中央部分では幅約四五cm、現存長約四・〇mの木樋を設けているが、それ以外は幅約〇・六m、深さ約一五cmの素掘溝である。木樋の四隅に沈下防止用の瓦を敷いているが、うち一点は六六三C型式の軒平瓦であり、木樋、さらには築地、門SB七三〇〇の造営時期が平成遺都後に降ることが推定できる。

なお、築地北雨落溝は検出しておらず、二条中間路南側溝SD七二九〇と兼用していたと考えられる。

SD七二九五Bは、SD七二九五Aを北にずらして付け替えたもの。調査区中央部では幅四〇cmの木樋を設けている。北側板は現存



第289次調査遺構平面図 (1:200)

長約0.8mであり、南側板はSD七二九五Aの木簡北側板をそのまま用いている。木簡以外の部分では幅0.4m、深さ1.5mの素掘溝である。

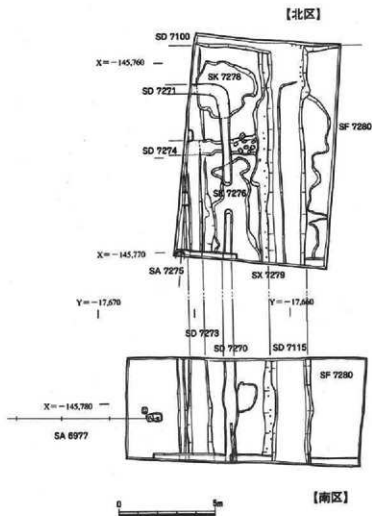
木簡は合計三三一点出土した。内訳は、SD七二〇〇から一三三点、SB七二九二の柱穴から一点である。

三 左京二条二坊十一坪(第二八二一〇次調査)

この調査は個人住宅建設と駐車場建設に伴うもので、南北に近接した二つの調査区を設定して実施した。調査面積は計一五〇㎡。遺存地割では左京二条二坊十一坪東面の東二坊坊間東小路と北面の二条条間路が交差する地点、及び交差点の西南部分の坪内にあたる。

検出した主な遺構は、東二坊坊間東小路SF七二八〇及びその西側溝SD七一一五、二条条間路南側溝SD七二〇〇、東西溝SD七

二七四、南北溝SD七二七〇、東西溝SD七二七一、南北溝SD七二七三、土坑SK七二七六などがある。
東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五は上端幅二.〇m、底部幅一.四m、深さ約〇.七mの南北溝である。



第282-10次調査遺構平面図 (1:200)

SD七二七四は幅〇・八m、深さ一五cmの東西溝で、北区の中心で西側溝SD七一一五に流れ込んでいる。底部には直径二〇cm前後の浅いくぼみが連続しており、底石を抜きとった痕跡とも考えられる。西側溝SD七一一五の東側は東二坊坊間東小路の路面敷SF七二八〇にあたる。やや東に向かって高くなっているが、舗装を施していた形跡はない。

二条条間路南側溝SD七二〇〇については溝の南側を検出したにとどまる。溝の堆積土は西側溝SD七一一五と一体となっている。

南北溝SD七二七〇は西側溝の西側から一・九―二・〇mの間隔をおいて西にある、断面が箱形の南北溝で、北端は西に延びる東西溝SD七二七一に接続する。東西溝SD七二七四よりも古い。幅四〇―六〇cm、深さは二五cmほどで、北区の中で一・二mの間途切れしており、この部分に向かって南北から溝底が次第に浅くなっている。溝の中には南区で薄い板材が重なった状態で埋まっており、また平城宮I期ないしII期に属する時期の土師器片が多く出土した。

東西溝SD七二七一も二条条間路南側溝SD七二〇〇の南側から約二mの位置にある。このL字形に続く溝は、道路側溝の内側で一坪を開き施設と推定される。

SD七二七三は西側溝SD七一一五の西側から三・一―三・六mの間隔をおいた位置にある。幅八〇―一二〇cm、深さ約二〇cmの南北溝である。この溝は小路西側溝との間に想定される築地塀の西側

兩落溝と考えられる。

なお、この築地塀想定位置には築地の痕跡はなく、浅い不整形の土坑SK七二七六があり、木簡や木製品などが腐植質土とともに堆積していた。

木簡は合計五四(二)点が出土した。内訳は、東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五から四一(二)点、土坑SK七二七六から六点、東西溝SD七二七四から三点のほか、出土遺構不明のもの四点がある。

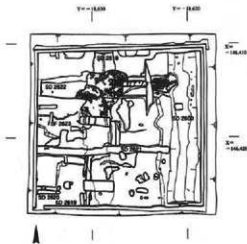
四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

この調査は工場改築に伴い実施したものである。調査地は平城宮の南端から四〇〇m南に位置する。調査は第二八八・二九〇次の二次にわたって行ない、総面積は約二〇〇㎡である。

第二八八次調査区は北区と南区に分かれる。

北区(約四〇〇㎡)では、朱雀大路と三条条間南小路の交差点の検出を目的とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇、その西側に想定される三・四坪東辺築地塀西側の南北溝SD二六一八、三条条間南小路SF二六二三、及びこの南側溝SD二六二二、北側溝SD二六二二のほか、溝三条などを検出した。

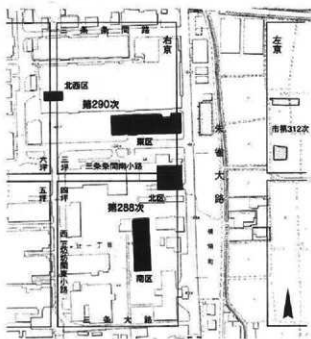
このうちSD二六〇〇は奈良時代を通じて機能した。一方、三条条間南小路は当初造られず、三・四坪東辺をSD二六一八が貫流しており、少なくとも三・四坪は一括した占地が行なわれていたらしい。その後、三条条間南小路を設けてこの部分のSD二六一八を埋



第288次調査北区遺構平面図 (1:400)

め、三・四坪は分割される。但し、三条条間南小路東端の朱雀大路西側溝S D二六〇〇を渡る部分に橋が設けられたような痕跡はない。南区(約六〇〇㎡)は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

第二九〇次調査区は、東区と北西区に分かれる。東区(約九〇〇㎡)は、三坪内の様相を明らかにすることを目的



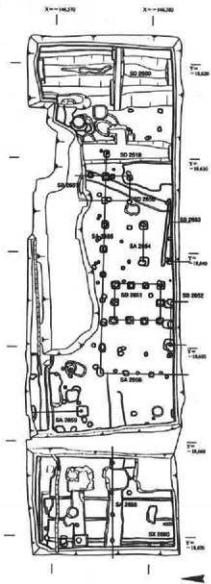
右京三条一坊三・四坪調査位置図 (1:3000)

とし、朱雀大路西側溝S D二六〇〇のほか、堀五条、掘立柱建物四棟、溝一条などを検出した。北西区(約一〇五〇㎡)は、西一坊坊間東小路の検出を目的とし、同小路S F二六四二一、及びその東側溝S D二六四〇、西側溝S D二六四一などを検出した。

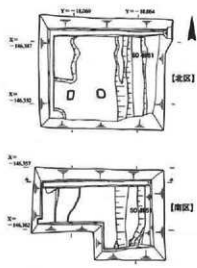
このうち、木簡は、第二八八次北区及び第二九〇次東区の朱雀大路西側溝SD二六〇〇から合計二二点出土した。SD二六〇〇は、幅約三・〇m、深さ約〇・九mで、兩岸に部分的に護岸の杭が残っていた。

五 左京三条一坊十四坪（第二八二—三次調査）

この調査は店舗建設の事前調査である。左京三条一坊十四坪東辺のほぼ中央部にあたる位置に、南北二つの調査区を設定した。検出した主な遺構は、東一坊大路西側溝SD四九五一である。この溝は一九九七年度の第二七四次調査（平城宮小子門南の東面大垣の調査。本号六頁、山下信一郎・奈良・平城宮跡 参照、一九六五年度の第三二次調査（平城宮東南隅の調査、一九九二年度の第二三三—九次調査（左京三条一坊十六坪東辺の調査。本誌第一五号）、一九七九年度の第一一八—八次調査（左京三条一坊十五坪東辺の調査。本誌第一号）など）で木簡が出土した溝の下流にあたる。土層は大きく二層に分かれる。木簡はSD四九五一の下層を中心に一三九（二二）点が出土した。



第290次調査南区
遺構平面図（1：400）



第282—3次調査
遺構平面図（1：300）

04 ・〔∨〕近江国浅井郡益〔□〕

・〔∨〕□□□□□□□□] 286×24×3 032

05 〔∨〕近江国〔井カ〕

182×23×3 033

06 ・〔∨〕浅井郡新家〔里カ〕

・〔∨〕□主寸石〔聯カ〕] 155×16×2 033

07 ・〔∨〕近江国伊香郡余領郷戸主栗田臣船麻呂戸栗田臣

■牛麻呂庸米]

・〔一俵 天平廿年九月廿六日

■] 216×26×3 031*

08 ・〔∨〕美濃国不破郡□□里勝族百足廣□]

・〔∨〕十九州九□□] 185×23×4 032

〔十九州九〕(前書ニヨル重書)

09 ・〔∨〕野国本棟郡栗栖田郷刑マ石寸]

・〔∨〕庸米六斗] 178×23×3 033

20 〔∨〕美濃国山県郡出石郷丸マ□方呂三斗]

・〔∨〕守マ阿止見三斗 右六斗] 197×20×5 033

21 若狭国遠敷郡車持郷長マ里□□□□□□□□] 199×24×4 065

22 〔∨〕越中国羽咋郡邑知郷衛士乃止臣吉方呂]

・〔∨〕錢六百元] 151×19×6 032

23 〔∨〕越中国鳳至郡小屋郷宮作衛士車以マ牛廿六百元]

・〔∨〕天平廿年十二月十一日] 202×23×5 032










24 〔∨〕青海郷□川里□□□□□□□□連書

・〔] 六斗神□□] (126)×23×4 019

25 〔∨〕丹波国水上郡春マ里生マ真君依] 212×20×5 031

26 〔∨〕丹波国水上郡

・〔∨〕廣□□] (126)×23×4 033

- 27) 「▽丹波国何鹿郡文井郷槻本里  二人六斗」
245×93×5 031
- 28) 「▽佐須里伊支須二斗」
158×92×4 032
- 29) 「上岡里人 」
〔廣庭〕
(140)×17×3 031
- 30) ×郡法太里▽
・ □人俵 ▽
(84)×33×4 039
- 31) 「▽美作国真嶋郡 □」
・ ▽ 天平 ×
(89)×(14)×5 039
- 32) 「▽備前国乾意毗耆斗伍升▽」
235×22×8 031
- 33) 「▽備前国大来郡八浜里御調
・ ▽魚膳一斗五升
(143)×21×3 039
- 34) 「▽安芸国佐伯郡中 」
(79)×23×3 039
- 35) 「▽周防国大 ×
(74)×17×5 039
- 36) 「淡路国御原郡 」 212×(9)×5 031
- 37) 「▽阿波国板野郡田上郷
・ ▽戸主宗何マ麻呂庸米」
172×22×5 032
- 38) 「▽阿波国板野郡 」
(147)×(19)×6 039
- 39) 「▽阿波国板野郷 ×
・ ▽ 」
(84)×(12)×6 039
- 40) 
〔高井郷カ〕
〔家里物マカ〕〔俵カ〕
(157)×23×5 019
- 41) 「▽阿波国名方郡佐濃郷」
・ ▽ 刀林 阿婆マ古万呂
136×22×6 033
- 42) 「▽讃岐国香川郡成  桑公養▽」
〔会カ〕
169×23×4 031
- 43) 「讃岐国多度郡御井郷神奴烏庸米六斗」
・ ▽ 神龟五年
177×18×7 051*
- 44) 「  郡旦地郷川音里」
・ 庸米六斗
(120)×25×4 029

- 45 「▽田比之弘鹿皮三枚」 132×57×5 032
- 46 □□庸米六斗 (113)×53×6 019
- 47 「▽平□□□^{〔庸米〕}」
・「▽□斗」 151×53×2 033
- 48 「□□富乎五斗私マ枚石一斗并六斗」194×177×4 081
- 49 ・「□□ 戸主春マ公酒人五斗」
□ □ ▽ 231×231×4 039
- 50 ×里大□□^{〔黄穴〕}「□五」^{〔斗米〕} (127)×(14)×6 039
- 51 「▽度田里延一連」 141×27×5 032
- 52 □□嶋一抜▽ (80)×59×5 039
- 53 「▽五斗七升」 (111)×20×5 039
- 54 ・□部郷「□」 (73)×(11)×4 081
・□□□□
- 55 □□首郷 (80)×20×5 039
- 56 ・「□□□□」
・「天平廿年九月」 130×53×8 081
- 57 五斗和銅八年八月八日▽ (108)×53×5 039
- 58 □□□□^{〔五斗米〕}年八月十一日▽ (146)×53×5 039
- 59 ・「▽部□□麻呂進交易錢一貫」
・「▽校丸部嶋守二月廿九日」 187×53×3 032
- 60 ・「▽七十二文
店□□十六文」
・「▽市□廿三文
合百十一文」 119×28×4 032
- 61 「▽六百十八文」 114×23×3 032
- 62 ・□□□□^{〔錢廿文〕}
・□□□□^{〔文〕} (79)×(8)×2 081
- 63 「▽辨□□^{〔米〕}
五分」 70×20×2 032
- 64 「▽左衛士府▽」 96×27×4 031
- 65 「右大殿▽」 115×19×4 032

- 69 〔＜耳中マ百
・ 〕右八月〔廿五〕
(59)×55×4 089
- 67 〔＜七気丸求給遣无離中丸尔在＞〕
222×22×3 043
- 66 比壳太利 破奈利古 米 宇
(265)×25×4 081
- 65 〔東十四日不十〔廿五〕参東廿日〕
122×(11)×5 081
- 64 〔子木堅〔板釘カ〕〔寸カ〕
六長〕釘カ
板附平釘廿八長八分
309×18×5 055
- 63 〔〔五十四〕
前軽マ黒槽六十〕 319×22×4 011
- 62 〔女若子人〔舍カ〕
三斗〕 (125)×(6)×2 081
- 61 〔番部〔領カ〕麻呂組二飯一
〕 (157)×(24)×4 081
- 60 〔〔万呂 宇万呂 大食 小熊
大村 右五人〕
(229)×12×4 081
- 69 前勝万呂 (制紙)
物名万呂 泰首経
万呂 泰常法万
葛野連
夜麻
連益国
(172)×55×5 081
- 68 〔〔大原史栗槽万呂
〕
(101)×18×2 019
- 67 〔〔〔〔大
麻呂〕
(202)×(15)×4 081
- 66 〔〔〔〔〔位カ〕
〕
從八位上上毛野〔牛養カ〕
(227)×(10)×7 051
- 65 〔神人部 (表面)
〕〔〔〔〔神カ〕
〕 (裏面)
(82)×28×12 045
- 64 〔〔〔〔〔右組面〕
〕
大尔波女
(129)×17×2 081
- 63 〔〔〔〔〔大私
〕
大生
(47)×(20)×2 081

1997年出土の木簡

04	□□□ ^{〔日受カ〕}	091
05	× ^{〔大〕} 理 ^{〔大〕} 太 ^{〔大〕} 理 ^{〔大〕}	091
06	川×一□	091
07	□道 ^{〔面カ〕} 而 ^{〔面カ〕} 道 ^{〔面カ〕} 道 ^{〔面カ〕} 而 ^{〔面カ〕} 而 ^{〔面カ〕}	091
08	□□□刀支受	091
09	□波 ^{〔可カ〕} 郡 ^{〔可カ〕}	091
04	□□□ ^{〔日置君カ〕} 麻 ^{〔麻カ〕} カ	091
04	巳午未申酉戌 ^{〔亥カ〕}	091
04	千千千千□	091
04	林□林林林	091
04	葉□□	091

二条桑間路北側溝SD七〇九〇B

□□^{〔銅カ〕}年□□^{〔九月カ〕}

091

出土地点不明

04 千磯マ刀良□ 玉作マ五百足

□□^{〔解カ〕} (188)×(11)×7 081

04 〇甲第五隠受五□三

□□ (282)×(8)×5 081

二条桑間路南側溝SD七二〇〇上層

04 泰足人恐々頓首啓□□□侍者 右令□須来月望

□□^{〔實件尊宅カ〕}享恩沢

神龜元年七月十九□□□□^{〔日カ〕} (201)×(30)×6 011

04 □□□^{〔奉カ〕}上物マ官万呂

□□ (177)×(10)×7 081

04 由加加御□男□□^{〔奥カ〕}□^{〔君カ〕}

□□□□□□□□^{〔三カ〕}

廿四日奉行□

(185)×16×4 059

四 ×調緯巻X (82)×84×81

四 「銚三隻」 (82)×84×81

四 「古万呂」 (102)×67×81

・上十丈マル (102)×67×81

玉作
大伴得



「書」 (12)×15×3 81

四 「書」 (コノ他、表裏二人面・動物園ナドリ) (12)×9×6 81

SD七〇九〇A (改修前) 出土の木簡では、年紀を記したものと
して、初のと第八年(七二五)、時の神龜五年(七二八)、時の神「龜
カ」(七二四―七二九)、時の神龜五年(七二八)、時の神「龜
(七二九―七六七)がある。これらを含め、郡里制下(大宝元年〔七
〇一〕―靈龜三年〔七二七〕)の年紀または地名表記をもつものが九点、
郡里制または郡郷里制下(大宝元年〔七〇一〕―天平二年〔七四〇〕)
のものが四点、郡郷里制下(靈龜三年〔七二七〕―天平二年〔七四〇〕)
のものが五点、郡郷里制または郡郷制下(靈龜三年〔七二七〕
―)のものが九点、郡郷制下(天平二年〔七四〇〕―)のものが三
点ある。これらの分布をみると、調査区中央部の約四〇mの範囲で

は郡郷里制以後(七二七)のものが集中し、郡里制のものがみ
られないのに対し、その他の地区はほとんど郡里制のもので占められ
るという階だつた偏りを示す。

内容を見ると、後官務所からの文書木簡(3)が注目される。文意は
不明であるが、「後宮」の語が律令の規定通り用いられていたとす
ると、妃、夫人、嬪を指す。出土したのが現法華寺、つまり藤原不
比等邸のすぐ南であったことを考えると、立后前にここに居住して
いた聖武夫人藤原光明子にあたる可能性が高く、この木簡は光明子
の家政機関から発給された文書ということになる。なお、以上の推
定が正しければ、日付が「閏九月二日」とすると神龜四年(七二七)
以外に可能性はなく、光明子が皇子を出産する(閏九月二日)直
前である。他に光明子に関係する可能性があるものとしては、「右
大殿」と記した付札(8)がある。これが右大臣を指すとすれば、藤原
不比等、長屋王あるいは藤原武智麻呂が候補となろう。

また、付札が多いことが注意される。貫達地別にみると、駿河国
駿河郡古家里(0203)、近江国浅井郡(0409)、丹波国水上郡(04
09)、阿波国板野郡(0909)に偏りがある。税目を見ると、唐米付
札(0809、0304、0409)など明記されたもの八点、その他可能性の高いもの
四点が多い。これには越中国衛士養錢付札(8)も併せて考えるべ
きであろう。なお、(8)にみえる「宮作衛士」は、宮の造営に携わる
べき衛士が存在したことを示しており、軍防令第一条衛士上下条

の「即非別動、不得雜使」の規定との関わりで注意される。

この他、宿直を報告する文書木簡(2)、造営資材に関する木簡(4)(5) 四、左衛士府関係の付札、漢の封緘木簡、論語の習書、鈔、銭付札など銭に関するもの、鈔、鈔、鈔が注意される。なお、鈔の銭付札にみえる九部嶋守は、正倉院文書に天平一年(七三九)から天平二〇年(七四八)頃にかけて経師などとしてみえる人物と同一人か。鈔にみえる「耳中」は後に「紀」に改められた(『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条)が、『続日本紀』以外の史料ではこれが初出であろう。(6)裏面の「年」は則天文字を用いる。

SD七〇九〇B(改修巻)からは和銅□年九月とみられる年紀をもつ鈔が出土した。削屑であり、木簡作成の日付を示すか否かは不詳。SD七一〇〇では、上層から神龜元年(七二四)の年紀をもつ文書木簡(四)が出土している。

二 左京二条一坊十一坪(第二八九次調査)

二 条倉庫跡簡類SD七二〇〇

- (1) [] []
 中上 [] []
 生マ由 [] [] (美々)
 生マ豊 [] []
 152×(8)×3 081
 ・ [] [] [] [] [] []
 美濃国片栗郡 [] [] 神々
 155×21×3 019

- (3) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 尾治 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 尾治 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 武義郡 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 郷高里 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 (153)×(15)×6 089
- (4) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 龜元年
 (145)×(10)×3 061
- (5) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 白髪マ大麻呂 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 麻米六斗儀
 白 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 麻 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 米 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 六 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 斗 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 儀 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 (165)×25×4 011
- (6) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 麻米六斗儀
 (188)×(5)×3 051
- (7) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 凡人冬之儀
 (88)×17×5 018
- (8) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 柄 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 小辨一柄 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 (217)×27×6 011
- 東西溝SD七二九〇B
- (9) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 食三升 右一領人等充
 付大伴マ鳥万呂 廿七日 午時
 (283)×(31)×3 051
- (10) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 山背国相楽郡 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 里
 (149)×(12)×5 038

獨立柱遺物S B七二九二柱穴

(1) ・〈丹波国多紀郡宗マ□

・〈戸主和尔マ黒麻呂庸×

(120)×(115)×82

SD七二〇〇出土木簡の中には、郷里制下、恐らく神龜元年(七二四)と見られる年紀を持つもの(4)がある。また、贈米付札も見られ(5)(6)、第二八一次調査の二条桑間路北側溝SD七〇九〇出土木簡と共通する傾向がうかがえる。

三 左京二条二坊十一坪(第二八二一〇次調査)

東二坊坊間東小路西側溝SD七二一五

(1) 「令申

(186)×(19)×4 81

(2) 「当月人 □

(122)×(11)×4 019

(3) ・〈美濃国安八郡大田郷

・〈大田君酒米六斗俵

232×297 023

(4) ・〈播磨国鴨郡

・〈(猪甘)□□□□六□

(117)×(24)×4 029

(5) 木本村御覽

(22)×(12)×3 81

(6) ・〈九百^{〔枚カ〕}□□

葛作古□□

117×19×3 022

(7) ・「大伴マ田毛流七斗五升

・□□ □□ (天地逆)

(126)×(14)×5 021

(8) ・^{〔舎カ〕}□□人部足□□

□□□□□□

(26)×(10)×5 021

土坑S K七二七六

(9) ・〈参河国宝飯郡度津郷^{〔海松カ〕}□□六斤大

00 為為^{〔令勝進進〕}□□

14×21×2 022

・□□為月別流下水□□□□

(126)×(15)×1 019

(11) 建建路路路路路路□□

(126)×(16)×6 021

東西溝SD七二七四

(12) ・〈隱伎国智夫郷由良郷□□

□□□□□□

(27)×(2)×3 022

SD七二一五出土のものでは、村を単位に賞納されたと思われる賞の付札(5)が目される。そのほか郡郷里制施行(七一七年)以後

の美濃国のおそらく麻米付札とみられるもの(3)、播磨国の付札(4)がある。SK七二七六からは参河国の付札(9)や、習書などが、SD七二七四からは隠伎国の付札(10)などが出土した。付札は両者とも郡郷里制以後のものである。

四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

朱雀大路西側溝SD二六〇〇

- (1) ・「召水」^{〔戸カ〕}
(77)×23×5 019
- (2) ・「内舍人尊」
・「下道」^{〔郡カ〕}「屋代カ」^{〔里カ〕}「下道臣三止」
・「□米六斗」
195×21×4 011
- (3) ・「備後国西良郡」[□]「米」
・「□」
109)×12)×3 039
- (4) 犬養マ
(72)×13)×4 081
- (5) 「隠伎国周吉郡奄可郷吉城里」
服マ屎人軍布六斤養老四年」
128×26×4 031
- (6) 「阿波国生鯉五十具」
126×23×4 032

(7) □波米五斗」

(110)×24×5 088

- (1) (4)が第二八八次調査、(5) (7)が第二九〇次調査出土分である。
(1)は、召文である。下端は折れている。(2)は、備中国下道郡の、
(3)は備後国西良(世懸)郡の米の付札である。
(5)は隠伎国周吉郡の軍布()の付札、(6)は阿波国のアワビの付札である。

五 左京三条一坊十四坪(第二八一・三三次調査)
東一坊大路西側溝SD四九五

- (1) ・「主藏監」^{〔申侍カ〕}「宿」[□]
・「□」
・「□」^{〔専圖〕}「□」[□]
・「□」^{〔重書〕}
300×30×4 011
- (2) 「少録正六位上」
□
(64)×(36)×2 061
- (3) 「王様」
(111)×11×4 019
- (4) 「米七俵」
(111)×17×5 038
- (1)は、主藏監が所管の春宮坊に対して宿直者の名を報告した文書

木簡である。春宮坊関係の木簡は、第三二次調査において検出した、この溝の上流にあたるSD四九五一、及びこれに合流する二条大路北側溝SD一二五〇、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇などから奈良時代後半のものが出土している（『平城宮木簡』三）。また、第三二次調査区の北方にあたる第一〇四次調査でも、SD四九五一の子門を越えた宮内の上流部にあたると思われる南北溝SD三三三六から、やはり奈良時代後半のものと考えられる春宮坊関係木簡が出土している（『平城宮発掘調査出土木簡概報』一一）。さらにその上流、造酒司推定地の南を調査した第二五九次調査でも、宮内道路南側溝SD一一六〇〇から同様の奈良時代後半のものが出土している（本誌第一八号）。今回の第二二一―三三三次調査出土の(1)は、年代を考える手がかりがなく、以前に出土したものと一連のものが否かは確定できない。どこで廃棄されたものであるかも検討を要する。

(2)に見える少録は、八省または省レベルの官司の第四等官であるが、記載されている正六位上の位階は八省少録の相当位である正八位上より高い。(3)は玉のためし（見本）の付札である。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八―

Ⅲ』（一九九八年）

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四（一九九八年）

（古尾谷知浩）



(奈良)

本調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、調査地は平城京右京二条三坊七坪の西辺部中

(査)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
一 右京二条三坊七坪
(第三七八―四四調)

代、奈良時代

- 1 所在地 一 奈良市青野町、二 奈良市宝来町
- 2 調査期間 一 一九九七年(平9)九月―十二月、二 一九九七年九月―十一月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 一 立石堅志・原田香織
二 三好美徳・大塚淳司
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 一 奈良時代―室町時代、二 縄文時代、弥生時代、奈良時代

奈良・平城京跡 (2)

(へいじょうきょう)

央付近に位置し、発掘面積は九〇〇㎡である。

検出した奈良時代から平安時代の遺構には、西三坊坊間路、同東側溝、西三坊坊間路に面し坪内を南北二分する位置にある西向き門、掘立柱建物二棟、掘立柱塼一条、井戸二基がある。この他に西三坊坊間路西側溝の位置を踏襲する中世の道路がある。

木簡は、井戸SE五・一六から一点出土した。この井戸の掘形は、平面隅丸方形で、東西三・三三m、南北三・二二m、検出面からの深さ一・六mである。枠の構造は方形縦板組横棧留めで、内法は〇・九m×〇・九mである。枠内の埋土から奈良時代後半の土器が出土した。その他の遺物には、西三坊坊間路東側溝から出土した和同開珎、横櫛、三彩小蓋蓋、三彩杯か皿の破片、緑釉碗、円面硯がある。また、これまでのところ墨書土器四點、施記号のある土器一点を確認している。このうち文字の判読できるものには、須恵器杯底部内面に書かれた「□考所」、須恵器杯蓋頂部外面に書かれた「大」、須恵器甕口縁部外面に線刻された「十」がある。

二 右京三条四坊十坪 (第三八六次調査)

本調査は、大和中央道街路整備事業に伴う事前調査である。当該地は、平城京の条坊では右京三条四坊十坪の西半部に相当する。これまでこの十坪内では、一九八九年度に本調査地の東隣で事務所新築に伴う試掘調査(奈良市平成元年度―第五次調査)を実施してお

り、その際に掘立柱列や土坑など数多くの遺構を検出してゐる。今回は十坪内の宅地の様相を把握することを主目的として、約八〇〇㎡の調査区を設定し実施した。

調査の結果、縄文時代の土坑一基、弥生時代の自然流路一、奈良時代の掘立柱建物一三棟、掘立柱塀二条、井戸三基の他に、時期不明の自然流路二を検出した。

奈良時代の建物は、規模が小さく、建物の主軸が国土方陣方位の北で東に振れているものが多い。掘立柱塀も北で東に振れる傾向が窺われる。発掘区の南端では、三条条間路が近いのか建物などの遺構は検出できなかった。井戸は、三基とも井戸枠は既に抜き取られており残存しない。このうち、一基の井戸の抜取り穴からは今回報告する木簡をはじめ、奈良時代中頃の土師器・須恵器、瓦片、種子、葦串、箸が遺物整理用コンテナで計六箱分が出土した。

弥生時代の自然流路は、一部を検出しただけで、西端と北端は発掘区外へ続くため全長は不明である。深さは、検出面から〇・二～〇・六mを測る。流路内の堆積土には、弥生土器片、サヌカイトが含まれていた。サヌカイトは小さな剝片が多く認められたため、自然流路の堆積土と採取した。現在、土壌を洗浄しながらサヌカイト片を選別している。

縄文時代の土坑は、弥生時代の自然流路の下層で検出した。東西径一・一m、南北径一・三mの平面楕円形の掘形で、深さは〇・三

mである。埋土からは、縄文土器破片、石器(叩石、台石)が出土した。奈良市内では縄文時代の遺構が検出された例は少ないが、本調査地から北東七〇mの菅原町付近に位置する菅原東遺跡では、縄文時代後期～晩期の石器や自然流路が検出されている。こうしたことから、本調査地周辺に縄文時代の集落がある可能性も十分に想定されるため、今後は、奈良時代の下層をも含めた綿密な調査が必要であると考えられる。

8 木簡の釈文・内容

一 右京一条三坊七坪(第三七八―四次調査)

(1) 「山背国京都

木簡の上端から刃物を入れて削ぎ取った削屑で、上端は木簡の原形をとどめている。この削屑と同材と思われる削屑の小片三点が同じSE五一六の井戸枠内から出土したが、いずれも墨痕が認められず接合もしなかった。

「京都」は、都を指す一般名詞と考えられ、「京師」ほど程度は



—(1)



二(1)

(一) 原田香織、二三好美穂・松浦五輪美)

平成九年度」(一九九八年)

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書(第一分冊)』

9 関係文献

財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

なお、両調査出土の木簡の釈読・解釈については、奈良国立文化

財研究

文字は全体に左寄りに書かれている。「麻」は麻と糸がかなりず

れているが一文字とみられる。全体の文意は不明であるが、麻は麻

糸を意味するものかと考えられる。

(1) 其 麻 (案カ)

二 右京三条四坊十坪(第三八六次調査)

(130)×(11)×(8)

関京を指す可能性がある。

高くないが『続日本紀』にも七例用例がある。このうち天平二、

一三年の記事に恭仁京を指す例が三例まどまっているのが注意され

るが、今回の木簡の「山背(京都)」は、共伴遺物の年代からみて長

奈良・青野遺跡 あおの

- 1 所在地 奈良市青野町
- 2 調査期間 一九九七年（平9）七月―十二月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 鐘方正樹・安井宣也
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

近鉄西大寺駅南方地域では、一九八八年度から土地区画整理事業に伴い広範囲にわたる発掘調査を実施している。この地域は奈良盆地北西部の西の京丘陵東側に形成された種傾斜扇状地にあたる。事業地全体が平城京城で、南半には縄文時代から中世の複合遺跡である菅原東遺跡が重複して所在する。

今回の調査は、奈良市第三七八―三三三調査として事

築地北寄りで実施した。平城京右京二条三坊七坪北東部の様相確認を主な目的としたが、奈良時代の遺構とともに中世の建物・塀・井戸・土坑を検出した。同時期の遺構はすぐ南隣の調査地でも確認されており、これらの中世の遺構群を大字名をとって青野遺跡と仮称する。

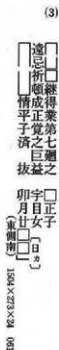
井戸枠に墨書が確認された室町時代の井戸SE五二八は、調査区東寄りで検出した。掘形は東西一・三m、南北一・二mの平面隅丸方形で、検出面からの深さは一・八mである。井戸枠の構造は一边〇・八mの方形縦板横棧留めである。縦板は一边につき三枚で構成され、横棧は下から二段分が遺存していた(例えば、東辺の縦板を北から順に「東側北」「東側中」「東側南」、北辺の横棧下段を「北横棧下」のように示す)。枠内の堆積物中から、一五世紀末から一六世紀初頭の瓦質土器が出土している。

8 木簡の釈文・内容



(1) (東側北) 1480×260×28 061

(2) (東側中) 1525×275×27 061



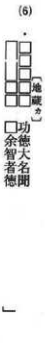
(3) (東側南) 1524×273×28 061



(4) (西側北) 1570×275×23 061



(5) (西側中) 1572×276×28 061








(6) (西側南) 1574×267×24 061



(7) (南側東) 1570×282×28 061



(8) (南側中) 1580×273×28 061

- (9)  南阿弥陀如来
(南側西) 1525×222×22 061
- (10)  相当良大五箇廿五年
為開彼覺知一心之悟
奉起立此三昧耶形矣 敬白
長祿四年十一月八日乙卯女
(北側東) 1487×272×22 061
- (11) 南無観自在菩薩
長祿四年五月八日 敬白
(北側中) 1523×270×20 061
- (12) 為折良繼大五箇廿五年
菩提奉起立供養矣
長祿四年十一月八日長壽丸
(北側西) 1525×268×27 061
- (13) 相当良繼
(西横棧下) 779×(99)×25 061
- (14)  相当良大五箇廿五年
(南横棧下) 819×(110)×19 061
- (15)  相当良大五箇廿五年
(北横棧下) 812×100×19 061
- (16)  造立十
(北横棧) 810×115×11 061

これらの資料は全て井戸枠材として転用されていたものであるが、(5)(10)の上端に五大種子の一部とみられる「阿(または巻)」が残っていることから、卒塔婆の水輪以上を切除して利用したものと判断される。(3)・(4)はさらに縦割りにして棧木としたものである。また一定の位置に残る釘孔から、これらはもともと塔婆堂の横板として貫に打ち付けられていたものと推測される。

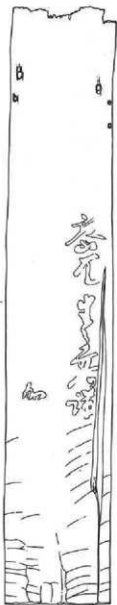
残存状況は良好とはいえず、(3)(7)(11)以外は墨が完全に流れており、文字は微かな浮き彫り状に残っている程度である。また井戸の内側に向けられていた面は腐蝕が著しく、横棧があてられていた部分に文字の痕跡が認められるものが二三あるだけであるが、本来は全て両面に墨書されていた可能性が高い。

内容は大きく三つに分けられ、供養願文(2)(3)(4)(10)(12)?(14)?、偈(5)・(8)、尊仏の名号(9)(11)がある。願文から、僧良繼(生没年不詳)の追善供養のために製作されたものであることがわかる。

供養願文は七・十七・二十五回忌の銘があり、また十三仏信仰に基づけば、(2)は「大日尊」の文言によって十三回忌とも考えられる。このうち(2)(3)は忌日が異なっているが、同一人物とみて差し支えないものと思われる。(4)の十七回忌を享徳元年(一四五二)とすれば、(10)の長祿四年(一四六〇)の二十五回忌と整合し、良繼の没年は永享八年(一四三六)となる。また、(4)(10)は上部に梵字が書かれており、(4)は光明真言(左上から横書)、(10)は随求小呪(左上から横書)



(6) 表



(5)



(3)

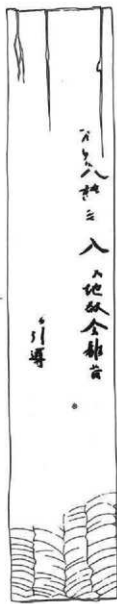




(9)



(8)



(7)

0 40cm



(12)表



(11)表



(10)

0 40cm

と思われる。(4)はさらに一字金輪が大きく書かれている。(4)は阿弥陀三尊を表している。

傷文は、(5)が不動經、(6)が大乗大集地蔵十輪經、(7)が延命地蔵經、(8)が地藏菩薩本願經を出典とする。十三仏に対応させると、(5)は初七日、他三点が五七日となるが、定かではない。それぞれ全文は、「一持秘密呪 生生而加護 奉仕修行者 猶知薄伽梵」(5)、「一日称地藏 功德大名聞 勝俱厥劫中 称余智者德」(6)、「毎日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無仏世界度衆生 今世後世能引導」(7)、「現在未來天人衆 吾今懇懇付嘱汝 以大神通方便度 勿今墮在諸惡趣」(8)となる。なお、(7)の行間にある一字は、「世」か「能」の加字と思われる。

名号は十三仏(初七日から三十三回忌のそれぞれに対応する主尊)を表したものと考えられ、(9)は三回忌、(11)は百カ日の主尊である。(9)の下部に並ぶ二文字は恐らく「阿」「弥」であろう。

以上、これらの資料が全て年忌供養に関わるものとすれば、(2)十三回忌、(3)七回忌、(4)十七回忌、(5)初七日、(6)五七日、(7)五七日、(8)五七日、(9)三回忌、(10)二十五回忌、(11)百カ日、(12)二十五回忌と考えられるが、確定的ではない。例えば、(10)と(11)は同じ長祿四年であつても主尊が異なり、ともに良羅に因むものであれば(11)は百カ日供養ではあり得ない(なお、紀年銘の十一月と五月については再度調査でないことを確認した)。また、(2)の「造大日尊之形」は絵塔婆が存

在しないことから五輪塔(卒塔婆)製作そのものを指しているとも考えられ、十三回忌ではない可能性がある。(4)の「三昧耶形」はまさに卒塔婆を作ったこと自体を意味するものである。

ところで、『大乗院寺社雜事記』に後己心寺(慶)孝學の同学として興福寺僧良羅が見え(慶正三年六月八日条など、応永九年(二四〇二)には権大僧都の地位にあった(長享二年一月一日条)。今回出土した卒塔婆で供養の対象となっている僧良羅と同一人とみて年代的にも矛盾はない。

なお、本資料の釈読、及び内容の解釈については、奈良国立文化財研究所の館野和己・古尾谷知浩・山下信一郎の諸氏、勸元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏、奈良大学の木下密運氏、奈良県立橿原考古学研究所の今尾文昭氏にご教示いただいた。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書(第一分冊)平成九年度」(一九九八年)

(安井宜也・松浦五輪美)

奈良・藤原宮跡
ふじわらききょう

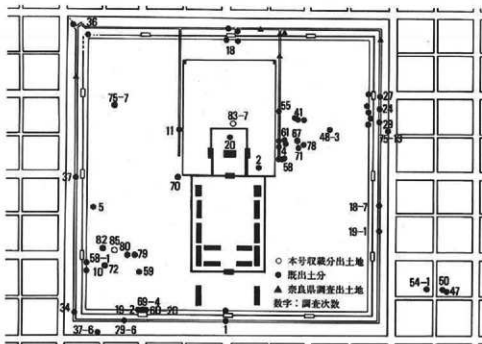
- 1 所在地 奈良県橿原市繩手町
- 2 調査期間 第八五次調査 一九九七年(平9) 四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は集合住宅建設に伴うものである。調査区は藤原宮四方官衙南地区にあたり、前回報告の第八二次調査区の東に位置する。発掘面積は七〇〇m²である。

遺構面は三面あり、上層は藤原宮期及びそれ以降、中層は弥生・古墳時代、下層は弥生時代である。上層の藤原宮期の遺構は比較的確らであり、調査の重点は、中層で検出した水田遺構や下層の弥生集落である四分遺跡の解明に置かれ、弥生時代の人骨の残る土壇墓などを確認した。

木簡が出土したのは上層で検出した近世の小土坑SK八八二からで、一点が出土した。

この他、大極殿院と内裏の境界部分にあたる醍醐池南岸の護岸工



藤原宮木簡等出土地点略図

事に伴う事前調査（第八三十七次調査）で、宮中心部を南北に縦貫する南北大溝SD一九〇一Aから木簡一点が出土したが、断片であり釈読できない。

また、飛鳥池遺跡の一九九七年度の調査（飛鳥藤原第八四次調査）でも多数の木簡が出土したが、同遺跡は一九九八年度も継続して調査中であり、また木簡についても現在整理途中であるため、次号に併せて報告の予定である。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「大和国高市 池田武市」

山中 [] 出 []

157×70×13 011

厚みのある板材に墨書したもので、四周は原形をとどめているが、墨痕は薄い。荷札であろう。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八—』
II（一九九八年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一三（一九九八年）

（寺崎保広）

藤原宮出土の「大賈」木簡

奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡」一の一九二号の上部接続断片が確認され、完形の荷札木簡となることが判明した。

「熊野評大賈塩塗近代百廿隻」

96×88×8



熊野評は後の丹波国熊野郡で、熊野評の木簡としては二例めにあたる。近代の賈進例は二条大路木簡の志摩国につぐものである。「塩塗」は他の木簡にみえる「塩塗」と同義で、保存のために塩をまぶして賈進したものと考えられる。「延喜式」には丹波国の諸国賈進御贄として、「塩塗年魚」がみえる。

ちなみに、「藤原宮木簡」一では「百廿隻」部分だけしか掲載できなかったが、これは写真撮影以前に盗難にあったためである。一九九〇年になって実物の所在が確認され、漸く完形の大賈木簡として目の目を見ることになったのである。

（寺崎保広）

奈良・酒船石遺跡

1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡

2 調査期間 第九次調査 一九九七年(平9)三月～四月、第一〇次調査 一九九七年四月～八月

3 発掘機関 明日香村教育委員会

4 調査担当者 相原嘉之(第九・一〇次調査)、清岡廣子(第一〇次調査)

5 遺跡の種類 官衙跡

6 遺跡の年代 飛鳥時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

酒船石遺跡は、飛鳥の小盆地の東にある丘陵に位置する。この丘陵の上には謎の石造物と呼ばれる「酒船石」がある。この丘陵の北斜面で一九九二年に大規模な土地造成痕跡と石垣遺構が発見され、「日本書紀」に記される斉明天皇の「宮

の東の石垣」にあたると思われる。その後一九九四年度の調査では、さらに下に三重の石垣があることが判明した。一方、飛鳥京跡は一九五九年から継続して調査が実施されており、これまでの調査によって、同一場所に三時期の宮殿遺構が存在することが判明している。このうち最も新しい宮殿遺構は、後飛鳥岡本宮を改造・整備した天武天皇の飛鳥浄御原宮である可能性が高いと考えられている。今回の調査地は、酒船石遺跡のある丘陵の西側平担部に位置する。今回の調査地は、酒船石遺跡の東外郭跡の外(東)側であるので、酒船石遺跡の範囲に含めることとする。なお、今回の調査は、執行年度の關係で、一九九六年度に前半を第九次調査として実施し、一九九七年度に引き続き調査区を拡張する形で前半の第一〇次調査を行なった。

検出した遺構は、大きくA・B期の二時期に区分される。A期には、南北棟の大型独立柱建物やこれに伴う石敷・石組溝などがあり、出土遺物から七世紀後半の天武朝には機能していた遺構群と考えられる。B期には、これらの遺構を埋めて造られた石組溝SD一〇や石積遺構・素掘溝などがある。

木簡が出土した遺構は、南北方向の石組溝SD一〇である。第九次調査区でSD一〇の前半を、第一〇次調査区で後半を調査しており、一連の遺構である。SD一〇は、幅二m、深さ一mで側壁に花崗岩を積んでいるが、石材は大小様々で積み方は雑である。埋土は大きく二層に分かれ、上層に黒灰色粘質土、下層に灰色粗砂が堆積

する。遺物は下層に多く、木簡をはじめ土器・木片が多数出土した。土器は現在整理中であるが、飛鳥V（藤原宮の時期）の時期のものである。木簡は、第九次調査で一三点（全て削屑）、第一〇次調査で一五点（うち削屑九点）、計二八点出土した。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「私カ」
マ安麻呂 〇
- (2) 田直佐 〇
- (3) 頭速^カ
家^カ家^カ 〇
- (4) ・「尾張國中嶋^カ」
「五斗 靈龜貳年」
157×28×5 〇
- (5) 牛皮四枚直布 (183)×12×4 〇

(1)～(3)は第九次調査出土分、(4)(5)は第一〇次調査出土分である。(1)と(2)は人名を記す。(1)の私部安麻呂に関しては、正倉院文書に同名の人物が天平宝字年間造東大寺司圖師として登場するが〔大日本古文書〕編年文書巻四、二六頁など、溝の年代からみて別人であろう。(3)は習書木簡の一部か。(4)は完形の荷札木簡である。全体に墨痕が薄く、赤外線テレビカメラ装置で収録した。靈龜二年の

紀年からみて、溝の下限が奈良時代に下るとともに、付近にその頃白米の供給を受ける機関があったことを推測させる。(5)は上下が折損している。牛皮の直として布の量を記した木簡であろう。牛皮は主に履物に加工されたもので、令制では、大藏省と内蔵寮がその加工にあたっていたことが知られる。発掘場所は飛鳥京跡東方に近接しており、この木簡がそうした官衙と関連する可能性もあるが、この木簡の年代とともに、なお今後の検討を要する。

9 関係文献

明日香村教育委員会「明日香村遺跡調査概報 平成八年度」(一九九八年) (117・9参照) 8寺崎保広(奈良国立文化財研究所)



京都・長岡宮跡 ながおかみや



(京都西南部)

一九九七年度に、長岡宮跡及び長岡京跡で新たに木簡の出土した調査は宮二一件(宮第三五一次・三五七次調査)、京二一件(左京第三九九次・右京第五六五次調査)で、三調査機関にわたる。本稿は向日市が担当した宮の報告であるが、宮第三五七次

1 所在地

一 京都府向日市鶏冠井町北井戸、二 鶏冠井町下森本

2 調査期間

一 一九九六年(平成)八月一〇月、二 一九九七年七月一八月

3 発掘機関

向日市埋蔵文化財センター

4 調査担当者

一 中島信義、二 山口均

5 遺跡の種類

都城跡

6 遺跡の年代

長岡京期(七八四一七九四年)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査(春宮坊跡)については、一九九六年度の春宮坊跡調査(宮第三二九次・三四一次調査)の隣接地にあたり、これら三調査地の遺物は現在整理中であるので、今回は整理の最も進んでいる宮第三二九次調査のみを報告する。

一 長岡宮東辺官衛・春宮坊跡(宮第三二九次調査)

調査地は向日丘陵を構成する段丘の縁辺に位置する。長岡宮の官衛復原では宮東辺官衛及び東一坊大路に相当する。調査地の北隣接地で行なわれた宮第二二〇次調査では、東一坊大路東西両側溝と宮東面大垣が確認されている(本誌第一号)。今回の調査では公園への防火水槽敷設に伴い二五〇㎡を発掘し、東一坊大路西側溝、整地地業跡及び古墳時代の溝を検出したが、宮東面大垣は後世に大きく削られており確認することができなかった。

整地地業跡S X 三二九〇二は調査区北西隅で検出した造成土で、段丘の縁辺部を埋めるような状態で検出した。北及び西は調査区外に広がり、南は擾乱によって破壊されていたため、確認できた規模は、南北九・六m以上、東西四・二m以上、深さ〇・三mであった。埋土は炭を多く含む淡灰褐色礫混じり粘質土である。埋土中から長岡京期の土師器・須恵器・長岡宮式軒丸瓦などが整理用コンテナ一〇箱程度出土した。土師器・須恵器ともに供膳形態が多く、完形に近い状態で出土したという特徴が認められる。東一坊大路西側溝S D 三二九〇一は調査区東端で検出し、規模は幅約3m、深さ約〇・

三口である。北端は攪乱によって破壊されていた。埋土は上層（黒灰・暗灰褐色糖混粘質土）、下層（黒褐色粘質土）の二層を確認した。遺物は上層を中心に出土し、基本的には遺構全面に平均的に分布していたが、木簡を含む木製品は南半、ことに南端から集中して出土した。これらの遺物は流された痕跡が確認されず、まとめて廃棄され堆積したものと判断した。

木簡はすべて東一坊大路西側溝S D三一九〇一から出土した。総数四六七点のうち、削片が二九八点（六四％）を占める。木簡に共伴する遺物は、墨書土器（主工著／官人）「内華」「万歳」（以上、五八頁写真参照）「内候」「大炊」「野」「人船所」「盛／盛」「酒」「上三」など、漆紙文書、土師器、須恵器、黒色土器、緑釉陶器、丸・平瓦、祭祀具、木製皿、槍頭、櫛、糸巻、漆器、冠帽、墨書磁石、琥珀、臘甲、白雲母、ガラスなど多様である。このうち、黒色土器には杯Aを三個つなげて、接合部分に穿孔を施す類例のない器形のものがある。また琥珀、臘甲には破損した花卉形の製品、加工途中の未成品、屑が認められた。

木簡やその他多量の遺物の内容を検討した結果、これらは春宮坊から廃棄された遺物群であると推定した。木簡の年紀（延暦一〇・一一年（七九一・七九二））から、遺物が廃棄されたのは長岡京都に近い時期といえる。したがって、長岡京期の二人の皇太子のうち、延暦四年一月に立太子した安殿皇太子の春宮坊に相当する。また

琥珀、臘甲などの出土は、春宮坊被管の主工著においてこれらを材料とする工芸品が製造されていたことを示すと思われる。なお、平安宮・京諸因によると、本調査地相当地の東に東宮町、北に東・西前坊（聖院）が位置する。

二 長岡宮北辺官衙南面（舊第三五一次調査）

調査地は、標高約一六mの桂川氾濫原に位置する。長岡宮の官衙復原では、宮北辺官衙（南形）に相当する。調査は小学校内の防火水槽埋設に伴うもので、約三・五mと小面積であったが、長岡京期の土器溜りと古墳時代を下限とする流路一帯を検出した。土器溜りSK三五一〇一は、径約二mの不整円形を呈する浅い落ち込み状の遺構で、長岡京期の黒色土器杯、土師器皿・碗、須恵器杯（転用碗）、壺などが出土した。

木簡は、流路が完全に埋没した後の堆積土（長岡京期包含層）内から一点出土した。土器溜りから約二mほど東へ離れた地点である。同じ層の遺物には、土師器皿・碗、須恵器杯・壺などがある。

なお、かつて本調査地の北西約一〇〇mで実施された宮第三一次調査では、漆器・木植など多数の木製品とともに「八条四変納米三斛九斗」と記された付札木簡（長岡京木簡四九九号）が出土しており、倉庫あるいは醸造施設をもつ官衙区画が想定されている。同一官衙区画内の可能性のある今回の調査地も、こうした周辺の調査地との関連を考える必要がある。

8 木簡の釈文・内容

一 長岡宮東辺官衙・春宮坊跡（宮第三九次調査）

(1) □四日内入物 柴菜一櫃 海藻根一櫃

□櫃 以上依専用□
知 雜主

(174)×(22)×(8) 019



「内菜」

(2) 「神官進送酒坏四□
短籍多疑耳

□盤 (損耗)

□隨 (損耗)

□送如件但 (依先カ)

□

□

□

480×38×7 011



「官人」

「主工署」



「万段」

(3) ×廿一日令史船「永宗」

(167)×(15)×(3) 081

(4) (墨線)

□原六

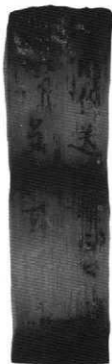
□丹比淨目一

□益四 (寺カ)

□高田一

□五

(184)×(23)×(8) 081



(2) 赤外線写真
(上端部分)

(5) □ [損耗] 忍海部春主一半

□ [損耗]

□ [損耗]

□ [損耗] 安宿戸小繩一

□ [損耗] 多治比□□一

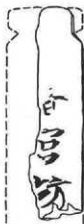
□ [損耗] □□一

□ [損耗] □□一

(330)×(15)×(7) 081



—(3)
赤外線写真
(部分)



—(17)表(原寸)



—(17)



—(8)



—(34)



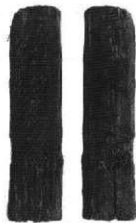
—(20)



—(18)



—(19)



—(26)

- 02 「六万呂五斗一升」
120×14×4 061
- 03 「V御」□□
「V」□□□□
(72)×(12)×4 039
- 04 「大佐」
110×15×4 061
- 05 「V無尾」
(66)×21×2 039
- 06 「得度文」
「十一年五月廿日」
(66)×16×4 061
- 07 「」□□給□
「」□□□□
(218)×18×4 061
- 08 「盛」
(111)×33×1 065
- 09 □□最□
「益」□□□□
「益」□□□□
(126)×(13)×3 061
- 00 尊□尊□
「尊□尊□」
(84)×19×3 061
- 01 「九日五斗。」
(118)×(60)×5 061
- 02 「式兩V」
(66)×21×5.5 039
- 03 内匠少属
061
- 04 従八位下矢田部連福明□
061

年紀をもつ木簡には、(9)延暦一〇年(七九二)一〇月の伊豆国堅魚の荷札と、(2)一一年五月の題籤軸とがある。木簡が出土した東一坊大路西側溝SD三二九〇一は、宮東面大垣の東雨落溝を兼ねている。このような宮城区画施設が、大量の廃棄物によって埋め立てられる状況は、宮城の機能の著しい低下を示すものと考えられる。平安遷都の準備は延暦一二年正月二日に、桓武天皇が「宮ヲ壞サント欲」して「東院ニ遷御」(『日本紀略』)して以降、内裏とその関連施設の解体から始められた。したがって、遺物の出土状況と木簡の年紀から、これらは長岡京廃都間近に近隣に所在した春宮坊からまとめて廃棄されたものと推定した。

(7)は小形の物品付札で、「春宮坊」で用いる古兵に付したものである。大膳職などから春宮坊被管の主膳監に宛てられたものであろうか(なお、宮第三四一次調査では「供 御料戻主膳監」と記す記録簡が出土

している。(3)は文書木簡の断片。「令史」は小司もしくは春宮坊管下の三監六署の第四等官を示す。「水宗」の部分は白署である。

(2)は大型で厚手の短簡型木簡。表面の腐蝕が甚だしく、文字の多くが消滅しているが、「神官」からの酒杯と盤の送り状である。「神官」は、カムツカサの訓みを同じくする神祇官のことと思われる。

(4)(5)は何らかの生産に携わる人名と生産量を列記した記録簡か。(6)は雑工の付札、(3)は内匠寮の少風の削解である。

買込物付札には、国衙様といわれる端正な楷書で記されたものが含まれている。これらは何れも断簡であるが、(1)は常陸国那賀郡酒列塔、(2)は西海道の肥後国天草郡の贅の荷札と考えられる(宮第三四一次調査では、同製の「肥後国天草郡島生」の荷札が出土している)。物品付札は比較的小型で丁寧に作られたものが多く、(2)には「御贅」と記される。(2)は題籤軸。

二 長岡宮北辺官衙(南部)(宮第三五一次調査)

(1)  (143)×30×45 629

柁目材で、表裏両面とも、平滑に調整されている。上端部は裏面から刃を入れて切った後、粗い側面ケズリを施すか。表面に八〜九文字が記されるが、墨が薄れていて読み取ることができない。他に同一層位から、柁目材の両端を圭頭につくる木簡状木製品一点が出土している。

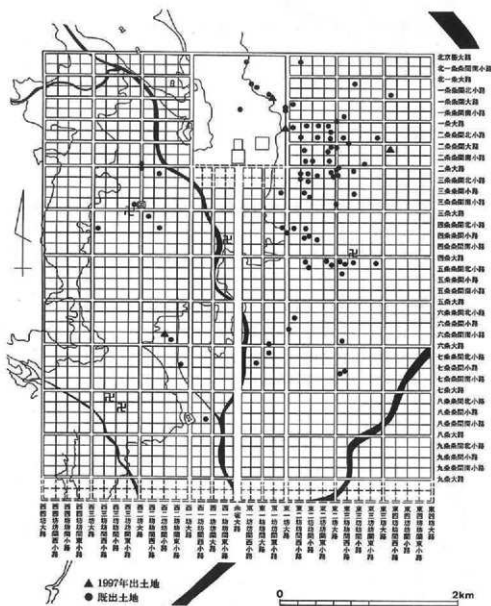


二(1)
(1:2)

9 関係文献

向日市教育委員会・朝向日市埋蔵文化財センター「向日市埋蔵文化財調査報告書」四七(一九九八年)

(一) 中島信親、二 山口均、釈文 清水みき



長安京跡木簡出土地点図

京都・長岡京跡左京二条四坊三町

- 1 所在地 京都市南区久世東土川町金井田・正登
- 2 調査期間 左京第三九次調査 一九九七年(平9) 四月

一〇月

- 3 発掘機関 御京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 4 調査担当者 平良泰久・小池 寛・中川和哉・八木厚之・中村周平・野島 水
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

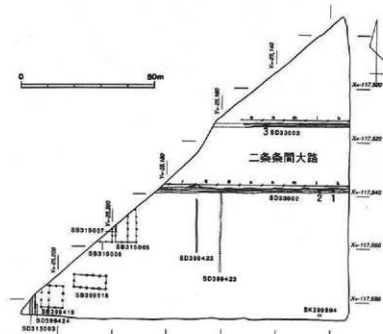


(京都西南部)

御京都府埋蔵文化財調査研究センターでは、一九九三年度より五年間にわたって、中央自動車道西宮線(名神高速道路)京都桂川パーキングエリア建設に伴う発掘調査を行なってきた。今回の調査(B-6・B-7地区)はその最終年度にあ

たる。

これまでの京都桂川パーキングエリア建設に伴う発掘調査によって、宮城東面街区の東三坊から東四坊にかけて、都合六町(長岡京左京二条三坊十四町・二条三坊十五町・二条四坊二町・二条四坊三町・



B-6・B-7地区 長岡京期遺構平面図

二条四坊六町・二条四坊七町)にわたる調査を行なったことになる。特に二条三坊十五町(旧呼称では南一条三坊十三町)は、宅地の大部分が調査対象地となり、ほぼ一町全域の調査を行なうことができた。今回の調査地は、パークینگエリア建設予定地内の南西部にあたり、東三坊大路の東側、二条条間大路とその南北両宅地(左京二条四坊二町と二条四坊三町)にあたる。木簡二点は、ともに二条条間大路南側溝から出土した。二条条間大路南側溝は長岡京期に再度掘削されており、木簡は新しく掘削された側溝の下層から出土した。(1)は、k区西端、標高一・二二〇m、(2)は、1区東側、標高一・三三三二mの位置から出土した(遺構図1・2地点)。他に、底部に「伴」と墨書された杯Bが二条条間大路北側溝n区上層から出土した(遺構図3地点)。なお、二条条間大路南側溝を北辺とする二条四坊三町は、東西二分の一町ずつに分割されているが、木簡出土地点に近い東側半分の宅地には、長岡京期の顕著な遺構は検出できなかった。

8 木簡の釈文・内容

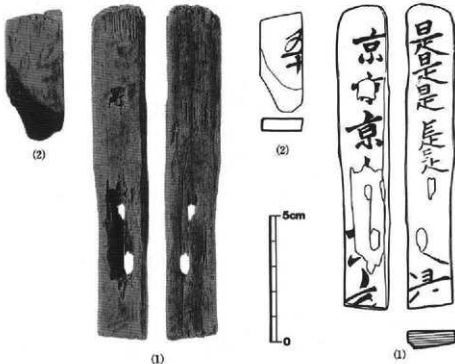
(1) ・是是是是是□□是

・京東京□京京

(2) [五十口

(1B1)×30×7 019

(40)×(17)×4 081



(1)は、表裏にそれぞれ「是」「京」字を一行に書いた習書木簡である。上端が折損、下端が二次的にキリオリのため原形は不詳であるが、遺存部分は短冊形を呈する。「是」と「京」とは筆の太さが異なり、あるいは別筆かと思われる。また、「京」は字の全体がわかるものが少ないが、三字めは字体を変えて「京」に作り、その四画めの運筆も一字めとは異なっている。長岡京跡左京第一二〇次調査SD二〇二八で、同じように「□□ 是是是」と一行に習書した木簡が出土している(本誌第八号)が、本例の方が繊細な字体である。

(2)は、上部が圭頭を呈する木簡の上端左半と考えられる。下端は黒く焦げており、本例はその焼け残りの部分である。

9 関係文献

野島 水・岩松 保「名神高速道路関係遺跡」(朝京都市埋蔵文化財調査研究センター「京都市遺跡調査概報」七八 一九九七年)

(野島 水・堀 大輔)

京都市埋蔵文化財研究所編集・発行

「長岡京左京出土木簡一」(京都市埋蔵文化財研究所)の刊行

京都市埋蔵文化財研究所による長岡京跡の調査で出土した木簡の待望の報告書が刊行された。一九八八年から翌年にかけて長岡京左京一条三坊六・十一町で出土した木簡を中心に、同研究所設立の一九七六年から一九九五年までの間の一一地点の調査で出土した木簡七〇二点(うち削磨五三九点)を収める。

考察として、「左京第二〇三次調査出土木簡の性格」(橋本義則)、「袖・木材の漕運・京内の津」(百瀬正恒)、「木簡の保存処理の方法と問題点」(岡田文男)などを併載する。

A4判 箱入り

本文編 一七〇頁カラー図版二頁

図版編 モノクロ図版六〇頁(原寸写真、高精細印刷・中性紙使用) 限定五百部(残部僅少)

価額四五〇〇円(送料一〇四書五〇〇円、五冊以上一〇〇〇円) 注文先

日本写真印刷株式会社

〒六〇四一八八七三 京都市中京区壬生花井町三

電話 〇七五八二一八一

FAX 〇七五八二一五三三



(京都西南部)

京都・長岡京跡右京六条二坊六町

- 1 所在地 京都府長岡京市岡田四丁目
- 2 調査期間 右京第五六五次調査 一九九七年(平9)五月
- 3 発掘機関 御長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 木村泰彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四―七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査区は、長岡京跡右京六条二坊六町西南部、及びその西南の西二坊坊間小路と六条条間南小路の交差点にあたる。地表下約一・二mで長岡京期の遺構面に至り、岡小路ともに道路幅は溝心々で約九m(三丈)で、長岡京の一般的な小路の規模であることが判明した。

このうち南北道路である西二坊坊間小路の両側溝は交差点上を横切っているが、東西道路の六条条間南小路

は西二坊坊間小路上の両側溝で途切れており、西二坊坊間小路が優先されていたことが判明した。今回の調査地では南がかなり低くなっていることから、南側への排水が重要視されたために南北道路が優先されたものと考えられる。また六条条間南小路は、北側溝では北側に、南側溝では南側に、ともに宅地備だけに側板と杭による護岸がなされていた。西二坊坊間小路には明確な護岸施設は見られないが、東側溝の六条条間南小路中心付近に横状の施設が残っていた。これは側板を上下二段に重ねて杭で留めており、幅を狭めて作り替えがなされている。当初に作られたものは東側のみが残り、長短合わせて八枚の板を使用し、四―五本の杭で留めたもので、全体の長さは二・八m、高さは〇・三mを測る。当初の溝幅は約一・五m程であったと推定される。作り替えられたものは一回り小さく、東西ともに四枚の板をそれぞれ三本の杭で留める。長さ二・二m、高さ〇・三m、溝幅は一・二mである。東西合わせて八枚の側板のうち二枚と四枚がそれぞれ接合関係にある。これらは柱状の木材を折ぎ取ったものである。この他には西二坊坊間小路の路面上で、轍・足跡なども検出されている。

遺物は西二坊坊間小路と六条条間南小路の側溝を中心に大量に出土しており、特に西二坊坊間小路の東側溝の橋状遺構周辺に多く認められる。最も多いのが土師器・須恵器の食器類で、他には黒色土器・緑釉陶器・灰釉陶器・墨書土器・土錘・羽釜・壺・ミニチュア

竈・土馬・墨書人面土器・瓦・編羽口・炉壁・万年通宝・神功開宝・木簡・人形・斎串・曲物・櫛・建築部材・加工木・砥石などがある。このうち墨書土器で判読できたものとしては、「浄」「福」「長」「井」「二」「十」などがある。木簡は橋状遺構の周辺で二点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) □入趣 □

(26) X (13) X 1.5 281

(2) □□□ 古文学経 □

(246) X 19 X 1.5 281

(1)は、上下左右を欠失する小片で、「入趣」の二文字が判読できる。さらに上下に一字ずつ確認できるが判読不能である。

(2)は上下端を欠くものの、比較的良好に残っている。上半部に判読できない三文字があり、少し間隔を空けて「古文学経」二を讀みとることができる。

「孝経」は孔子が弟子に述べた孝道をその門人が記録したものといわれ、「今文学経」と「古文学経」の二種が伝わり、今回出土した木簡には「古文学経」の名が記されていた。養老学令では「孝経」は「論語」とともに学生の必修とされており、天平宝字元年(七五七)には、家ごとに「孝経」一本を藏め、精勤誦習するべき旨の詔が発せられている(『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳条)。従っ



(1)



(2)

て当調査地の周辺に「古文学経」を使用しないし保管する施設が存在した可能性が考えられる。

当調査地一帯は、以前から中山修一氏によって長岡京の西市に推定されている場所であり、これまでの周辺の各調査地において、「金銀帳」、「表」自司差□／(裏)三年十二」と書かれた木簡や「西」と記された墨書土器などがそれぞれ出土している(未誌第五・一五号)。このことから今回の「古文学経」木簡については、市との関連も考慮に入れて検討していく必要がある。

なお木簡・墨書土器の釈読に関しては、向日市教育委員会の清水みき氏よりご教示を得た。

(木村泰彦)



(京都市東区南部)

り巻く池を中心とした庭園は、浄土庭園の範として一九二二年に国の史蹟名勝に指定されている。しかし、

京都・平等院庭園

- 1 所在地 京都府宇治市宇治通華
- 2 調査期間 第七次調査 一九九六年(平8)一月～一九九七年三月
- 3 発掘機関 宗教法入平等院・宇治市教育委員会
- 4 調査担当者 杉本 宏・吹田直子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 平安時代中期～現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平等院は、永承七年(一〇五二)藤原頼通により宇治別業が喜捨

されて建立された寺院である。現存する阿弥陀堂(鳳凰堂)は、翌天喜元年(一〇五三)に落慶供養が行なわれている。阿弥陀堂を取り巻く池を中心とした庭園は、浄土庭園の範として一九二二年に国の史蹟名勝に指定されている。しかし、

長い歴史の中で度重なる改修を受けているため、必ずしも創建時の姿を留めているわけではなかった。そこで現護岸の修理を契機として、平等院庭園保存整備事業が計画され、一九九〇年より発掘調査を重ねている。

今回紹介する木簡が出土した第七次調査では、鳳凰堂背面南側にあたる尾廊から南翼廊前縁までの地区の調査を行なった。平安時代の遺構は良好に遺存しており、創建当時は堂の大きさほどの礎やかな中島、埋正積基壇上に聳え立つ翼廊という、現在とは全く異なる姿を呈していたことが判明した。また、南翼廊から南岸の池底にかけて複数の柱穴を検出したが、これらは「洞院撰政記」の記述から反橋橋脚跡と理解できた。橋脚は三回以上の架け替えが行なわれている。

木簡は、この橋脚の柱穴のうち、二回目ないし三回目の架け替え期の柱穴二カ所から出土した。木簡は柱を抜き取った後に流入した砂質土中に包含されており、池底面より約一〇cm下からまとまって出土した。柱穴底からの出土はない。共存遺物には土師器皿片一点がある。小片のため時期は確定できないが、おおよそ中世に属し、江戸時代に降るものではない。従って、木簡の年代についても、出土地点が現代も機能している池中であることや、木簡自体が流入物であることから、時期決定の積極的な根拠は欠くが、おおよそ中世のものと考えられる。

木簡は、同一規格の多量の薄板に経文を記した経経の一部である。点数は、ここで紹介する墨痕のあるものを含めて数十点にのぼるが、ほとんどが一五mm×五mm程度の小片である。

8 木簡の釈文・内容

(1) X 復応観大勢至 X (71)×(21)×0.5 88

(2) X 向相從共生更相報復無上有絶已殃 X (80)×28×0.5 88



(1)



(2)



(3)



(3) X 道莫能知者世間人民父子兄弟夫 (85)×(8)×0.5 88

(4) 道 (82)×(4)×0.5 88

(5) 門 (86)×(7)×0.5 88

(1)は「觀無量壽經」勢至觀の一節である。上下端及び左側面を折損しているが、原形は短冊状で(2)(3)と同形状と考えられる。厚さ〇・五mmと非常に薄い。墨痕は比較的明瞭に残っていて、片面に六



(1)



(2)



(3)

文字が判読できる。七文字目は経文から、「善」と推測できる。

(2)(3)は「無量寿経」の一節である。(2)は上下端を折損し、左右両側面は下部近くの四二〇分が遺存しているが、側面に特に加工はみられない。墨痕は比較的明瞭で、文字は片面のみ一六文字が観察できる。(3)は上下端を折損しているが、短冊状の形態をよく留めており、今回出土した経文の中では最も遺存状態が良い。これにも側面の加工はみられない。墨痕もよく観察でき、文字は片面のみ一五文字が観察できる。文字数を揃えてあった可能性を考えると、少なくとももう一文字は記されていたと思われる。

(1) (3)の他に墨書のある小片が一〇点あり、いずれもその形状や文字の記されている位置などから、(1) (3)と一連の経文の断片であると考えられる。そのうち文字の判読できるのは、(4)(5)の二点のみである。(4)は上下端と右側面を折損している。墨痕は比較的明瞭に残っていて三文字観察できるが、中央の一文字のみ判読できた。(5)は上下左右とも折損している。墨痕は比較的明瞭で、二文字が観察できる。

なお、経文の出典及びその内容については、平等院の神居文彰住職・西村忠祥氏のご教示をいただいた。

(吹田直子)

木簡研究 第一九号

巻頭言

町田 章

一九九六年出土の木簡

概要 平城宮跡・平城京跡 藤原宮跡 禁仁宮跡 長岡京跡 平安京跡
左京八条三坊十四町(八条院町) 末麻呂跡 大板城跡 広島藩大板屋敷跡
榑野田西遺跡 三条九ノ坪遺跡 大物遺跡 深田遺跡 安倉南遺跡
明石城跡神僧 明石城武家屋敷跡 袴伏遺跡 印場城跡 角江遺跡
御殿・二之宮遺跡 川合渡跡志保田地区 北条小町邸跡 伊興遺跡
丸の内三丁目遺跡 沙留遺跡 江戸城外堀跡 牛込御門外橋跡 尾張藩
上屋敷跡遺跡 青山学院構内遺跡 岡部宗里遺跡 上山神社遺跡 湯ノ
部遺跡 観音寺城下町遺跡 小谷城跡 高山城三之丸跡 松本城三之
丸跡土居尻 松本城下町跡伊勢町 前橋城遺跡 大旗田遺跡 根岸遺跡
泉平船跡 山王遺跡 舟場遺跡 無量光院跡 志願山遺跡 後田遺跡
龜ヶ崎城跡 宮ノ下遺跡 上高田遺跡 大樽遺跡 弘田遺跡 長田南遺跡
跡 金石本町遺跡 田尻遺跡 大坪遺跡 舞臺遺跡 馬寄遺跡 下町・
坊城遺跡 新築田城跡 日久美遺跡 天神遺跡 三田谷I遺跡 鴻の巣
東遺跡 吉川元春類跡 長登湖山跡 飛田坂本遺跡 博多遺跡群 香檳
B遺跡 輪智城跡 前田遺跡 那覇港周辺遺跡群旧東村地区
一九七七年以前出土の木簡(一九)

岡山・美作国府跡

韓国出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡二題

書評 山里純一著「沖繩の魔除けとまじない—フーダ(符札)の研究—」

書評 東野治之著「長屋王家木簡の研究」

巻報 高島 英之 梶見 泰寿

額価 五五〇〇円 送料六〇〇円

大阪・細工谷遺跡

- 1 所在地 大阪市天王寺区細工谷一丁目
- 2 調査期間 一九九六年(平8)一〇月—一九九七年八月
- 3 発掘機関 財大阪府文化財協会
- 4 調査担当者 岡村勝行・古市 晃
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代—江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東北部・大阪東南部)

因分寺など古代の遺跡が集中する上町台地の東斜面上に位置する。

調査地のすぐ西を、岸俊男氏によって難波京朱雀大路の痕跡と推定された道路が南北に通る。今回の調査は道路の延長工事に伴うもので、調査面積は約二〇〇〇㎡である。

現在は土砂の堆積により埋まっているが、調査地に

は本来、北西から南東部にかけて谷筋が通っていた。調査の結果、その谷の周開から、飛鳥—平安時代初期を中心とする溝や井戸などの遺構が見つかった。特に奈良時代中頃から後半にかけて埋まった溝からは、多数の瓦・土器の他、和同開珎四〇数枚(バリ銭三枚・不詳開一枚を含む)、帯金具・釘・銅鉄・金鉗・匙などの金属製品が多数出土した。また、和同開珎の枝銭一点が出土したが、これは発掘調査では初めての出土であり、和同開珎の製作過程を示すものとして、また難波京における銭貨生産の可能性を検討する資料として、発見の意義は極めて大きい。

墨書土器は計百点近くが出土した。枝銭が出土した溝からは、底部に「百尼」「百尼寺」「四月八日」と書かれた土師器杯が出土している。また、溝の南に位置する、奈良時代末葉に埋められたと考えられる井戸からは、側面に「百尼」「百済尼」と書かれた土師器の甕の他、底部に「尼寺」と書かれた土師器杯が出土しており、調査地に「百済尼寺」ともいふべき寺院が存在したことが明らかになった。調査地の南東約四〇〇mには、百済王氏の氏寺「百済寺」とされる堂々芝廡寺があるが、今回発見された「百済尼寺」は、これと一対で百済王氏により造営されたものであろう。七世紀の段階で僧寺と尼寺がセットで造営された事例としては、飛鳥寺と豊浦寺、法隆寺と中宮寺などが知られている。今回の発見は、七世紀におけるこうしたセット関係の造営が、より広範な地域・階層で行なわれた可



「尼寺」



「百尼」



「百濟尼」

能性を示す事例として注目される。また、百濟王氏と王権の関係も改めて検討する必要が生じたといえよう。

この他、枝銭が出土した溝に先行する溝の埋土から、富本銭一点が出土した。藤原・平城京に続くものとして五例目であり、大和以外では初めての出土となる。

木簡は、計五点が出土した。四点(1)~(4)は削屑(削りかた)は枝銭が出土した溝からである。ただし、この溝は先行する飛鳥時代の溝を切つて作られており、そこからの遺物が新しい溝に入り込んでいる可能性がある。残りの一点(5)は朱雀大路に隣接する、七世紀末葉~八世紀初頭に作られた井戸の掘りかたからの出土である。

8 木簡の釈文・内容

溝

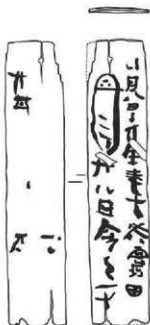
- (1) ・「播磨国郡」^{〔升カ〕}
 ・「少カ」^{〔呂カ〕}

・「里秦人田万」^{〔少カ〕}「石」^{〔呂カ〕}

131×19×5 033*



(5)



(2)



(1)

(2) 月八日 丁欲 田

198 × 57 × 2 0.1 *

(3) 逐物意 (75) × (16.5) × (2) 081

(4) □ 201

井戸堀形

(5) 「上和尼父南マ^{〔都了^よ〕}王久支^{〔升^の〕}」 182 × 55 × 2 0.1 *

(1)は、貢進物付札である。國郡里制下の木簡であり、國・郡・里・人名の表記とともに書風も古様をとどめる。「播磨国」に続く部分は、「竹」あるいは「加」の可能性があるが、判然としない。

「竹」の場合、「タカ」と読み、多可郡と考えられる。「加」の場合、賀古郡あるいは賀茂郡が考えられる。池邊彌「和名類聚抄郡里驛名考證」によると、^{〔升^の〕}里はいずれの郡にも見られない。秦人は播磨国では賀茂郡山田郷に見える(『日本古代人名辞典』五)。また、一石という貢進単位は長屋王家木簡において封戸からの米の可能性が指摘されており、注意を要する。

(2)は、月日で始まり、文章を訂正した痕があるが、内容は判然としない。隷書の雰囲気も強くもつきわめて特徴的な書体である。

(3)は、端正な初唐風の書体である。二個体に分離していたものが

接合した。「逐物意」の文言は、「千字文」に「逐物意移」があり、その習書と考えられる。「物を逐えば意移る」と読み、事物の変遷を見て感じ動くものは志も常に変わって定まらない、という意味である。「千字文」を写した木簡はすでに藤原・平康京でも出土例があるが、「逐物意移」の部分は初例ではなからうか。

(4)は削屑である。わずかに墨痕があるが、字形をなさない。

(5)は短冊形の木簡である。木簡の大きさに比して小さめの字で書かれている。「上和尼」は尼の名前と思われるので、尼の父の名を記した木簡と考える。「南部」は摂津国百済郡に南部郷があり、また百済・高句麗の五部の制との関連も注目される。「南部」に続く部分はそのままで読み下せず、渡来系の人名を音で表記した可能性がある。尼寺への一般男性の通行は僧尼令によって規制されていたから、この木簡は「百済尼寺」に出入りする人物が身分証明のため携行したものと考えられる。

木簡の釈読に際して、大阪大学の東野治之氏、大阪市立大学の泉原水遼氏のご教示を得た。また遺物の赤外線写真撮影などで奈良国立文化財研究所の方々のご配慮をいただいた。

9 関係文献

古市晃「細工谷遺跡出土の木簡」(『大阪府文化財協会』「華火」七二一九八年)

(古市 晃)



(大阪西南部)

夏の際の前哨戦による大火で、都市の全域が焼失した。一点の本簡が出土したの
は、真東西方向に延びる濠

大阪・堺環濠都市遺跡

- 1 所在地 大阪府堺市宿院町東三丁
- 2 調査期間 第428地点 一九九四年(平6) 一月～四月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 十河良和
- 5 遺跡の種類 都市跡
- 6 遺跡の年代 室町時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

堺環濠都市は、一四世紀代から都市としての形成が始まり、文明元年(一四六九)以降に遺明船の発着港となったことが簡都としての地位を不動のものとした。また、戦国大名や仏教

教団の支配を受けない自治都市として繁栄したが、慶長二〇年(一六一五)、大坂

夏の陣の前哨戦による大火で、都市の全域が焼失した。

一点の本簡が出土したのは、真東西方向に延びる濠

SFO一である。堺の町は二重の環濠で周囲を囲まれ、町中にも濠が縦横にめぐっていたことが発掘調査で明らかに became。当地点のSFO一は町の外郭を囲う濠で、二重にめぐらうちの内側にあたるものである。その規模は、当初の幅二m以上、深さ約一・九mを測る。掘削の時期は不明だが、一六世紀第IV四半期(天正後半から文禄期)に半分以下の幅に狭められるのを囑失として、三次にわたる埋め戻しが行なわれ、一七世紀第II四半期までには完全に埋没する。濠の埋め戻しに関しては、天正一四年(一五八六)に豊臣秀吉の命により埋め戻されたとの記述が「貝塚天満移位記」にあり、SFO一の最初の埋め戻しの時期と符合することが注目される。

(1)は、当初のSFO一の渾水層に覆われる、濠底の土坑より出土した。土坑の埋没時期は、共伴して出土した最新相の遺物が一六世紀中頃の土師質土器であることから、その頃と考えられる。

(2)は、当初のSFO一を埋め戻した客土層から出土した。埋め戻しの時期は、前後の層位の出土遺物から、前述の通り一六世紀第IV四半期と考えられる。

8 木簡の積文・内容

(1) ・「裁松軒」

・「宗三」

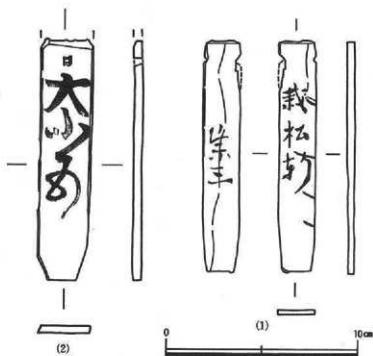
(2) 。大少五〇

1821×914 828

(1817)×854 828

(1)は、上端の切り込みの一方が欠失する他は原形を保つが、上下の端部は切断の仕方が寛く、折損に近い。墨書は両面に行なわれる。「裁松軒」は、臨濟宗大徳寺の第九十世住持をつとめた大林宗套（だいじんそうそう）が天文一〇年（一五四一）に大徳寺大仙院の西隣に建てた居所とされる（特賜正覚普通圓師塔銘（たくみしんけつふつうゑんしとうたごう）、「堺市史 第四卷資料篇」）。大林宗套はその後弘治二年（一五五二）に、堺市南旅籠町東に所在する同派南宗寺の開山の第一祖ともなった。一方、裏面の「宗三」については、大徳寺とつながりがあった堺の商人や戦国武将は、法名に「宗」の文字を用いる例が多いので、「宗三」も法名を意味すると考えられる。「宗三」を法名とする人物としては三好政長が知られている。三好政長は天文一八年（一五四九）に同族の三好長慶に攻められて敗死しているが、三好長慶は大林宗套への帰依が篤かった。大林宗套が居住したという「裁松軒」と、三好政長を指すと思われる「宗三」が表裏に記されるこの木簡は、三好氏と大徳寺、特に大林宗套との関係を考える上で興味深い資料である。

(2)は上端部が折れているが、穿孔の位置から大きくは欠失してないものである。左上部は斜めに切られており、切り込みがあった可能性もある。下端部の側面は削られて、幅が狭められる。穿孔は一辺約4mmの方形で、表面から穿孔される。墨書は何らかの数量を示すものと考えられるが、その意味するところは不明である。



9 関係文献

- 堺市教育委員会「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—S.K.T.4.2
8地点・堺市宿院町東三丁—」（堺市文化財調査概要報告）六七、一九
九七年）
- （十河良和）



(大阪西北部)

北再開発に伴う発掘調査である。調査面積が五三〇〇㎡と広がったことも幸い

兵庫・猪名庄遺跡^{いなのしょう}

- 1 所在地 兵庫県尼崎市瀬江字東大寺
- 2 調査期間 第三次調査 一九九七年(平9) 一月～六月
- 3 発掘機関 尼崎市教育委員会
- 4 調査担当者 岡山真知子・彌宜田佳男・大久保浩二・矢口裕之・氏平昭則・山上真子・渡辺 昇
- 5 遺跡の種類 集落跡(荘園遺跡)
- 6 遺跡の年代 古墳時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

猪名庄遺跡は、猪名川下流域の低湿地に広がる初期荘園遺跡である。猪名庄は、東大寺領の初期荘園として絵図も伝わり、荘園研究史上著名な荘園であるが、今までその遺跡の実態は不明であった。

今回の調査はJR尼崎駅北再開発に伴う発掘調査で

して、ある程度遺跡の実態が明らかになってきた。



調査地は市街地化しており、旧地形は明瞭ではないが、多くの洪水を被り複雑な地形を呈していた。標高は一～二mを測る。検出した遺構の年代は、古墳時代から江戸時代にわたる。木簡は鎌倉時代の井戸SE〇七・〇八から一点ずつ出土した。

SE〇七は、井筒に曲物を利用した井戸で、井筒は確認されていない。木簡は蘇民将来札で、曲物上部の埋土から少量の須恵器・瓦器とともに出土した。土器の年代から、SE〇七の廃絶時期は二二世紀末頃と考えられる。

SE〇八は、井戸構造が残存しておらず、掘形だけが素掘りの状態で確認されている。木簡は呪符の可能性がある。共伴した須恵器・土師器・瓦器から、SE〇七と同時期の二二世紀末頃のものと考えられる。

今回の調査では一五基の井戸を検出しているが、大半の井戸はSE〇七・〇八とはほぼ同じ時期のもので、それに伴う掘立柱建物も多数存在することから、当遺跡の遺構のビークになる時期と考えられる。ただ、奈良時代から平安時代前期の猪名庄と直接つながるかどうかは不明である。次に述べる初期荘園の遺構に比較すると、通常の集落の様相を呈する。

奈良時代から平安時代の初期荘園の遺構としては、倉庫などの大型建物を検出した。この時代の木簡は出土しなかったものの、墨書

土器が数点出土しており、特にSE一六から一括出土した土器群が注目される。井戸枠内に埋置されていた六点の土師器皿の一点に「西庄」の墨書がみられ、他の三点にも記号と思われる墨書が記されていた。皿のタイプは複数あり、平城京と同じタイプのものと、地元産と思われるタイプが混在している。その他、包含層出土の墨書土器に、「私」がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「蘇民将来子孫宅」

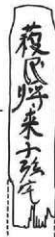
(6.4) × (1.5) × 0.10

下部は欠損している。上端は両方から削り出し、わずかに圭頭状にしようとした意図が認められるが、丁寧ではない。墨痕の遺存状況はまらまらであるが、ほぼ全文字が判読できる。下端に墨痕が見られないことから、下に続く文字はないものと思われる。裏面にも文字は認められない。

(2) (符籀方)

(6.8) × (1.0) × 0.2

文字は全く確認できないが、符籀の可能性のある三本の線がかすかに認められる。呪符木簡の可能性はあるが、断定はできない。上



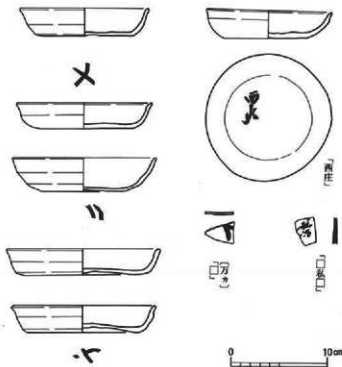
下左右とも割れた断片である。

9 関係文獻

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」(一九九七年)

同「平成九年度 年報」(一九九八年)

(渡辺 昇(兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所))



SE16・包含層出土墨書土器



(三田)

屋敷町遺跡は、一九九七年度までに行なわれた二六次にわたる発掘調査により、古代から近世にかけての集落遺跡であることが明らか

になっている。
屋敷町遺跡は、一九九七年度までに行なわれた二六次にわたる発掘調査により、古代から近世にかけての集落遺跡であることが明らか

- 1 所在地 兵庫県三田市屋敷町・字大池ノ南
- 2 調査期間 第九次調査 一九九四年(平八)五月～七月
- 3 発掘機関 三田市教育委員会
- 4 調査担当者 山崎敏昭・新竹由美
- 5 遺跡の種類 古代寺院跡・武家屋敷跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
屋敷町遺跡は、武庫川中・上流部の右岸、三田盆地の三田側南部に位置する。川床との比高差約一五mの河岸段丘(西山)屋敷町台地の突端部に立地し、三田市屋敷町全域及び字大池ノ南の一部を遺跡範囲としている。

兵庫・屋敷町遺跡

近世の武家屋敷群が広範囲を占める。
近世の武家屋敷群が広範囲を占める。その中でも三田藩の家臣団の居住地として成立した

になってきた。その中でも三田藩の家臣団の居住地として成立した
既往の発掘調査で検出した主な遺構としては、平安時代後半から鎌倉時代の掘立柱建物群、室町時代後半の土坑群や寺院に伴う堀状遺構、江戸時代の武家屋敷跡に伴うトイレ・池などの遺構群や基礎状遺構などがある。

木簡が出土した第九次調査区は、宝永年間(一七〇四～一七一一)の絵図(宝永年間以降の三点の絵図もしくはその写しが現存する)と照合すると、「九鬼与五左衛門」「和久山治明左衛門」など計五軒の武家屋敷跡と推定され、検出した近世の遺構群はこれらの武家屋敷の遺構と考えられる。
この調査で出土した遺構については、面的な変遷を辿ることができ、武家屋敷は当初は調査区の東側のみであったが、後に調査区中央に道路状遺構と側溝が新たに付加され、西側にも屋敷地が新設される。その時期は絵図により宝永年間であったことがわかる(摂州三田絵図(元禄元年戊辰年三田藩屋敷之図 個人蔵)と「三田絵図」(宝永頃 個人蔵)との比較による)。

木簡は、宝永年間以降に新設された西側の屋敷地に位置する土坑SX一から一点出土した。この土坑は平面形は南東隅・南西隅をコーナーとする北に開いたコの字形を呈する遺構で、東西四・五m、南北一・七m、深さ一五～二〇cmを測る。南北両岸は木材により覆

岸されており、当初は水溜として機能し、廃絶後に陶磁器類などを投棄するための土坑として利用されたと考えられる。この土坑の埋土は一層であり、同層からの木簡以外の出土遺物には、肥前、瀬戸・美濃、三田焼磁器鉢・皿、木製品、ガラス瓶、眼鏡レンズ、草靴などがある。これらの製作年代は、一八世紀—近代までの時期幅を示し、この年代の下限からみて、出土した木簡も近代以後に廃棄されたと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔○〕九鬼水〔○〕

〔○〕福〔○〕〔○〕

150×23×8 011

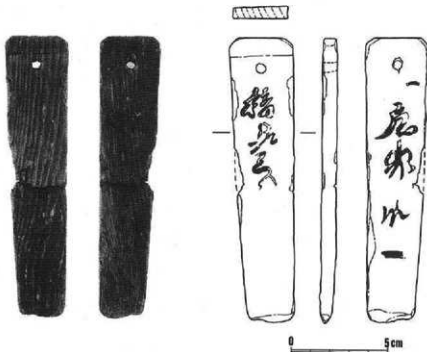
現状では二片に分かれているが、これは廃棄時の二次的な切断であると考えられる。

木簡にみえる「九鬼」は出土場所との関係が深い。この木簡が出土したS.X-1が所在する屋敷地は、宝永年間以降の三点の絵図の写しによると、「九鬼与五左衛門」「九鬼金左衛門」「九鬼寅太郎」の三人の九鬼姓を名乗る家臣の屋敷であった。木簡の記載も、この屋敷地の主に関連するものであろう。

9 関係文献

三田市教育委員会「屋敷町遺跡—三田市宮大池団地改築に伴う屋敷町遺跡第九次発掘調査報告書—」（一九九五年）

（新竹由美）



兵庫・加都遺跡

- 1 所在地 兵庫県朝来郡和田山町加都
- 2 調査期間 一九九六年(平8)一月～一九九七年一月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 別府洋二・仁尾一人
- 5 遺跡の種類 集落跡・道路状遺構・水田跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(丹波竹田)

加都遺跡は、周辺では最も広い盆地の中央部にあり、日本海に注ぐ岡山川とその支流である黒川に挟まれた平野部に立地する。

今回報告する木簡は、確認調査の際に出土しているが、一九九七年度に同地点の全面調査が実施され、但馬遺とも呼ぶべき直線の道路状遺構が検出された。道路状遺構が湿地にかかる部分では、法面を覆で保護している。木簡出土地点は

その法面の下方にあたる。この道路状遺構は近辺に残された糸里地割とは方向が異なり、平安時代後半には廢絶して糸里地割方向の掘立柱建物が建てられるようになる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「山口里俵參上数十一石今

(25)×(4)×(5) 0.9

木簡は下端が折損している以外は、原形を保つ。裏面は調整が荒い。「山口里」は、「和名類聚抄」にみえる但馬国朝来郡九郷の一つである山口郷と考えられ、ここは当時の但馬国の最南端であった。調査地点からは南に約一kmの地点にあたる。

なお、木簡の釈文にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃安氏の教示を得た。



(赤外線テレビカメラ画像による)

(別府洋二)

あかしょうふけやしき
兵庫・明石城武家屋敷跡

- 1 所在地 兵庫県明石市東仲ノ町
- 2 調査期間 第五九次調査 一九九七年(平9) 10月1—19
九八年三月
- 3 発掘機関 明石市教育委員会
- 4 調査担当者 船越重伸・渡辺昇
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(明石・須磨)

明石城跡は、江戸時代になって小笠原忠政(真)によって築かれた明石藩の城郭で、それに伴って城下町の建設も進められた。
今回の調査は、再開発事業に伴うもので、東仲ノ町地区第四次調査にあたる。調査地は、城下町のうち、武家屋敷の南東部分に相当する地域で、中・下級武士

の屋敷跡である。

調査の結果、江戸時代全般にわたる遺構を検出した。木簡は、江戸時代末の廃棄土坑SX1001四・SX100六四から一点ずつ、計二点出土した。いずれも多量の陶磁器類・瓦などとともに出土している。なお廃棄土坑SX100四からは、「吉田」と墨・膠で記された土器も出土している。焼き継ぎ屋が土器を補修する際、取り違えを防ぐために、その土器の所有者を明記したものであろう。文久年間の絵図によると、調査地点に相当する位置にある屋敷の家名は「吉田」であり、これと一致することが注目される。今回出土の土器は、絵図の正当性を裏付ける資料といえよう。

8 木簡の釈文・内容

SX1001四

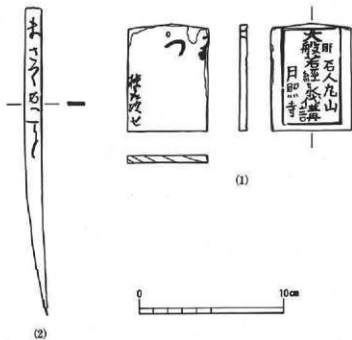
(1) 明石人丸山
大般若経永代講(焼印)
月照寺

つる
次世
78X66 011

SX100六四

(2) まさて
217X12 009

(1)は調査区の北東に所在する月照寺の木札である。大般若経水代



譚のもので、表は焼印が捺され、裏面に墨書がみられる。参加者の個人名が記されているものと思われる。

(2)は細長い板に平仮名を墨書したものである。材は下部を欠く。

(渡辺 昇 (兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所))

木簡研究 第一八号

巻頭言

一九九五年出土の木簡

永田 英正

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 興福寺
 旧境内 大衆院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡
 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内遺蹟・基所・侍院所跡 大坂城
 跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡
 長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内堀跡遺跡 袴布ヶ森遺跡 香任エノ
 田遺跡 神戸大学医学部附属病院構内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城
 三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 葦山反射炉 大塚東丹保遺跡
 甲府城間保遺跡 厩村B遺跡 北条小町邸跡 宮町遺跡 南沼貫遺
 跡 西河原森ノ内遺跡 屋代遺跡跡 大塚田遺跡 山王遺跡 市川
 橋遺跡 大目南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 磯部カンク遺跡
 横江荘遺跡 加茂遺跡 豊田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町
 遺跡 佐渡金山遺跡佐渡奉行所跡 桂見遺跡 岩古遺跡 米子城跡
 八遺跡 山崎一号遺跡 長登彌山跡 小倉城跡 大宰府条坊跡 呉
 服町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡
 一九七七年以前出土の木簡(一八)

塩田城跡

ノツゴロド白樺文書

長屋王家木簡三題

算木と古代実務官人

書評 沖森卓也・佐藤信著「上代木簡資料集」

巻報

B・J・ヤニ

森 公章

鈴木 景二

大隅 清陽

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

兵庫・境谷遺跡

さかいだに

- 1 所在地 兵庫県姫路市太市中字境谷
- 2 調査期間 一九九五年(平7)七月-八月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 別府洋二・國本綾子
- 5 遺跡の種類 河道跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代-平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(龍野)

境谷遺跡は姫路市の西端部にあり、南側は揖保郡太子町と接している。古代山陽道の太市駅家の南約1kmの地点にあたり、さらに南五〇〇mには、奈良時代から平安時代の掘立柱建物や井戸を検出し、銚帯や硯、墨書土器などが出土した龜田遺跡が所在する。

今回の調査地点は、谷の中を南流する大津茂川の支流である太市川の横であり、検出した流路も同川の旧河

道である。旧河道は、七世紀頃に杭などで護岸を行なっているが、その後砂やシルトなどによって埋没する。

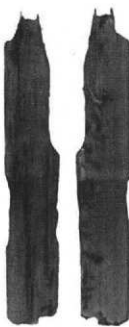
木簡は、この旧河道の最上層のシルト層から出土した。旧河道埋没後は、河道と直交する方向に数本の溝が設けられており、一〇世紀頃の須恵器検出している。

8 木簡の釈文・内容

(1)  (堀立(人等)カ)

(18.5×1.8)×5.8

右辺がほぼ原形を保つが、上下は折損、左辺も割れている。右辺最下端は斜めに切り込まれた状態になっており、切り込みの痕跡の可能性もある。文字は両面に記されているが、内容は判然としない。なお、木簡の釈文にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃宏氏のご教示を得た。(別府洋二)



(赤外線テレビカメラ
画像による)



(生野)

金属関係の生産遺跡として知られる。町教委によって行なわれた発掘調査では、溝による区画とその中に建てられた建物などの遺構が

兵庫・茂利宮の西遺跡

1 所在地 兵庫県多可郡中町中村茂利

2 調査期間 一九九七年(平9)一月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 森内秀造・矢野治巳・高木芳史

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 弥生時代～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

茂利宮の西遺跡は兵庫県内陸部の中町にあり、加古川の支流である杉原川によって形成された盆地平野の中央に位置する。遺跡は杉原川西岸の段丘上にあり、西から東へ下る扇状地上の緩斜面に立地する。

確認されており、これらの遺構には多量の炭・焼土が堆積していたほか、ピットなどからも、比較的多くのスラッグが検出されている。また、当調査事務所が一九九七年度に行なった発掘調査では、弥生時代から室町時代にわたる時期の遺構、遺物が出土している。やはり埋土中に炭、焼土、及びスラッグなどを多量に含む土坑が多く検出されており、精緻あるいは鋳造などに関与した生産遺跡であると考えられる。

本調査地点は、遺跡の東端にあり、扇状地上の緩斜面から平坦地へと変わる地形の変換点にあたる。調査地点全体を黒色の粘土層が厚くおおっており、同層中からは弥生時代から平安時代の土器が出土しているが、特に平安時代のものが中心をなしている。

木簡は、この黒色粘土層を切って構築された室町時代の井戸の底から出土している。共存遺物にはわずかな土器片があるが、いずれも細片で器形を復原できない。井戸は石組みで、自然及び半加工した川原石を用いて作られている。井戸口の直径は七〇cm、底部では九〇cmを測り、袋状の断面形を呈している。深さは現状で二mを測るが、削平を受けているため、本来はまだ三〇cm以上の深さがあったと思われる。井戸の他には、ピット・土坑・溝があるが、炭・焼土・スラッグなどは検出されておらず、金属生産に関わるような性格のものは全く見られない。

8 木簡の釈文・内容

(1)



(124) × (83) × 8.1

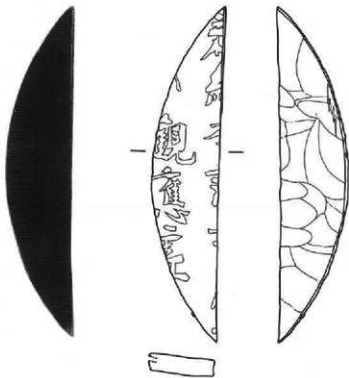
桶の底板に転用されたもので、弧をなす側の側面には二カ所に木釘でとめるための穿孔が見られる。材質はヒノキである。弧度から元来の大きさは直径約一九四mmに復原できる。墨痕は完全に流失しているが、墨のあつた部分に残る盛り上がりから、少なくとも一〇字が観察できる。一行めは左半のみ残存する。四文字めは首偏を読みとることができる。二行めは二字めと三字めの「観應」の二字は明瞭で元号と考えられる。「應」の下は「二年」と判読できる可能性が高いが、全体の字配りからすると一文字分しかなく、観応元年(三年)(二三五〇—二三五二)の干支である「庚寅」「辛卯」「壬辰」のいずれかの頭一文字である可能性も考えられる。

なお、木簡の釈読に関しては、兵庫県立歴史博物館小林基伸氏、松井良祐氏よりご教示を得た。材質については、当調査事務所の藤田淳氏の顕微鏡観察結果による。

9 関係文献

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」(一九九七年)

(高木芳史)





(生野)

兵庫・安坂・城の堀遺跡

- 1 所在地 兵庫県多可郡中町安坂字城の堀
- 2 調査期間 第六区調査 一九九七年(平9) 八月
- 3 発掘機関 中町教育委員会
- 4 調査担当者 宮原文隆
- 5 遺跡の種類 集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

安坂・城の堀遺跡は、中町中央平野のやや北よりの中央部に位置している。調査は農業基盤整備・道路建設に伴り数次にわたって実施された。農業基盤整備以前

前の圃場は、約五〇×九〇mのややいびつな長方形の圃場を一段低い帯状の圃場が取り囲むような状況を呈していた。これは堀の存在を暗示し、また字名にも「城の堀」が遺存していることから、この地に居館跡

が存在することが推定されていた。

調査の結果、弥生時代中期・終末期、古墳時代中期、飛鳥時代、奈良時代、平安時代、室町時代の遺構・遺物が非常に多く確認された。しかしながら近現代の瓦粘土採掘によって、多くの遺構が削平され、全体像を把握することを困難にしている。

この遺跡の特徴は非常に多くの溝がみられることである。特に、弥生時代後半に掘削され、埋没しつつも奈良時代後半頃まで遺存した幅五mを越す大溝は、先の瓦粘土採掘を免れており、多くの木製品をはじめとする遺物が出土した。主なものとしては、七世紀の塋をはじめとする農具、奈良時代後半の祭祀用具(人形代・馬形代・獣形代・畜車など)二〇〇点以上、墨書土器〔宮田西〕〔下古川〕〔古飯廣田〕〔仮〕など二〇点以上がある。

今回紹介する呪符木簡二点は、東西約五〇m、南北約九〇mの規模の室町時代の居館をめぐる堀から出土した。方形にめぐる堀の東辺及び西辺の北寄りには、対になるように張り出し部が位置し、ここに居館外部との出入り口(虎口)を設けていたことが推定される。特に、東辺の虎口には橋脚が立ったまま遺存していた。木簡が出土したのは、この堀東辺の虎口の堀法面である。居館全体で見れば、ここは鬼門の方向となる北東部にあたり、同時に出土した数点の羽子板状木製品との関わりも注目される。

8 木簡の釈文・内容



(1)

(1)

「符籙」急・如律令 咄天定神王 (符籙) 急・如律令 九・八十一

4.90 × 3.8 × 2.011

(2) 「符籙」急・如律令 ×



1.80 × 1.2 × (0.817)

(1)は、ほぼ完存している。上部二字は墨もよく遺存しているが、それ以下の文字は木質に残る凹凸によって辛うじて判読できる。裏面には墨書は全くみられない。

(2)は、下端及び左側が欠損している。墨は比較的よく遺存するが、調査時の傷によって損なわれている。表面の字体は(1)に酷似する。

木簡の解説に際しては、奈良国立文化財研究所の渡辺晃宏・山下信一郎両氏の教示を得た。



(2)



(2)表

9 関係文献

中町教育委員会「安坂・城の堀遺跡」(中町文化財報告一六一九九七年)
(宮原文献)



(草津)

今回の調査地の東に隣接しており、一九九三年から始まった草津市教育委員会による区画整理事業に伴う発

掘調査は、現況の草津川を付け替える草津川放水路建設に関連する伯母川改修工事に伴うものである。

大將軍遺跡の主要遺構は、

- 1 所在地 滋賀県草津市追分町
- 2 調査期間 一九九六年(平8)四月～六月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勸励資興文化財保護協会
- 4 調査担当者 仲川 靖
- 5 遺跡の種類 官衙跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
大將軍遺跡は、草津市南部に位置し、湖南アルプス(金勝山)から延びる標高一〇〇～一〇六mの丘陵部最先端にある。

滋賀・大將軍遺跡

掘調査で、古墳時代から中世にかけての複合遺跡であることが判明している。その中でも奈良時代～平安時代にかけての、北で東に八度振れるほぼ東西南北に走る正方位地割に則って計画的に配置された掘立柱建物群一三〇棟以上、井戸跡一〇基、区画溝などの溝跡四〇条以上の遺構が目ざされている。また、遺物も硯、木香、木簡(本誌未報告)、「郷長」や「五」と書かれた墨書土器などが出土しており、官衙的な要素をもつ建物群と考えられている。

今回の調査地は、この建物群内の北西端にあたり、建物群の北側に流れる自然流路の続きである。この自然流路は、最深部で深さ四m以上あり、その後三回の乾期、増水期、土石流堆積期が繰り返されて埋没した状況が窺われた。

遺物は、二回目の乾期から三回目の乾期にかけての増水期、土石流堆積期に堆積した砂礫層から出土した。古墳時代から平安時代の土器類が大量に出土しており、中でも奈良時代から平安時代にかけての土師器、緑釉陶器、灰釉陶器が圧倒的な量を占める。木器は河道内の溜り状の箇所から一括して出土した。木簡の他、物差し・曲物・齋串・舟形代などが出土している。

木簡は計四点で、自然流路内の黒灰色砂質土層から、曲物二点、物差し一点、齋串三点とともにまとまって出土した。

8 木簡の釈文・内容



(3)裏

(1) 1:4
(2)(3) 1:2



(2)



(1)

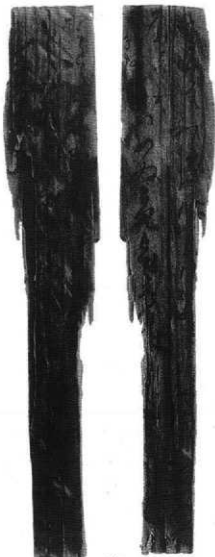
(1)は、転用材を用いたものか。上端に鉄条網状の刺突圧痕が認められ、何かを縛ったようである。(2)は上部が焼損。(3)は、下部が欠損する。(4)は、短冊状の板の両面に墨書が明瞭に残る木簡で、中央部より下の両側面が欠損する。表とみられる面は、上部四行書き、下部五分の三を二行書きとする。裏面は上端のみ三行書き、以下は二行書きである。表の二行書きの部分から書き始め、裏面の二行書きを書いてから、表面に戻って上部四行を付け加え、最後に裏面の上部三行を書いたとみられる。漢字まじりの仮名書きで、書状と考



〔次〕〔冊〕
・若善〔被〕人
(180) x 47 x 3 059
(180) x 18 x 4 081

〔心〕〔最近〕〔松丹〕
453 x 58 x 8 011
〔奉〕人
(180) x 47 x 3 059
(180) x 18 x 4 081

(4)
・
さりをぞこわし わたはいまはるの
かしのいはれやめかみとお
事申
かせるさま
少し かくとらいますてらる
かをるさま
258 x 40 x 3 019



(4)



(4)

えられるが、意味は判然としない。
 共伴する土器は、一〇世紀から一
 一世紀のものとの幅が広く、木簡の
 時期を限定するまでには至らない。
 木簡の釈読については、奈良国
 立文化財研究所の綾村宏・館野和
 己氏、大阪大学の東野治之氏、京
 都国立博物館の湯山賢一氏のご教
 示を得た。

(仲川 靖)

愛知・大脇城跡（かわわきじょう）

- 1 所在地 愛知県豊明市栄町堀田・元屋敷
- 2 調査期間 一九九六年（平8）八月～一九九七年八月
- 3 発掘機関 財団法人愛知歴史文化財センター
- 4 調査担当者 坂倉澄夫・藤井孝之・中野良法・北村和宏
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 一五世紀後半～一七世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（名古屋南部・豊田）

大脇城跡は、愛知県のほぼ中央部、尾張・三河国の旧国境を流れる境川の支流である正戸川右岸の沖積地に位置する（旧尾張国知多郡大脇村）。遺構検出面の標高は二～三m前後で、周辺に小高い段丘が展開しているにもかかわらず、平坦な場所を占めているのが立地上の特色である。「桶狭間の古戦場」は、大脇城の北西二・五kmにあたる。大脇城に関する文献史料

は少なく、いずれも後世の編纂物に限られ、初見は「寛文村々覚書」（寛文年間／一六七〇年前後）の「大脇村」一古城跡。先年堀川五左衛門居城之由「今八畑成」という記事である。また、堀川五左衛門については、当該期の動向からみて、桶狭間の戦いの直後よりその活躍が知られる「秀盛」と考えられる。秀盛は、水野信元、佐久間信盛、織田信長、織田信雄さらには池田輝政に仕え、文禄・慶長の役において湯川（ソウル市近郊）にて戦死したという人物である。ちなみに「織田信雄分限帳」では一四八〇貫文の知行となっている。

今回の発掘調査は、伊勢湾岸道・第二東海自動車道の建設に伴う事前調査で、総計一万坪の調査対象地を七つの調査区（九六A～九六E区および九七A～九七B区）に分けて実施した。調査の結果、一五世紀後半～一七世紀後半にかけての時期の中小の溝によって区画された屋敷地群を検出したほか、かねてから「大脇城跡」（地元の村絵図などでは「堀川五左衛門屋敷」とされていた九七B区において、大規模な方形居館跡を検出し、これまでの所伝を裏付けた。この大型の方形居館を囲む溝（堀）九七B区S D O一からは、一五世紀後半～一七世紀後半の時期の瀬戸・美濃窯産陶器が出土している。最下層（第四層）からは概ね古瀬戸後期第IV小期～大瀬第三段階のものが出土し、遅くとも一六世紀中葉には居館は成立していたものと考えられる。また一七世紀代の遺物の出土は、その性格はともかく、

江戸時代にも居館が継続して利用されたことを示している。

天正四年（一五七六）銘護摩札が出土したのは、上記九七B区で検出した方形居館内を東西に分かつ南北溝S D O七（長さ二m幅三・二m深さ・一四m）の溝底面近く（第四層）からで、文字面を下に向けた状況で出土した。このS D O七の埋土中からは、第三層において瀬戸・美濃産の播鉢片（大竈期）が、埋立土かと推察される第二層からは同じく瀬戸・美濃産の陶器（大竈第二段階および登窯第一小期・第四小期）などが出土している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「金剛藏王 天正四年 尾州智多 大御堂寺
奉修大峯柴燈護摩供 武軍長入所」

監藏権現 八月廿四日 野間 常葉坊

100x44x01

ほぼ完形で、下端部にわずかな欠損がみられる。表裏面とも損傷は少ないが、長らく風雨に曝されていたためか、墨痕は殆ど消失し



ている。文字部と他との風化の違いによる凹凸により文字が判読できる。「金剛藏王」については、朱筆の可能性がある。

判読上で問題となったのが「天正四年」の「四」である。「一」が認められたことから四の異体字の「二」と判読したが、これには異論があるかも知れない。「尾州智多」「野間」の「大御堂寺」「常葉坊」は、現愛知県知多郡美浜町大字野間に所在する大御堂寺（真言宗。野間大坊と呼ばれる。源義朝の墓所として著名のことと考えられる。大御堂寺にはかつて「常葉坊」が塔頭寺院の一つとして存在したことが知られている。

この他に前記九七B区S D O一から七点、九六E区S D O二から一点の墨書のある付札の断片（？）が出土した。判読を含め、詳細については現在検討中である。

9 関係文献

財愛知県埋蔵文化財センター「年報 平成九年度」（一九九八年）
（北村和宏）

静岡・瀬名川遺跡

1 所在地 静岡市瀬名川

2 調査期間 一九九七年(平9)六月～一九九八年五月

3 発掘機関 財団法人埋蔵文化財調査研究所

4 調査担当者 中川律子・勝又直人ほか

5 遺跡の種類 集落跡・水田跡

6 遺跡の年代 弥生時代中期～後期、中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

瀬名川遺跡は静岡平野の北東部、沖積微高地上に立地している。



(静岡・清水)

伴って調査が行なわれ木簡が出土した瀬名遺跡が所在する(本誌第一、一三三号)。また、南は鎌倉時代から室町時代にかけての東海道に接し、当時この瀬名川に宿駅が置かれていたといわれている。

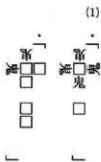
今回の発掘調査は県道中

吉田瀬名線の工事に伴うものである。調査の結果、調査区の南側では鎌倉時代から室町時代の集落域の一部を確認した。遺構は東側の枕列で区画された範囲に集中し、二間×三間の総柱の掘立柱建物をはじめとする柱穴群や溝、井戸状遺構などを検出した。

遺構周辺で出土した遺物には、青磁器片や陶磁器、古銭、硯石、曲物や柄杓、漆椀、糸巻具、横櫛などがある。

今回報告する呪符木簡は、集落域の北端で検出した井戸状遺構から出土した。この井戸状遺構は、直径一・七mの円形の遺構で、深さは一・〇mを測る。同じ遺構からは、椀・小皿など六点の山茶椀や漆椀、曲物、横櫛、箸状木製品が出土している。

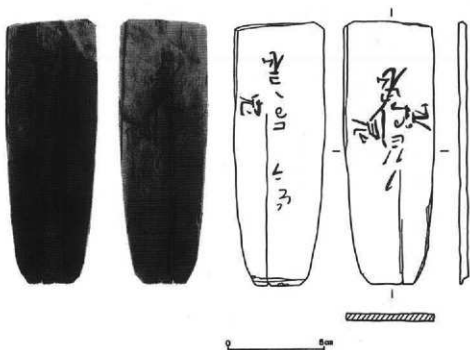
8 木簡の釈文・内容



139×47×4 011

木簡は薄い板状の完形品で、下方に向かってやや幅が狭くなる形状を呈する。両面に成形時の削り痕が残っている。墨痕はところどころ薄くなっているが、肉眼でも観察できる。表裏両面に符籙が読みとれる。表面は中央の墨痕を中心に、「鬼」が四文字いずれも中

1997年出土の木簡



央を天にして異なる方向で書かれ、そのすぐ下にも墨痕がある。裏面の符録もほぼ同じスタイルで文字が配されていたと思われるが、「鬼」の下に二文字観察できる。

9 関係文献

静岡県埋蔵文化財調査研究所「年報ⅩⅦ」（一九九八年）

（中川律子）

東京・明治大学記念館前遺跡

- 1 所在地 東京都千代田区神田駿河台一丁目
- 2 調査期間 一九九五年(平?)一月~一九九六年三月
- 3 発掘機関 明治大学記念館前遺跡調査団
- 4 調査担当者 代表 小林三郎

5 遺跡の種類 武家屋敷跡

6 遺跡の年代 江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(東京東北部)

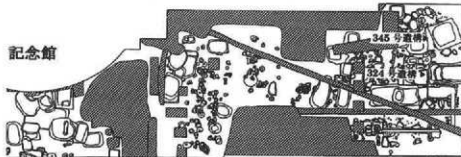
明治大学のある神田駿河台の地は、その名が示すように駿府の地において徳川家康に仕えた旗本たちが、家康の死後、江戸へ移った

際にとえられた土地である。大学構内の再開発に伴う発掘調査の対象となった記念館及び一号館の敷地を、現存する敷地の絵図と照らし合わせてみると、南側は幕末まで中坊家の屋敷があったことがわかる。中坊家は室町時代には足利將軍家に、

大坂夏の陣・冬の陣では家康に仕えた家柄であった。江戸時代には四千石の大身の旗本として奈良奉行をはじめ、駿府町奉行や日光奉行といった遠国奉行を務める家柄であった。中坊家が駿河台の地に屋敷を拝領した時期は詳らかでないが、爾來幕末に至るまでのおよそ二百年間この地に屋敷を構えている。一方、北側は土地の傾斜に沿って雄段状に隣接する三軒の本屋敷であった。その拝領者は時代とともに変遷するが、いずれも石高五百石以下の旗本である。

本遺跡の調査成果は現在整理作業の途中であり、詳細は今後の分析を待たねばならないが、ここでは出土した木簡のうち七点について、現段階において述べ得る範囲で紹介する。

調査区は屋敷の境をなしていた



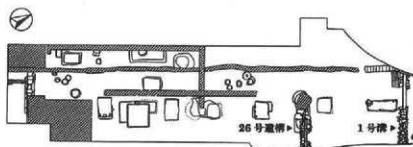
前遺跡全体図

と考えられる溝によって、南側と北側とに分けられる。南側の調査区では、二六号遺構から(1)(2)が出土した。二六号遺構は長軸一・五m、短軸一・一m、深さ一・二mの不定形を呈する土坑である。木簡の他、陶磁器・土器・木製品が出土した。磁器は全て肥前製で一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。陶器は肥前製の他に、瀬戸もしくは美濃製のものが認められる。磁器と同様に一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。木製品には曲物や箸、漆器桶、羽子板などがある。

北側の調査区では、三三四号遺構と三四五号遺構から木簡が出土した。(3)(4)が出土した三三四号遺構は、長軸三・〇m、短軸一・八m、深さ〇・六mの不整な長方形を呈する土坑である。出土した陶磁器から、その廃棄年代は一八世紀中葉から後半に位置付けられる。木簡は一三点出土した。

(5) (7)が出土した三四五号遺構は、一辺二・二m、深さ一・四mの土坑であり、本遺跡のなかでも遺物量が最も多い遺構の一つである。木簡は九点出土した。三四五号遺構から出土した陶磁器はいずれも一八世紀前半の製品である。磁器は全て肥前製、陶器は瀬戸もしくは美濃製のものの他に、京焼の製品もみられる。特に京焼の碗の中には、絵付に元文四年(一七三九)の天文層が施されたものが一点あり、遺構の廃棄年代を推定する際の指標となる。また焼塩壺には「サカイ/泉州磨生/御塩所」の刻印を有するものがある。こ

絵図	発行	北側居住者(1)	北側居住者(2)	北側居住者(3)	南側居住者
「歌河台小川町図」	明和元(1764)	水野清藏	大久保右衛門	東條郎兵衛	中坊左近
「新編江戸安見図」	弘化5(1848)	水ノ	大ク郎	トウテウ	中ノボウ
「歌河台小川町図」	嘉永3(1850)	堀三左衛門	大久保右衛門	亀井吉十郎	中坊陽之助
「歌河台小川町図」	慶応元(1865)	溝口五左衛門	大久保左衛門	亀井与一郎	中坊陽之助



明治大学記念館

の資料は府内城三の丸遺跡の出土例から、一七四〇年代に位置付けられている。なお、三四五号本遺構からは羅字や曲物、下駄といった木製品が多量に出土している。とりわけ五六点の漆器類は、該期の什器組成を明らかにする上で注目される。

8 木簡の釈文・内容

二六号遺構

(1) ・「江戸駿河台

中坊長兵衛荷物 式拾式固之内

「老桶貫目式貳式百目 辻七右衛門

小橋茂兵衛 分 荷カ 辻理右衛門

(260) X 9 X 7 019

(2) ・「中坊長兵衛 荷物カ」

・「之カ 本吉兵衛

② 燃カ 荷物 123 X 24 X 4 011

三二四号遺構

(3) ・「馬下郡加登村

和田甚右衛門

・大坂弘 「(170) X 14 X 9 019

(4) ・「御部や

・「御茶ノ 同と かい」

・「御部や 御茶之間 両所」

91 X 9 X 9 7 011

三四五号遺構

(5) ・「 屋字カ

○ 四年(右カ) 東条平左衛門組之内

卯六月 宮重八郎左衛門

125 X 7 X 14 011

(6) ・「本多備前守」

・「東條平助」

148 X 19 X 11 011

(7) ・「 東條源五郎様

・「 中 荷カ」

140 X 11 X 7 032

二六号遺構から出土した(1)(2)はともにほぼ完形品で、文字の残りも良好である。前項で指摘したように二六号遺構は調査区の南側にあたり、幕末まで中坊家の屋敷として利用されていた。出土した二点の木簡にも中坊の名が認められる。(1)は表側に「中坊長兵衛荷



(1)



(2)



(6)



(3)



(7)



(4)



(5)

物」とあることから、中坊長兵衛の屋敷に持ち込まれた物品の荷札であることが窺える。また裏面の辻七左衛門ら二名が、この荷物を駿河台の中坊屋敷に送った送り主であろう。辻七左衛門は中坊家の家老であった。裏面の「□巻桶貫目貳貫貳百目」が、荷物の内容を示していると思われる。品目の□は、萬、あるいは草冠に馬と書いて、まぐさの意を表わそうとした可能性もある。二二個の荷物のうちの二つである。また「小橋茂兵衛□□分□□」とあるが、小橋茂兵衛は屋敷内の長屋の住人であった可能性もある。(2)も中坊長兵衛屋敷宛の荷物の荷札である。裏面の木□本吉兵衛と木下□兵衛に關係のあった荷物であろう。その具体的な内容は本資料からは不明である。裏面上部の③は屋敷であろう。

(3)(4)は北側の屋敷地にあたる三二四号遺構からの出土である。前述したように本遺構の廃棄年代は一八世紀中葉から後半にかけてであり、この年代に近い明和元年(一七六四)版の「駿河台小川町四」によると、本調査区にあたる屋敷は東條家のものであったことが窺える。(3)は上部を欠損した状態で出土したが、欠損した部分には固名が記されていたと考えられる。如意村は大和国葛下郡上太田村のことで、東條家の領地であった。現在の奈良県当麻町にあたる。和田甚右衛門については詳らかでない。(4)は部屋に関する記述であるが、詳細は不明である。

(5)~(7)が出土した三四五号遺構も北側の屋敷にあたり、いずれの

木簡にも東條という名が認められる。(5)は宮重八郎左衛門の身分を明かす鑑札である。内容は宮重八郎左衛門が東条平右衛門の家臣であることを示し、裏面には主人である平右衛門の署名捺印がある。また表の元号を延享とすると、延享四年は一七四七年にあたり、これは遺構の廃棄年代とも一致する。(6)に認められる本多備前守を名乗る人物は数名知られている。そのうち本多貞尚が備前守に叙任されたのは、享保一四年に叙任された志摩守である時点で解任されて以降、彼が死亡する延享二年までの間であり、遺構の廃棄年代に最も近い。本多貞尚は紀伊で徳川吉宗に仕え、享保元年(一七一六)に江戸へ移った人物である。(7)は東條源五郎に宛てた荷札である。裏面の「中□」とあるのが送り主であろう。

本遺跡の文献史的知見については、明治大学刑事博物館の伊能秀明氏の調査に負うところが大きい。氏には本稿で紹介した木簡の釈読にあたってご教示をいただいた。また、明治大学記念館前遺跡調査団の島村時子、三谷菊子、小池幸枝、小松政毅の各氏には実測作業のご協力をいただいた。

9 関係文献

明治大学記念館前遺跡調査団「江戸駿河台の旗本屋敷 明治大学記念館前遺跡発掘調査概報」(一九九八年)

伊能秀明「法制史料研究2」(巖南堂書店 一九九七年)

(遺川吉生(明治大学博物館))



(東京西北部)

東京・千駄ヶ谷五丁目遺跡

1 所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目・新宿区新宿四丁目

(新宿区丁目遺跡)

2 調査期間 一九九三年(平成5) 四月—一九九四年六月

3 発掘機関 渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会

4 調査担当者 佐藤雅一・石坂圭介・橋本充史・及川 登

5 遺跡の種類 武家屋敷跡・門前町屋跡

6 遺跡の年代 旧石器時代後期、縄文時代前期～後期、江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

千駄ヶ谷五丁目遺跡は新宿区の南西端、渋谷区の北東端にあり、

淀橋台地(下末吉圃)の千駄ヶ谷丘陵の北東側に位置する。丘陵の東・西側には、

湧水を伴うと推測される谷筋がめぐり、南側は谷合となつている。ほぼ中央から南東側に向かつて、字名「大谷戸」と通称された浅い谷が形成されている。湧

水の水源は現標高約三〇m付近で確認される。調査区の現標高は約三六mである。本遺跡の調査は、旧日本国有鉄道新宿貨物駅舎跡地の再開発事業に伴う新宿新南口R.Cビル(高島屋タイムズスクエアほか)の建設事業と、併設する渋谷区の特設区道一〇五三号線の設置に伴う緊急発掘調査である。調査面積は一六二〇〇㎡である。なお、当遺跡は新宿区側では「新宿四丁目遺跡」として登録されているが、遺跡としては一体の遺跡である。

江戸時代、本遺跡周辺の千駄ヶ谷丘陵は、当初は丘陵のほぼ全域が「武蔵国豊島郡千駄ヶ谷村地」であったと思われる。一七世紀中葉から末頃には、大名屋敷・与力同心大藏地が成立し始め、一八世紀以降は旗本・御家人地の急増、細分化が進む。こうした武家地の増加に伴い、「千駄ヶ谷村地」は減少していったものと思われる。また、文献史料・絵図の調査から、武家地に包括された百姓・耕作地は武家屋敷の使用人・管理地へと変化していた可能性が指摘されている。

このように、文献史料によって押領者の推定が可能であるので、検出した遺構については、押領者と遺構との整合性を検討することができる。そこで、遺構については押領者ことに記述し、合わせて木簡出土遺構を紹介する。墨痕のあるものはこの他にも出土しているが、ここでは文字・文意が読みとれる木簡を中心に、九遺構一九点の木簡について紹介することとした。遺構名の次の()は、出

土木簡点数、及び対応する木簡番号を示す。

①長延寺門前町屋（新宿四丁目遺跡）

調査範囲は門前町屋の南西端、新宿四丁目道路として登録されている部分に該当する。絵図と照合すると裏店の空き地（火除地）に位置し、そうした町屋奥の土地利用が遺構から窺われる。また町屋は、狭い敷地の中に、絵図から五区画、一〇戸が確認された。建物自体が非常に狭いことから、生活の場ではなく店舗利用のみであった可能性が高い。

A一〇四七号遺構（井戸）（一点）(1)

町屋拝領時、一六八三年に最南端の店の裏に形成された井戸である。遺物から一七一〇年から二〇年代には廃棄されたと思われる。

B一四六号遺構（土坑・地下室）（一点）(2)

一九世紀には、町屋最南端の店の裏には、貯蔵施設としての地下室、ごみ穴などが連続して形成されていたと考えられる。遺物から少なくとも一八二〇年代から明治初頭までには形成・廃棄されたと思われる。

②朝倉太次郎屋敷

調査範囲は拝領地全体の約半分、屋敷奥である。文献調査では、実際に本人が居住していた「居屋敷」と考えられている。当時は小普請組岡村備後守支配に属し、その後西丸書院三番秋田淡路守組へ御番入りを果たしている。家禄は三百俵であった。

A〇六一七号遺構（井戸）（一点）(3)

前拝領者、坂川大郎作の頃、一八二〇年から三〇年代に形成された可能性があり、少なくとも朝倉太次郎の拝領当初、一八四五年には屋敷裏手の奥側に形成された井戸と推測されている。木簡の墨書から「朝倉」が確認され、「居屋敷」の可能性が高まったと考えられる。遺物から幕末・明治初頭には廃棄されたと思われる。

③神谷伝五左衛門屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したために当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は、提灯奉行、七〇俵五人扶持であった。神谷家は一七〇三年には屋敷を幕府に取り上げられ、拝領地は千駄ヶ谷村の名主預かりとなる。

A〇七一九号遺構（井戸）（一点）(4)

拝領当初、一六八三年に屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。

B〇四八一号遺構（井戸）（一点）(5)(6)

〇七一九号遺構と同様に、本遺構も一六八三年に、屋敷の表側に形成された井戸と思われる。遺物から一六九〇年代から一七〇三年代には廃棄されたと推測される。〇七一九号遺構に隣接して併設された井戸と思われる。

④根本善左衛門屋敷

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、火災により「居屋敷」が被災したため当地を拝領したとされている。ゆえに「居屋敷」の可能性が高いと思われる。当時は提灯奉行、家禄は不詳である。

A〇四八四号遺構（井戸）（七）（九）

拝領当初、一六八三年に屋敷の裏手、奥側に形成された井戸と思われる。遺物から一七〇〇年代の初頭に廃棄されたと推測される。

⑤黒鉄者大縄地

調査範囲は拝領地全体である。文献調査では、絵図から名字の無い者四人が居住する屋敷であるとされる。同心以下の身分の屋敷であろうか。黒鉄者とは、古くは戦の際に橋を架けるなどの役務があったようであるが、江戸時代からは実際の職務内容は不明な点が多いとされている。大縄地とは、与力・同心の数名に対して拝領地を賜った際に、大縄を用いて均等に拝領地を等分したことに起因するとされている。

A一一二二号遺構（井戸）（一点）（〇〇）

前拝領者、根本家の一六九〇年代から一七〇三年代には形成され、根本家の屋敷引き上げの際にも廃棄されず、黒鉄者大縄地の拝領時、一七四九年の絵図に記載された井戸に該当する遺構と思われる、継続して井戸が使用されていることがわかる。南東の屋敷の表側に井戸

が位置していた。その後、遺物から一七五〇年から一六〇年代には廃棄されたと推測される。

B一一三二号遺構（井戸）（一点）（〇〇）

一七七〇年代には形成された井戸で、南東の屋敷の裏側に位置している。遺物から一八二〇年から三〇〇年代に廃棄されたとと思われる。

⑥横田甚右衛門屋敷

調査面積は拝領地の約三分の一にあたる。文献調査では当時、御側衆、百人組頭、大目付のほか、屋敷改方の抱屋敷禁制の制定などに深く関わっており、幕府の要職を務めている。所領は最大で九五〇〇石であり、幕臣の旗本としては最大である。所領は上野国緑野郡・甘栗郡、下野国都賀郡・芳賀郡、常陸国新治郡・河内郡、真壁郡、近江国蒲生郡・甲賀郡・野洲郡・栗田郡、武蔵国比企郡・入間郡にあった。一六九六年から一七二〇年までは居屋敷、一七二〇年から八九年には下屋敷であったと思われる。

A〇〇五六号遺構（井戸）（八）（〇一）（四）

拝領時の一六九六年には形成され、遺物から一七三〇年代から四〇年代には廃棄されたとされる。本遺構は井戸の径としては最大であることから、より主要な屋敷建物に付随した井戸として機能していたのではないかと推測している。遺物には、木製の箸・串が大量に確認され、若干の折敷も確認された。また徳利や椀などに使用された栓と思われる遺物も大量に出土している。「享保十五年（一

七三〇(一)と推測される墨書の木簡と著・串・折敷から、一七三〇年前後頃の大身旗本の宴会に伴う遺物と思われる。また中国製の磁器碗、京焼の古清水様式の色絵金彩の花瓶・徳利など、大身旗本の居屋敷であった優雅さが窺われる。

8 木簡の釈文・内容

①長延寺門前町屋(新宿四丁目遺跡)

一〇四七号通溝(井戸)

(1) [十三]

□□

墨103×厚11 551

一四六号通溝(土坑・地下室)

(2) 「むぐ川」

□□
「むぐ川」

(28×)×(26)×厚1 561

(1)は、小さな曲物の底蓋と推測され、三カ所の部材を木釘などにより結合している。墨書の最後が不明ながら数字が記載されており、数量を示したものと思われる。ヒノキ属。

(2)は、絵馬の中央下端に記載されたものである。白い胡粉の上に輪郭を墨で、飾紐のみ朱で走り駒を描き、その上に墨書により署名をしている。胡粉が剥落したため、署名の墨書が欠損したと思われる。町屋から出土していることから、墨書は絵馬の制作者・絵師か、

願人の氏名と思われる。スギまたはヒノキ科。

②朝倉太次郎屋敷

〇六一七号通溝(井戸)

(3) ・。朝倉

・。肥後紅

是非奉願候

52×28×5 501

「肥後紅」とは、肥後熊本藩細川家の幕府献上品の「御進上成る、名物の内成」とされたもののうち、上位から「第四段」めの「菓子・酒・食物」項にある「紅花餅」の可能性がある(第六節特産物、肥後藩の特産物)。「熊本果史」。また、熊本城下の物産書き上げには「出京町」の「紅粉餅」が記載されている(御府中小路町々産物附)熊本県立図書館蔵。遺構は居屋敷であったことから、「朝倉」自身が幕府献上品の「肥後紅」を所望したい旨を札に書きとめたものであろうか。しかし、少なくとも明治初年の屋敷引き上げの際に木簡は廃棄されていることから、憶測ではあるが、一度上役への付け届けの品々に、書きとめた札を付けて肥後紅を贈りたい旨を言上しようとしたが何らかの事情で取りやめたのであろうか。しかしながら、幕府献上品の「肥後紅花餅」が、幕末期には家禄三百俵の江戸幕府下級役人でも所望したいほどの優品・評判であったことが窺われよう。モミ属。

③神谷伝五左衛門屋敷

〇七一 九号通簡 (井戸)

(4) X寺

110×103 〇61

曲物の蓋と思われる。「寺」の記載から、江戸遺跡からよく確認される、寺院において「納豆」などを製造して武家地への「進上」物として曲物に納めた事例に該当すると思われる。神谷家に縁の深い寺院か、開接した「天龍寺」「長延寺門前町屋」の可能性もある。

提灯奉行の役得であろうか。トウヒ属。

〇四八一号通簡 (井戸)

(5) X上ス

、舟橋屋安兵衛

115×106×9 〇68

(6)

「借金

。右之通吟味仕

為成又々被仰付可

115×111×9 〇65

(5)は、当該地は居屋敷と考えられるので、商人と考えられる「舟橋屋安兵衛」が神谷伝五左衛門に「進上」物を納めた際の、容器の蓋として利用された後、鋸のようなもので二次的に切断されたのであろう。(4)と同様に、提灯奉行という職、地位にあったことから、役得などにより進上物が贈られたのであろう。モミ属。

(6)は、文書様木簡である。借金証文のような記載であることから、借金証文の担保として貴重品を保管した箱書であったのであろう

か。または、下書、習書のようなものであろうか。これも鋸のよう

なもので二次的に切断されたと思われる。法量と材の共通性から、

(5)(6)は本来同一個体であった可能性もある。その場合、「進上」物が借金証文の担保となったか、あるいは「進上」物を贈りながらも商人が武士に借金の返済を催促したことが考えられよう。モミ属。

④ 根本善左衛門屋敷

〇四八四号通簡 (井戸)

(7)

「上

菓子

(121)×(119)×4 〇66

(8)

「進上

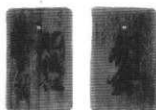
清水袋

目録
袋
五部

140×180×8 〇61



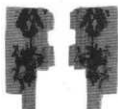
00



(3)



00



00



(9)



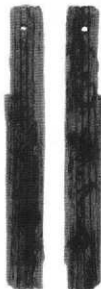
(4)



(1)



00



00



00表



00

(1:2)



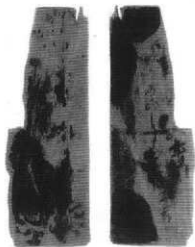
(6)



(5)



(7)



00



02



03



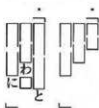
□ : 10, (2)のみ 1 : 6

(8)



(2)

(9)



59×52×6 81

(7)は、「菓子」を納めた容器の蓋と思われる。居屋敷と考えられることから、根本善左衛門に、提灯奉行の職、地位による役得などから「進上」物が贈られたのであろう。スギ。

(8)は、「進上」物の容器の蓋で、京焼の一つである「清水焼」の箱書が確認された。出土遺物としては大変に稀なものと思われる。

一七〇〇年代の初頭に廃棄された遺物であることから、当時の古清水様式に代表される、胎土は黄褐色、錆絵か色絵の皿と推測される。円形の皿とすれば、径が約四寸程度と思われる。但し、残念ながら、そうした遺物は共存してはいない。提灯奉行の職、地位による役得などの「進上」物に、当時「清水焼」などの優品が含まれていたことは、今後の江戸遺跡における京焼の出土事例に参考になるものと思われる。モミ属。

(9)は、表には格子文を描き、その上に和歌らしきものが確認できる。その裏も和歌らしき記載が見受けられた。ヒノキ属。

⑤黒鉄者大縄地

一三三号遺構(井戸)

(10)



123×46×5 011

一三三号遺構(井戸)

(11)



105×95×5 061

(10)は、黒鉄者の下級役人に、蜂の頭付が西木氏からの贈物として届いたものと思われる。ヒノキ属。

(11)は、容器の蓋と思われる。モミ属。

⑥横田甚右衛門屋敷

〇〇五六号遺構(井戸)

(12)



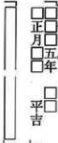
229×(38)×3 011

(13)



100×52×7 032

(14)



212×(73)×6 081

09 正味□□目



(133)×(83)×4 081

06 ×駄之内



(71)×(94)×4 039

07 〇小西孫□□



150×30×3 011

08 「楚醒□□

191×30×7 011

09 代十五



(46)×(18)×1 091

02は、上下両端に木釘・孔がある。「本手」と焼印が捺されている。これは近年、江戸遺跡で確認されている漆製の手鏡の箱、鏡の「蓋」に、蓋印と「本手」が焼印にて表記されている事例に類似している。当時「本手」とは、最良品という品質保証のような意味あいで表記されていたようである（東京大学福原文化財調査室の原祐一氏のご教示を得た）。ゆえに記載内容を検討すると「本手（製品名）、（製作者名）贈答・売買品の送り主か贈品先」が考えられよう。上下両端

に木釘・孔があることから、品物の容器などに打ち付けたものと思われる。焼印の次はさんずいの文字。ヒノキ属。

03は、紐でくくり付けるような切り込みが中央の左右にある。あるいは上下に分割して利用するものを途中で捨てたものであろうか。文字はいずれも「萬」であるが、表面一字めは楷書体、表面二字めおよび裏面は草書体で記されている。モミ属。

04は、四隅を墨で縁取りをしている。裏面には文字らしきものが読み取れるが、判読不能である。紀年銘らしい記載であることから、平吉の贈答品、購入品などの所有物に紀年銘を付記したものと推測される。表面の年号の次は干支か。ヒノキ属。

05は裏面にも文字列あり。正確な数量を示したものと思われる。ヒノキ属。

06は、下端の両角が面取りされている。スギまたはヒノキ科。

07は、上端に孔あり。名前であれば名札のような製品か。ヒノキ属。

08は、上端に行くほど薄くなるように整形される。三文字めは糸偏の文字。ヒノキ属。

09は、再利用のための削屑と推測される。值札の利用であろう。

なお、木簡の釈読については、東京大学史料編纂所の宮崎勝美氏のご指導を賜った。型式番号は、可能な限り凡例に準拠したが、該当しないものも多い。近年の江戸遺跡でも木簡の出土例が増加して

おり(丸の内三丁目遺跡 本誌第一九号「東京都埋蔵文化財センターはか
一九九七年」)
「東京都千代田区丸の内三丁目遺跡―東京国際フォーラム建設予定地の江
戸遺跡の調査―」(東京都埋蔵文化財センター調査報告一七(一九九四年))
「汐留遺跡―本誌第一九号―汐留地区遺跡調査会(汐留遺跡)―(一九九六年)、
東京都埋蔵文化財センター―「汐留遺跡―I―旧汐留貨物駅跡地内の調査―」
東京都埋蔵文化財センター調査報告三七(一九九七年)。
「汐留遺跡―本誌未
報告―都内遺跡調査会(溜池遺跡)―総理大臣官邸整備に伴う埋蔵文化財発
掘調査報告書―」(一九九六年)、木簡には独自の形態・用途が多いと
推測されることから、近世独自の型式・用語・文意などを文献史
学・考古学の両面から検討する必要があると思われる。今
後の研究に期待したい。

9 関係文献

レールシティ東開発株式会社・東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡
調査団「平成五年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書」(一
九九四年)

同「平成六年度千駄ヶ谷五丁目遺跡発掘調査概要報告書Ⅱ」(一
九九五年)

及川登・中野高久「最近の発掘から、江戸の武家屋敷と町屋、東
京都千駄ヶ谷五丁目遺跡」(『季刊考古学』六一(一九九七年))

千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡
本文編(第I分冊)」(一九九七年)

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺構編(第II分冊)」(一
九九七年)

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 遺物編(第III、第III―
2分冊)」(一九九七年)

同「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡 文献編(第IV分冊)」(一
九九七年)

(及川 登(台東区文化財調査会))

木簡研究 第一七号

巻頭言——書は言を尽くさず、言は意を尽くさず——

佐藤宗諱

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡左京七条一坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内遺跡 高安城岡遺跡 藤原宮跡 藤原京跡左京七条一坊東南坪 藤原京跡左京十一条三坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四条一坊一町 平安京跡左京八条三坊十四町 平安京跡右京八条二坊二町 慈照寺境内 客坊山遺跡群 大坂城跡 持統遺跡 見盛岡遺跡 有年原・田中遺跡 梶子北遺跡 曲金北遺跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡 宮町遺跡 前橋城遺跡 荒田目余里遺跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪遺跡 中尊寺境内金剛院 花立川遺跡 志摩山遺跡 福井城跡 大友西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 水橋寛町遺跡 山木戸遺跡 上郷遺跡 陰田小大田遺跡 米子城跡七道遺跡 三田谷丁遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 結川城跡 中園遺跡Ⅱ区 一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京二条二坊六坪

刻歯斷續初探——漢簡形勢論のために——

榎山明

新潟特別研究集会の記録

国史跡指定答申なつた八幡林官衙遺跡：小林昌一、八幡林遺跡の時代的変遷：田中靖、古代越後平野の環境・交通・官衙：坂井秀敏、封鎖木簡考：佐藤信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論：平川南、討論のまとめ曹評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円

定価



(松本)

調査の結果、一六世紀後半から一九世紀までの人為的整地層を四層確認した(一〜四検)。遺構には建物跡、土坑、ピット、溝、井戸、竹管などがあり、遺物には木簡の他に、陶磁器

長野・松本城三の丸跡小柳町

- 1 所在地 長野県松本市大手四丁目
- 2 調査期間 第一次調査 一九九七年(平9)三月
- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 神田調査・今村 克・村田昇司
- 5 遺跡の種類 城下町跡(武家屋敷)
- 6 遺跡の年代 一六世紀後半〜一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

松本城三の丸は、本丸、二の丸、三の丸で構成された城郭のうち、重臣・大身の武士の屋敷地である。小柳町は松本城三の丸の南東部、

松本城天守閣の南東約五〇〇m位置する。

(瀬戸・美濃系、肥前系、京焼系)、木製品(漆碗、下駄、曲物)、金属製品(銭貨、煙管など)などがある。建物の基礎構造や屋敷地内の利用状況を理解する上で貴重な資料が得られた。木簡は四点出土した。このうち(1)(4)は廃棄土坑と考えられる遺構からの出土、(2)(3)は遺構に伴うものではない。

8 木簡の釈文・内容

三検土坑一(一八世紀代)

- (1) ・。二高廿二(検印)



135×25×6 011

二検(一九世紀後半)

- (2) 「西郷伝八」



95×26×4 011

- (3) ・。大□□



102×23×4 011

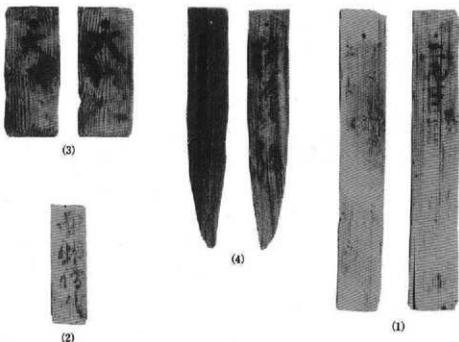
四検土坑二(六世紀後半〜一七世紀)

- (4) ・。林□□



153×32×2 051

(1)(4)は荷札木簡か。(2)(3)は用途不明。(2)については嘉永七年(一八五四)の城下町絵図の調査地近隣に「西郷」という家名がみえ、その縁者の可能性がある。(寛木 照)



長野・松本城下町跡伊勢町
まつもとじょうかまらわといせまち

- 1 所在地 一・二 長野県松本市中央二丁目
- 2 調査期間 一 一九九六年(平8) 十一月—一九九七年三月、
二 一九九七年二月—三月

- 3 発掘機関 松本市教育委員会
- 4 調査担当者 竹内靖長・沢柳秀利・村田昇司・荒木 龍ほか
- 5 遺跡の種類 城下町跡(町屋敷)
- 6 遺跡の年代 一六世紀後半—一九世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(松本)
伊勢町は松本城下町の二三ある町人町のひとつで、飛騨高山、安曇平方面から城下町へ入る西側の玄関口である。松本城天守閣の南約八〇〇mに位置しており、町の規模は東西四七五m、南北六三—八四mで、東西に走る街道の両側に間口二—四間の奥行きが長い短冊形の地割がなされていた。文献による

と天正年間（一五七三—一五九二）に地割の基礎ができあがり、順次整備されたようである。一九九七年度までの一七次にわたる発掘調査の結果、多くの遺構、遺物が出土しており、商人・職人の居住を裏付ける資料が検出されたほか、伊勢町の形成過程や町屋の生業の変遷、物流の様子などを解明する上で貴重な資料が得られた。

一 第一〇次調査

第一〇次調査地点は伊勢町の北東部に位置する。調査では一六世紀後半から一九世紀後半までの整地層を九層確認した（一—九棟）。遺構には建物跡、土坑、溝、ピットなどがあり、遺物には木簡の他に、陶磁器（瀬戸・美濃系、肥前系、京焼系）、木製品（漆碗、下駄、木桶）、金属製品（銭貨、煙管）などがある。ゴミを投棄する空間から排水施設や土蔵を構築する空間へ、という町屋裏側の土地利用の変遷が判明した。木簡は、母屋の裏側に位置する廃棄土坑と考えられる遺構から四点出土した。共存遺物には、陶磁器、木製品、金属製品がある。

二 第一三次調査

第一三次調査地点は伊勢町の北側中央部に位置する。調査では一七世紀初頭から一九世紀代までの整地層を五層確認した（一—五棟）。遺構は建物跡、土坑、溝、ピット、埋設桶、杭列などがあり、遺物には木簡の他に、陶磁器（瀬戸・美濃系、肥前系、京焼系）、木製品（下駄など）、金属製品（銭貨、煙管など）、鉄滓、鑄羽口、増場など

がある。鉄滓、鑄羽口、増場などの出土は鍛冶屋や鋳掛屋との関連を推定させる。木簡は、第一〇次調査同様、母屋の裏側に位置する廃棄土坑と考えられる遺構から四点出土し、やはり陶磁器、木製品、金属製品などを伴出した。

8 木簡の釈文・内容

一 第一〇次調査

一 棟土坑二（一八世紀後半）

(1) ・ ・

口 町沢工
式十五 (記号) 正
一〇 古久茂入

・ 「海陸」
安全印文

180×80×10 011

二 棟土坑二（一八世紀後半）

(2) 「〇」

きり
〇
〇

(120)×(20)×4 081

五 棟土坑二（一七世紀中頃）

(3) ・ 「小」物

・
□□□

(130)×24×5 011

(4) ・ 「榎葉浄土」

・
□□□

80×(20)×1 081

(1)は荷札木簡。他の木簡は用途不詳である。(1)の「〇」は「古久茂」は穀屋の屋号。「町沢」は送り先の名か。

二 第一三次調査

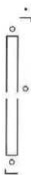
一 検土坑二(一九世紀後半)

(1) 「命請」(兼印)

(113)×(36)×8 081

二 検土坑五(一八世紀後半―一九世紀初頭)

(2) 「〇□平久ヶ田二村」

「」

180×(33)×8 081

(3) 三検土坑一(一八世紀前半)
・「大津南町」

・「」

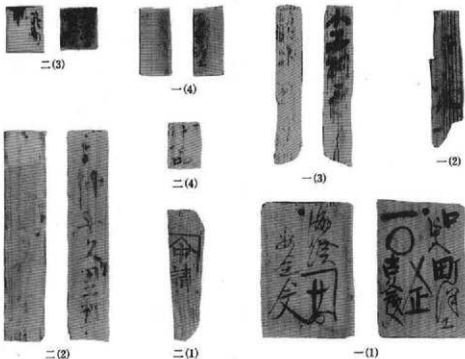
37×32×10 021

(4) 三検土坑一〇(一八世紀前半)
・「山田」

40×27×6 021

(1)(2)は荷札木簡。「命」(山中)が、調査地にあった商店の屋号か、取り引き先かは不明。残りの木簡は用途不明である。

(完)木簡





(古川)

遺跡が隣接する。

宮城・三輪田遺跡

1 所在地 宮城県古川市長岡宇三輪田

2 調査期間 第二次調査 一九九七年(平9)五月～九月

3 発掘機関 古川市教育委員会

4 調査担当者 鈴木勝彦・佐藤 優・大本麻美

5 遺跡の種類 城構官衙・寺院跡

6 遺跡の年代 飛鳥・奈良・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三輪田遺跡は、大崎平野を南端に望む長岡丘陵の南端部に、丘陵部と沢を取り囲むように立地する。遺跡の東側に隣接する七世紀末

～九世紀頃の官衙跡と考えられている権現山遺跡では、掘立柱建物・塀などを多数

検出し関東系土師器が多数出土している。また、西側には八世紀～一〇世紀初

頭頃の最大級の城構として知られる、国指定史跡宮沢

遺跡が隣接する。

三輪田遺跡の第一次調査は、一九七八年に実施し、ロクロ挽き重

瓦文軒平瓦や偏行唐草文軒平瓦の古瓦が多量に出土した。この調査では古瓦に伴う遺構は確認されなかったものの、ロクロ挽き重瓦文軒平瓦が出土したことで、多賀城創建以前の古瓦を伴う施設が存在

が明らかとなり、寺院の存在の可能性が指摘された(古川市教育委員会「三輪田遺跡」一九八〇年)。

今回の第二次調査地点は、第一次調査の北側約一〇〇mにあたり、掘立柱建物、塀、竪穴住居、溝などを検出した。これらの年代は、七世紀末～九世紀頃である。

木簡は、三号溝から出土した。この溝は上幅約二・五mで東西方向に約四五m分を検出した。最下層には植物遺体を含む黒色粘土層があり、その上を地山ブロックを含む黒色粘土の人為堆積層が覆っている。木簡は人為堆積層から出土しており、共存する土器から、八世紀前半頃のものと考えられる(関係文献参照)。

今回の調査では、古瓦の出土が少なく、検出した遺構の構成や後述する木簡の内容も、寺院というよりは城構官衙的なものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「大住カ」

諸万呂

宮方呂



赤外線写真



上端は方頭、下端は折損している。墨痕は不鮮明で、赤外線テレビカメラ装置により一三文字が観察できる。上段に相模團の軍団名「大住團」を記し、その下段に四行書きで人名を記していると考えられる。四人めの「宮万邑」の上には、合点状の墨痕がある。

今回出土した木簡は、当時の大崎地方に他國の軍団兵士が駐屯していたことを示し、なおかつ付近に城柵官衛が存在することが推定され、古代の陸奥國經營を知る上で注目される。

なお、木簡の釈読にあたっては、東北大学の今泉隆雄氏、宮城県多賀城跡調査研究所の佐藤和彦氏からご教示を得た。

9 関係文献

古川市教育委員会「三輪田遺跡—平成九年度発掘調査概要」(『第二回古代城柵官衛検討会資料』一九九八年) (鈴木勝彦)

山形・^{かみなかだ}上高田遺跡

- 1 所在地 山形県飽海郡遊佐町大字富岡字上家ノ前
- 2 調査期間 第三次調査 一九九七年(平9) 五月～七月
- 3 発掘機関 財団法人山形県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 齋藤 健・飯塚 稔
- 5 遺跡の種類 集落跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 平安時代・中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吹浦)

上高田遺跡は、山形県の西北部、秋田県境に近い遊佐町に所在し、古代出羽国府擬定地である城輪柵跡の北約6kmに位置する。周辺は月光川、庄内高瀬川などにより形成された沖積平野で、遺跡は自然堤防上の微高地に立地している。

上高田遺跡の調査は、これまで一九九四年に開場整備事業関連による第一次調査が、一九九六年に国道三四五号改築工事による第

二次調査が実施されている。両調査で、幅一三～一五m深さ二mに

及ぶ河川跡が検出され、九一〇世紀のものと思われる須恵器・赤
焼土器・黒色土器や、木製品が大量に出土した。特に第二次調査で
は木簡五点、人形四点、赤焼土器の甕に四面の面人が描かれた人面
墨描土器一点の他、墨書土器も大量に出土している（本誌第一九号）。

今回の第三次調査では、河川跡が二本検出された。このうちの二
本は、以前の調査で検出した河川跡SG一三〇〇の続き部分で、も
う一本は短期間の流路変動により形成されたものとみられる河川跡
SG一三〇一である。

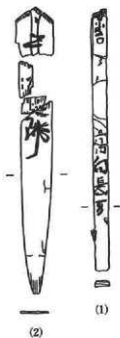
木簡は、SG一三〇〇から一三点出土した。このうち一二点は卒
塔婆である。(1)は河床から出土した。一方、(2)と(3)の卒塔婆は、堆
積層の最上部、須恵器や赤焼土器の破片によって獣骨とみられる骨
片を覆うように埋納したピットの周辺から、中世陶磁器や水晶球と
ともに出土した。

今回検出したSG一三〇〇河川跡は、中心部が調査区から外れて
いるため、遺物の出土は前回ほどではなかったが、木簡の他に、第
一・二次調査で出土したものと同時期の土器、木製品が出土してい
る。また、「弓削連」「弓」「穂積人」などの墨書土器も出土した。

SG一三〇一河川跡は、洪水などによる一時的な流路変動に伴うも
のとみられ、河床まで浅く、出土遺物も細片のみである。

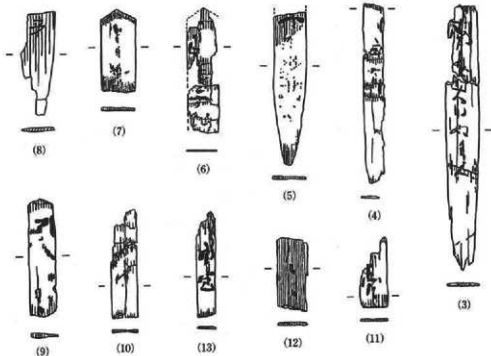
8 木簡の釈文・内容

(1)	×守マ ^[子ゅ] □□ ^[佛] 高向長万呂	(26)×11×4	019
(2)	□□ ^[佛]	(26)×13×2	061
(3)	南無大日如来	(157)×28×2	061
(4)	□□	(141)×(16)×2	061
(5)	□□	(120)×25×2	061
(6)	□□ ^[南無大方]	(97)×23×1	061
(7)	□□	(52)×27×2	061
(8)	×米	(80)×13×3	061
(9)	□□	(33)×23×3	061
(10)	□□	(35)×20×2	061
(11)	□□	(34)×10×2	061
(12)	□□	(30)×(23)×2	061
(13)	□□	(20)×14×2	061



9 関係文献
 ご教示を得た。
 (駒山形県埋蔵文化財センター「上高田遺跡第二・三次発掘調査報告」(一九九八年)
 (香藤 健)

(1)は上部が欠損し、ほぼ中央で折れている。
 (2)は卒塔婆の断片である。(2)の一字めは梵字の可能性が高い。
 (3)は二カ所に刃物で切れ目が入られ、裏側から折られている。上部は欠損。(4)は上部及び右半が欠損。(5)は上部欠損。(6)は下半部が欠損。(8)は上半部が刃物で切断されている。(9)は下半部が裏側に刃物で切れ目を入れ折られている。(10)は上半部欠損。(11)は上半部と右半が欠損。(13)は上半部が裏側に切れ目を入れ折られている。
 なお、木簡の釈読については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。



秋田・弘田柵跡 はったのさく

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町弘田・千畑町本堂城回
- 2 調査期間 一一九七年(平9)五月～八月
二一九九七年六月～一〇月

- 3 発掘機関 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所
- 4 調査担当者 児玉 肇
- 5 遺跡の種類 城柵官衙跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(六郷)

弘田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約六km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の低丘陵を中心として、北側の矢嶋川(烏川)と南側の九子川によって挟まれた、標高三一～三七mの低地に立地する。一九三〇年、文部省が調査し、翌年国指定史跡となり、一九七四年以降

は継続的調査が行なわれている。

遺跡は長森・真山を囲む外柵部分と、長森を囲む外郭線部分からなる。外柵は東西一三七〇m、南北七八〇mの長楕円形で、延長三六〇〇m、これによって囲まれる遺跡の総面積は約八七万五〇〇㎡である。一時期の造営で、材木堀(角材列)が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。

外郭は東西七六五m、南北三三〇mの長楕円形で、延長約一七六〇m、面積一六万三〇〇㎡、石塁、築地塼と地上高三・六mの材木堀が連なり、東西南北に八脚門が開く。四期にわたる変遷がある。外郭中央部には政庁があり、五期の変遷が認められる。

弘田柵の古代における呼称については、雄勝城説と河辺府説がある。さらに、雄勝城説にも、天平宝字年間創建のものとする説と、九世紀初頭にそれが移転したものとする第二次雄勝城説とがある。

一 第一一二次調査

第一一二次調査は外郭北門の再調査である。調査事務所が初めて調査を実施した第二次調査によって、この門は新旧二時期あることが知られていた。その後、外郭東・西・南門や材木堀に四時期あり、外郭線全体に四時期の造営があることが判明し、北門の造営回数に疑問が生じたので、再確認のための調査を実施したのである。調査では、門の西半部を対象として、保存状態の良い柱掘形二カ所を選び、重複状況を検討した結果、外郭線の他の門と同様に、四時期

の造営があることが確かめられた。

木簡は墨書のある建築部材の廃材で、北門の北側の西から二番めの位置にある、B期の柱の切り取り後の埋め土から出土した。この廃材は長さ一八〇cmで先端を尖らせてあり、材の側面中央部の一二cmの範囲を手斧で削り取り、その中に木目と直角の方向に四文字が墨書されている。三文字めの「方」の字で材の縁辺に達したため、「八」の字は「方」の左に並べて書かれている。

木簡以外の文字資料としては、「少隊御前下」の墨書のある須恵器杯、「北預」の墨書のある土師器杯がある。墨書土器「北預」は、北門預のことを意味すると考えられ、恐らくは北門造営にあたり、その長官の下に置かれた職、または北門造営担当者のいずれかを指すものであろう。

二 第一一二次調査

第一一二次調査は、外郭北門の正面から北西部にかけての実態を探ることを目的として実施した。第一一二次調査区の北から北西に隣接する地域である。前年の第一〇七次調査の結果も合わせ、外郭北門を中心とする東西両側の区画施設のあり方が明らかになった。

木簡は、外郭北門の北西にある、全七期にわたる槽状建物の、創建段階に伴う溝SX111四からSX11二〇六から三点、材木塚の北に直線的に掘られた溝SD111四五内から四点、計七点が出土した。

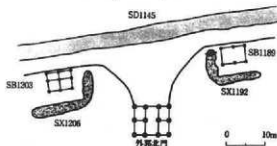
SX11二〇六は、最も古いSB11二〇三槽状建物を構築する前に、

その東側と南側に掘った逆し字形の溝で、第一〇七次調査で三七点の木簡が出土したSX111九二と北門を挟んで対称の位置関係にある。(下図参照) 溝の東西方向部分は、少なくとも約一二mの長さがあり、幅約二・八m、深さ四〇cm、南北方向部分は、長さ六一八m、幅約二・五m、深さ四〇cmを測る。

木簡は、横椋・楔・曲物・箸などの木製品、広葉樹の幹、スギ材加工時に生じた木片などとともに、溝の最下層から出土した。木簡とはは伴出した須恵器杯に、「官」^門の墨書がある。

SD111四五は、上面幅三・五×四・三m、深さ約六〇cmで、木簡は、土師器・須恵器、横椋・木錘・楔・絵馬などの木製品とともに溝底から出土した。木簡よりも上層から、「廬」の墨書のある須恵器杯、「厨」の墨書のある土師器杯が出土した。

なお、遺構外から出土した墨書土器には、「北門」「吉」「厨」がある。



私田橋外郭北門付近遺構配置図

一 第一一二次調査

SB二〇〇外郡北門柱穴

(1) 東

北

方

(1800) × (172) × (75) 061

二 第一一二次調査

S X 二〇六

(1) 「六月廿九日勘鯉」
(213) × 47 × 020 第八三号(2)
207 × 113 × 13 020 第八四号(3)
020 第八五号

S D 二四五

(4) 「所カ

北門請阿刀

・
(102) × (11) × 2 020 第八六号(5) ・所
大松得世「合」(6)
(227) × (12) × 5 020 第八七号・王・九廿三日
(146) × 25 × 5 020 第八八号(7)

(28) × (10) × 2 020 第八九号

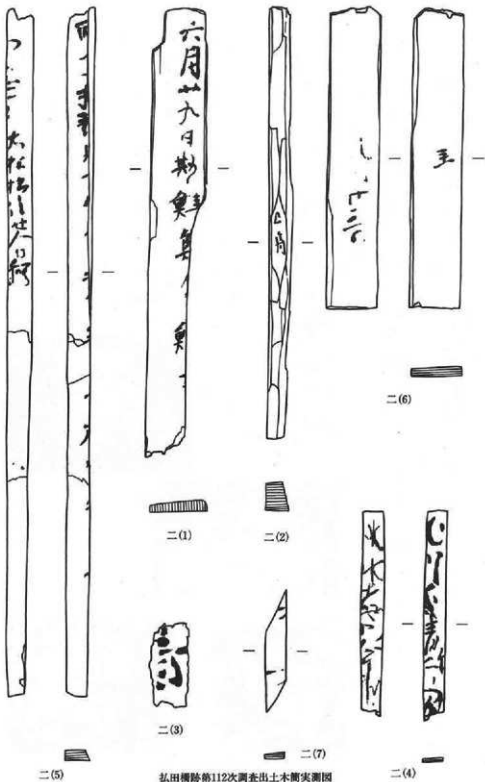
北門地区の調査において、二(4)に「北門所」、墨書土器に「北預」と記されていたことは、外郡北門が、当時も「北門」と称されていたことを裏付ける資料である。「造北門所」が設置され、「預」職がその任務を担当したことが判明したのである。また、本調査区から出土した一連の木簡が、北門造宮と関わる性格をもつものであるとすると、本調査区のすぐ東側の第一〇七次調査で出土した四九点の木簡（本誌第一九号）についても、北門造宮との関わりを考える必要があろう。

なお、一(1)「東北方八」、二(4)「北門所」、墨書土器「北門」「北預」の「北」の字体は、兵庫県高砂市曾根町塩田遺跡出土の墨書土器「札家」の「札」と酷似している。今回の弘田柁跡の一連の「北」の字体は、李柏文書（中国樓蘭出土、龍谷大学所蔵）に類例があり、塩田遺跡の墨書土器が「札家」ではなく、「北家」である可能性が高いことを示している。

木簡の釈読及び検討は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。
9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柁跡調査事務所「弘田柁跡―第一一〇次―第一一二次調査概要―」（一九九八年）

(見玉 準)



弘田橋跡第112次調査出土木簡実測図



二(5)

(本館は赤外線テレビ
カメラ画像による)



二(1)



二(6)



二(4)



墨書土器「北門」



一(1) (墨書部分)



墨書土器「北頂」



墨書土器「一少隊御前下」



(黒石)

中世から近世初頭まで存続した平城である。北側の引座川、西側の六羽川とに挟まれた微高地に築城され、主郭・北郭・南郭・袖郭で構成されていたと考えられている。津軽氏が津軽地方を平定するまで南部氏の一拠点となったところである。現在付近一帶は住宅地となっているものの、近年の団地造成・町

青森・大光寺新城跡遺跡

1 所在地 青森県南津軽郡平賀町大字大光寺字三村井

2 調査期間 第四次調査 一九九六年(平8) 四月～九月

3 発掘機関 平賀町教育委員会

4 調査担当者 葛西 勲

5 遺跡の種類 城跡

6 遺跡の年代 縄文時代後期～一七世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大光寺新城跡遺跡は、平賀町中心部から北西約1kmに位置する、中世から近世初頭まで存続した平城である。北側の引座川、西側の六羽川とに挟まれた微高地に築城され、主郭・北郭・南郭・袖郭で構成されていたと考えられている。津軽氏が津軽地方を平定するまで南部氏の一拠点となったところである。現在付近一帯は住宅地となっているものの、近年の団地造成・町

道拡幅事業などに伴い、これまでに三次にわたる発掘調査を実施している。一九八九年の第一次調査では、主郭の北端を調査し、堅穴遺構六棟、溝状遺構一条、堀跡一条を検出した。続いて一九九〇年の第二次調査では、主郭の南側を調査し、堅穴遺構二棟、井戸跡三基、溶鉱炉五基、溝状遺構五条、集石遺構一基、堀跡三条を検出した。さらに一九九五年の第三次調査では、堀跡四条、堅穴遺構一棟、溶鉱炉跡及び焼土遺構一基を検出している。

木簡(柿経)は、一九九六年の第四次調査において、北郭東端付近で検出した堀の堆積土から出土した。この堀は大光寺城を取り囲む外堀と考えられ、検出した部分の規模は、幅約二〇m、深さ二m以上に及ぶ。また、堀内部には土橋と堀の水量を調節するためと思われるしがらみ状の遺構も検出している。堀の年代は、出土陶磁器などから、一六世紀から一七世紀初頭にかけてのものと考えられ、出土した柿経もこの時期のものと考えられる。この調査では、この他卒塔婆・碑伝なども検出している。

今回出土した柿経は「妙法蓮華経」八巻を記したもので、計六五点にのぼるが、ここではこのうち巻目が特定できるものなど八点について報告する。柿経は、出土状況からみて、堀に投棄されたものであろう。出典が各品にわたっているため、本来八巻一セットがまとまっていたものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) ×華經 □ (52)×81 881

(2) 却從地獄出當墮畜生 (15下11-2) (142)×82 881

(3) 行彼佛世人咸皆謂之實是所聞而富樓那 (27下7-8) (308)×18 881

(4) 當是人去阿耨多羅三藐三菩提 (31下13-14) (158)×15 881

(5) 長舌上【至方】梵世一切 □ (51下18-19) (84)×15 881

(6) □ 能持是經者則為己見我亦見多 (52中12-13) (185)×18 881

(7) 時日月淨明德佛 (53下7-8) (142)×17 881

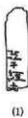
(8) 衆天龍夜叉乾 (57下2) (89)×18 881

(1)~(8)は「妙法蓮華經」八巻を書写した補經で、釈文の下に「大正新編大藏經」第九巻法華部の頁・段・行を示した。このうち(2)は巻第二譬喻品第三、(3)は巻第四百弟子受記品第八、(4)は巻第四法師品第十、(5)は巻第六如來神力品第二十一、(7)は巻第六藥王菩薩本事品第二十三、(8)は巻第七觀世音菩薩普門品第二十五の一節である。いずれも上下両端も欠損しているため、全体の形状は不詳である。幅一・二cmの非常に薄く削り出した板に書かれているため、厚さの記載は省略した。

9 関係文献

平賀町教育委員会「大光寺新城跡発掘調査報告書・第一次発掘調査」(一九九九年)

同「大光寺新城跡発掘調査報告書・第二次発掘調査」(一九九〇年) (渡部 学)



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)

石川・堅田^{かただ}B遺跡

- 1 所在地 石川県金沢市堅田町
- 2 調査期間 一九九六年(平成8)七月
- 3 発掘機関 金沢市教育委員会
- 4 調査担当者 谷口宗治・谷口明伸
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀—一五世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(金沢)

堅田B遺跡は、金沢市北東の丘陵地帯縁辺に立地する。遺跡の南に森下川が流れ、川に沿って古くから加賀と越中を結ぶ街道として利用された小原往來を踏襲する国道三〇四号線が通過する。遺跡のある堅田町は東の丘陵を五kmも東進すれば彌波平野を一望する富山県福光町に抜け、南西へ7kmで加賀の中心である金沢城に至ることができる交通の要衝である。また、遺

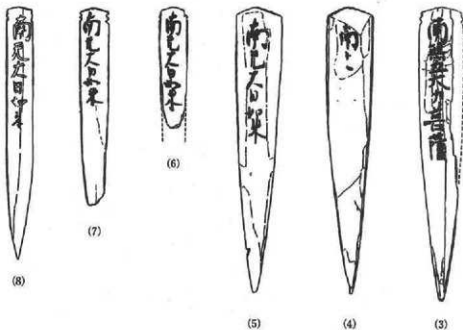
跡の北に位置する山は「城山」と呼称され、その頂には木曾義仲による築城伝説が伝わる「堅田城跡」が残る。遺跡は「城山」南後背面の斜面を森下川によって削平され形成された、粘性のきわめて強いシルト質土壌の河岸段丘上に立地する。

当遺跡は国道八号線バイパス工事に伴う事前調査により発見された新規の遺跡で、推定面積はおよそ五〇〇〇㎡に及ぶ。遺跡の性格は、出土した土師器・陶磁器類から、一三世紀前半頃から一四世紀中頃にかけて営まれた館跡とみられる。今回の発掘調査は、バイパス路線計画にかかる館中心部と南西部について実施した。遺構検出面の深さは現地表下〇・六一〇・八mで沖積平野の遺跡と比較してかなり深い位置に埋没していたことが窺われる。

遺構としては、五間×一〇間(二二七咫)の「主殿」とみられる建物を検出し、これを中心として一辺が約一〇〇mの堀が四周をめぐり、一町四方規模とみられる。主殿北の空閑地には「脇殿」と考えられる四間×八間(一六八咫)の建物が、また脇殿の東には井戸跡が検出されている。柱穴及び井戸の個数から、これらの主殿及び脇殿、井戸はそれぞれ二回の建て替えを行なっていることが確認された。

巻数板とみられる木簡は、館南西部の堀に取り付けられたし字形に展開する溝から検出された。し字溝は当初館をめぐる堀の一部であったものが、その後改変され埋められたものとみられる。木簡のほか多数の木製品及び土師器・陶磁器類を含むことから、廃棄土

- (1) (2)は巻数板とみられる木簡である。横材として使用され、木目と直交する方向に文字が記される。(1)は木目に沿って大きく三つに割れ、横材の一番下の部分(図の左端)の損傷が激しく、両端が欠損している。巻数板の上部左右に円形の穿孔処理がなされ、紐を通して吊るされていたものとみられる。墨痕は退色して消失、文字位置の浮き上がりによって判読が可能な状態である。記述内容は般若心経全文、「奉修年始御願書目録」及び「建長第三」(一一五)云々の日付、「大法師善×」と続く。「奉修年始御願書目録」中に記載のある「一 奉造立大日□□都婆廿五本」は「大日如来卒塔婆」と類推され、併せて検出された「南無大日如来」卒塔婆(5)・(8)などとの関連が注目される。中世の正月行事である「巻数板」奉納の際には、「般若心経」をはじめ経文各種の転読並びに卒塔婆
- (3) 「く南無五大力菩薩」
 528×(5)×961
- (4) 「南^{無カ}×」
 528×56×961
- (5) 「南無大日如来」
 528×56×961
- (6) 「く南無大日如来」
 1100×56×961
- (7) 「く南無大日如来」
 1100×56×961
- (8) 「く南無大日如来」
 528×56×961



の奉納を行なっていたことが知られている。

(2)は、巻数板中央部に斜め方向の割れがある。巻数板の上部左右に円形の穿孔処理がなされ、紐を通して吊るされていたものとみられる。(1)と同様、墨痕は退色して消失、文字位置の浮き上がりによって判読が可能な状態である。記述内容は般若心経全文、「弘長三年(一二六三)正月八日」の日付、「大阿師」と続く。(1)で記述のある「奉修年始御願書目録」に相当する記述は見られないが、年号以下に「正月八日」とあり、修法実施日を具体的に特定できる点が注目される。

越後の国人領主であった色部氏に伝わる「色部家文書」では、巻数板奉納は正月八日に行なわれたと記述がある。また、「一遍上人絵伝」や「北野天神縁起絵巻」には、館の門に縄を張り、「巻数板」を吊るしてある風景が描かれている。この風習は、福井県大浜町や新潟県佐渡島に、村の入口に「巻数板」を正月八日に吊るす行事として伝承している事例がある(中野章任「祝儀・吉書・祝言」)。今回の巻数板の発見は、考古資料と文献・絵画・民俗資料とが見事に一致した貴重な事例として、重要な発見といえよう。

(3)・(8)は(1)(2)と同じ廃棄溝から出土した卒塔婆で、関連する遺物とみられる。(3)は上端部に切り込みの入る卒塔婆。上方より中程まで、右端部が欠損しているが、墨痕の残りがよく文字の判読に支障はない。

(4)は完形の卒塔婆であるが、墨痕はほとんど退色し、最初の一字が確定できるのみである。続く文字は「無五大菩薩」か「無大日如来」と推測される。

(5)は(4)とほぼ同大の卒塔婆でこちらは墨痕の残りがよい。材質も(4)と同じであることから、同時期に作成された可能性が高い。

(6)・(8)は上端部に切り込みの入る形態の卒塔婆であるが、(3)・(5)よりは小型でまた、(3)・(5)が偏長な三角形の扇形を呈するのに対し、(6)・(8)は上方より中位まで長方形の短冊形に展開し、下で楔形に変化する形態となっている。字体・形状などから(6)・(8)の三点は、同時に作成された可能性が高い。(6)は下半部を欠損している。検出した卒塔婆の中では最も墨の残りがよく、全文を肉眼で判読できる。

(7)は下先端部を欠損するが、(6)とほぼ同じ規格と考えられる卒塔婆である。墨痕は他の卒塔婆に比べると残りがよく、肉眼で判読できる。

(8)は墨痕が辛うじて残り、凹凸による判読によるところが大きい。なお、木筒の釈読は、国立歴史民俗博物館の平川南氏と、当教育委員会の谷口明伸が担当した。

(谷口宗治)



(七尾)

東の木落川、西の大谷川に

古屋敷町一帯の山麓部に位置する。同遺跡は、地中と能登の境をなす石動山系の一面に普請された山城「七尾城」跡と運動するもので、街区割りに基づいて形成されている。

- 1 所在地 石川県七尾市古屋敷町
- 2 調査期間 一九九七年(平9)八月
- 3 発掘機関 七尾市教育委員会
- 4 調査担当者 善端直
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

石川・七尾城下町遺跡

ななわじょうかまち

挟まれた約二〇〇haとみられている。

このうち七尾城跡は、標高約三〇〇mに所在する主郭を軸に、扇を広げたように派生する尾根の自然地形を巧みに利用して普請された連郭式曲輪郭で、一九三四年には礎石垣造りの主郭九・八haが国史跡に指定されている。一方、七尾城下町遺跡は標高約六〇〜四〇mの緩傾斜地に所在するが、現状ではほとんど遺構は露出していない。

七尾城下町遺跡の発掘調査は、一九九一年に城下町口部で行なわれたシッケ地区を最初とする。同調査では一六世紀の町家とみられる遺構群や生活色豊かな遺物群が発見され、七尾城下町の一端をはじめて垣間見ることができた(七尾市教育委員会「七尾城シッケ地区遺跡発掘調査報告書」(一九九二年))。その後、一九九五年からは、七尾市教育委員会によって城下町の概要の解明を目指した範囲確認調査が開始されている。一九九七年度までの調査の結果、整然と形成された城下町の町並みに、各階層の住民が「独楽亭記」(天文三年(一五四四))に「千門万戸」と記述された様子を彷彿とさせるような状況で集住させられていたことが明らかになってきた。

今回の調査はこの範囲確認調査の三年めにあたるもので、調査地はシッケ地区の南西約二〇〇mの「西光寺」という地名が伝えられる水田のうち幅三m×長さ二五mの範囲を調査した。その結果、シッケ地区などと同じ方位の礎石建物や屋敷割りの石列、溝や土坑な

どの遺構群が出土した。

木簡は調査区中央部で検出した土坑状遺構の底部から一点出土した。この遺構は他の遺構と同様に一六世紀のもので、一辺約二m、深さ約一・二mを測り、埋土には性格不明の木片が多く含まれていた。なお、木簡以外の文字資料としては、底部に「吉」と朱書された漆器柄が出土している。

8 木簡の釈文・内容

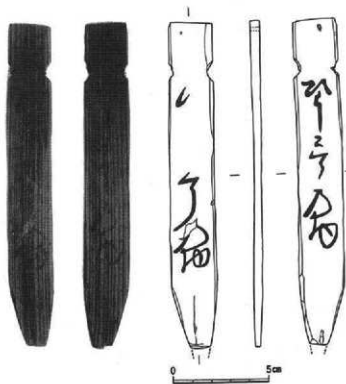
(1) 「・」・「・」次郎三郎乃物

「・」・「・」次郎三郎乃物

(172)×24×5 033

下端の一部が折損している。上端には意図的にあけられた釘孔とみられる痕跡をとどめている。表面の文字は肉眼でもほぼ判読可能であるが、裏面は磨滅や損傷が激しく、判読困難な状態である。

(著者 直)





(城)

蛇喰A遺跡は、富山県の西部を北流する小矢部川の支流、山田川に注ぐ赤祖父川と、旅川に続く千谷川によって形成された扇状地の低位段丘上に位置する。遺跡の西側は、小さな浸食谷に面し、東側を赤祖父川が流れる地形で、その両者に挟まれた高台に当遺跡が立地している。一帯は、標高二一六～二二六

富山・蛇喰^{じやぶ}A遺跡

- 1 所在地 富山県東砺波郡井口村蛇喰
- 2 調査期間 一九九七年(平9)六月～一〇月
- 3 発掘機関 井口村教育委員会
- 4 調査担当者 神保孝造・境 洋子(富山県埋蔵文化財センター)
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期、九世紀末～一〇世紀初頭、一三世紀後半～一五世紀、一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

mの水田地帯で、村の中心街より東に5kmの距離をおく。周辺の遺跡としては、蛇喰A遺跡の北西約三〇〇mに二三世紀後半～一六世紀の平城である井口城跡が近接するほか、周囲には、蛇喰正覚寺、井口A、池尻など数多くの遺跡が所在する。これらはいずれも中世の集落や館跡で、当遺跡も含め、その成立が井口城の消長と深く関わった遺跡群とみられている。

蛇喰A遺跡の調査は、県営担い手育成基盤整備(区画整理型)事業に伴うものである。調査面積は、農道・用排水路及び面工事に係る三六〇〇㎡である。

一帯はかつての圃場整備の影響が顕著で、遺構の遺存状態は良好とはいえないが、おおそ二三世紀後半～一四世紀代と考えられるものがある。一辺約四〇mを測る方形の屋敷区画群をはじめ、各区画内から合わせて掘立柱建物二棟、溝三条、井戸七基、土坑九〇基などが検出されている。

遺物は、整理用コンテナ二〇箱程度である。中世の木製品が大半を占め、他に、縄文土器・石器、須恵器、土師質小皿、珠洲、八尾、青・白磁、さらに越中瀬戸・伊万里を含む近世陶磁器、磁石、古銭など石製・金属製品もある。木製品の遺存状況はおおむね良好で、種類としては、漆器碗・箸・曲物・曲物柄杓・下駄・横笛(竹製品)などがあり、今回報告の呪符と塔婆二点がこれに加わる。いずれも、井戸や溝内出土のものが多い。

呪符(1)は、直径約1m深さ1・2mの素掘りの円形井戸SEOから、一方塔婆(2)(3)は、直径1m深さ〇・7mの素掘りの円形井戸SEO三から一括して出土した。いずれも一四世紀代の井戸である。

8 木簡の釈文・内容

SEOI

(1) 「符誥(急・如律令)」

275 X 78 X 4 051

SEOI

(2) 

(120) X 24 X 3 051

(3)



(140) X 28 X 2 191

(1)は天刑星呪符と考えられる。上部を平坦に切り、下半分を細く削るが、最先端部分を平坦にカットしている。また、左右側縁中央やや上半分に小さな竹釘あるいは木釘が貫通した痕跡があり、何かに打ち付けて使用したことがわかる。



(1)



(2)



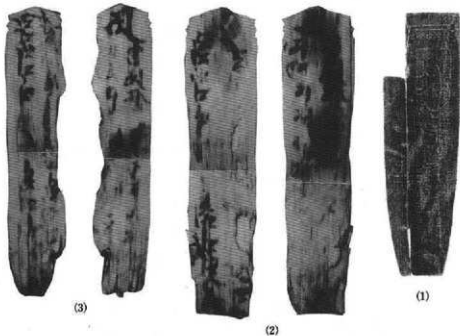
(3)



上部には人物と覚しき大小二体が描かれている。大きい方の人物は上半身裸体、下半身は腰まで裳があり、腰下が露出している。顔の部分は頭部に鉢巻き様のものを配し、顔面部分には目鼻にあたるものがなく、「ロ」字形が四個横一列に並んでいる。小さい方の人物は上半身裸体、下半身は両足とも太腿まで露出し、腰部分だけ布が巻かれ、襦袢様のものを着していると考えられる。これらの着衣は、中世の絵画資料にみられる明王・鬼神の着衣に通じるものがある。また、小人物は大人物の手の先に描かれ、その手にぶら下げられているように見える。その様子は、文化庁蔵の群邪絵の疫鬼を食べる天刑星の図を彷彿とさせ、大人物は天刑星にあたる可能性が高い。下半には符籙と「怒、如律令」が記されている。符籙は「ロ」三個が横に並び、その下に横線が一条あり、さらにその下に「尸」の下に「鬼」が二個並列する。

(2)(3)は同タイプの塔婆で、頭部を圭頭状に尖らせ、頭部両側面から二段に切り込みを入れるものである。下端部は、欠損のためはつきりしないが、両頭の塔婆となる可能性を残す。

文字はいずれも両面に梵字で記されている。(2)は、表面頭部に大きく梵字ア(大日如来)の種子・遍種子を配し、その下に二行で梵字光明真言を記している。下半分の墨書は不明瞭であるが、残りの良い表面の墨書を参照すると、右行がオンからグララまで、左行がマからウーンまでで、中央下に終止符の配置となっている。裏面にも



表面と同書式で光明真言が記されている。裏面は表面とは天地逆に墨書しており、表面の記載が終わり裏返す時、横方向ではなく、縦方向に裏返している。また、光明真言の上部には、表面と同様のアと考えられる梵字の一部を残している。(3)は、遺存状態がやや悪いが内容・書式ともに(2)と同じであり、大きさも似かよることから同時に作成されたものとみられる。

(2)(3)に記された光明真言は、死者の菩提回向及び現世の増益息災のために用いられる真言であり、密教の灌頂に際しての聖句で、日常誦持する代表的明呪でもある。群送次第「二卷章」によれば三反あるいは二反誦むことがみられ、本例の場合も本来はさらに複数回が同時に作られ使用された可能性が高い。

呪符(1)の願章も光明真言塔婆(2)(3)との関連で考える必要がある。その場合葬送あるいは供養に関わるとみるのが順当であるが、(1)が天刑星を描いたものであるとすると、普通には疫病退散の願章が考えられ、年中行事儀礼あるいは習俗の側面からも考える必要がある。なお、木簡の釈読は、朝元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏による。内容は、藤澤氏の報文より抜粋・加筆した。

9 関係文献

井口村教育委員会「界営担い手育成基盤整備(区画整理型)事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 蛇喰A遺跡」(一九九八年)

(神保孝造)

木簡研究 第一六号

巻頭言

吉田孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京三条三坊四坪 萬壽寺旧境内 大安寺旧境内 興福寺旧境内 東大寺 飯原飯戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡 右京九条四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 袴狭遺跡(1) 袴狭遺跡(2) 砂入遺跡 株布ヶ森遺跡 見蔵岡遺跡 木梨・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中飽跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 中大茂遺跡 杉崎廢寺 元經社寺田遺跡 南A遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今泉遺跡 弘田橋跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 戸木大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 クテテウ遺跡 円城寺南遺跡 古市遺跡 郡山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

神縄の呪符木簡について

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいづれ廃棄されるか

史料紹介 近世の壘の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

山里純一 奥野義雄 今泉隆雄 今津勝紀 鈴木登二

頒価 五五〇〇円 送料六〇〇円



(富山)

出拳木簡や版木、「庄」などの墨書土器が出土した北高木・荒畑遺跡がある(木

富山・二口五反田遺跡

ふたぐちごたんだ

- 1 所在地 富山県射水郡大門町二口五反田
- 2 調査期間 一九九三年(平五)一〇月
- 3 発掘機関 個人による表面採集
- 4 調査担当者 林寺殿州(採集者)
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代、奈良・平安時代、中世・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

二口五反田遺跡は、富山県のほぼ中央部に位置する。庄川右岸の扇状地上に立地しており、標高は約7mである。

遺跡の北方七・五kmの庄川下流左岸には、御亭角遺跡、越中国庁推定地、越中国分寺などからなる越中国府関連遺跡がある。また、遺跡の北北東二・五kmには、

誌第一七号)。

遺跡は、開場整備事業の実施に先立ち、一九九二年に行なわれた分布調査で発見され、翌年試掘調査が実施された。試掘調査では、弥生時代後期―古墳時代、奈良・平安時代の遺構が発見され、弥生時代中期・後期、古墳時代、奈良・平安時代、中世から近世の遺物が出土した。奈良・平安時代のものは、八世紀中葉から九世紀後葉までのものがある。木簡は、一九九三年の開場整備事業終了後に表面採集されたものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「二口村」

15x15x5 0.02

材は杉とみられる柾目板である。上端は左右に切り込みを入れ、下端は両側面を削り尖らせる。下端先端は鋭くなく、若干折損している可能性がある。

片面にわずかに墨痕が見えるが、文字は肉眼ではほとんど判読できない。赤外線テレビカメラ装置を通してみると、四文字が確認できる。上の二文字は下の二文字に比べて詰まっていて、一字分のスペースに収まっている。

上の三文字は「二口村」と読める。二口村は、天正二年(一五八三)から明治時代まで存在した村名であり、現在も大門町の大字名として残っている。木簡の年代は確言できないが、「二口村」の

地名が古代にまで遡る可能性を考えさせる資料といえよう。

下一文字は、断定ができないが、「庄」ではないかと思われる。庄については、荘園全体を表すほかに経営拠点としての庄所建物そのものを表す場合もあったといわれる。村の庄ということになれば、後者の用例を示す資料といえよう。

木簡は、左右の切り込みと下端を尖らせる特徴から付札とみられる。庄所へ送られてきた物品に付けられたものか、庄所の所有物であることを表すために付けられたものか、その用途については、現状ではよくわからない。

二口村の地名の由来については、用水の分水口があったためといわれ、また塞口が転化したものともいう。「和名類聚抄」によれば、平安時代には射水器に塞口郷があり、現在の高岡市市街地を中心とする地域に比定されているが、はっきりしていない。遺跡の周辺は、

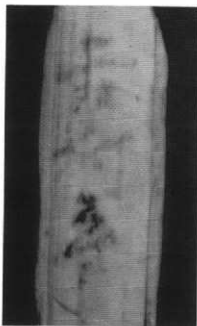


大伴家持が越中国司であった七四六年から七五一年頃に詠んだ歌の中にある「三島野」(四〇一番ほか)にあたると思われる。越中国の古代史を考える上で重要な地域である。今回見つかった木簡は、越中古代史の解明に新たな手がかりを加えるものといえよう。

9 関係文献

大門町教育委員会「大門東部地区埋蔵文化財発掘調査報告―県営ほ場整備事業に伴う試掘調査報告―」(一九九七年)

(久々忠義〈富山県埋蔵文化財センター〉)



赤外線写真(部分)

富山・清水堂F遺跡

しみずどう

- 1 所在地 富山市水橋清水堂
- 2 調査期間 一九九七年(平9)六月~九月
- 3 発掘機関 富山市教育委員会
- 4 調査担当者 鹿島昌也
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世~近世(鎌倉・室町時代が主体)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

1997年出土の木簡



清水堂F遺跡は、富山市北東部、常願寺川の扇状地の湧水地帯の一郭である白岩川右岸に位置しており、標高は約九〇mを測る。遺跡から南へ二kmの立山町及び舟橋村周辺には、開田図が残る東大寺領大藪荘の存在が想定されている地域がある。その東には「里正」木簡が出土した辻遺跡が所在する(本誌第二号)。

今回の調査は県営圃場整備事業に伴うもので、一九

九四年から一一遺跡を対象に試掘、発掘調査を行なっている。清水堂F遺跡は、前年度の試掘調査の結果、七八〇〇m²の範囲に広がっていることが確認され、掘立柱建物に伴う小穴群、溝跡などが検出されていた。今年度の発掘調査は約三〇〇m²を対象に行ない、上下二層の遺構面が確認された。

木簡は、上層の中世以降の遺構面に形成された大溝、あるいは池と考えられる遺構の下部から出土している。同遺構内からは他に、珠洲焼、越中瀬戸焼、近世・近代陶磁器、漆塗桐、漆塗箸状木製品、漆塗杓子、下駄などの遺物が出土している。狭長な調査区の南端に木簡出土遺構は位置しており、そのすぐ南には改修された「大正用水」が流れている。このため遺構は改修前の用水路と重複している可能性があり、木簡は近隣から流れ込んだ遺物である可能性も否定できない。

8 木簡の釈文・内容

(1) 龍 (魚カ)

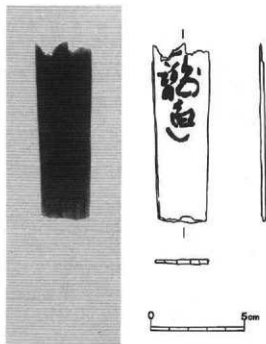
(20) x 6 x 6 (2)

板状の材の上下両端が折損している。墨痕は比較的明瞭であるが、くずしているため判読し辛い。三字めは「追」の可能性もあるが、字形や意味の通りからみて「魚」の可能性が高い。

釈文については、富山大学の鈴木豊二氏、奈良国立文化財研究所の波辺見宏氏にご教示をいただいた。

富山市教育委員会「富山市水橋清水堂E遺跡 清水堂F遺跡」
(一九九八年)

(能島昌也)



木簡研究 第一五号

巻頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条四坊 丹波遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 鳥羽離宮跡 大板城跡 大板城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 榎田遺跡 袴袂遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六六日遺跡 安樂寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 梶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安樂寺西遺跡 世良田諏訪下遺跡 小茶田遺跡 善陀地遺跡 瑞融寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ前遺跡 馬場天神廟遺跡 乾遺跡 宮水ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米窪田森元遺跡 観世音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 善北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一 兼谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三・三六)

草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)

国・郡の行政と木簡

一 「国府跡」出土木簡の検討を中心として

京都府相楽郡木津町鹿背山郷蔵の供上札

田中淳一郎

巻報

頒価 四五〇〇円 送料六〇〇円

加藤 友康



(三 糸)

和島村の地形は、三島山地から派生する東側丘陵、島崎川に沿う高崎川低地、及び海岸に面した西側丘陵の三種に大きく分類される。下ノ西遺跡は、島崎川低地の微高地に位置し、北側には島崎川・小島谷川・梅田川の合流点を控え、北陸道が付近を通過するなど、水・陸上交通の要衝の地に立地する古代遺跡である。周辺には古代の遺跡が高密度に分布し、本遺跡の北西

新潟・下ノ西遺跡

しものじし

- 1 所在地 新潟県三島郡和島村大字小島谷
- 2 調査期間 一九九七年(平)七月一〇月
- 3 発掘機関 和島村教育委員会
- 4 調査担当者 田中 靖
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 八世紀前半—一〇世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

八〇〇mには、古(逸)志那家に関連する八幡林遺跡が所在する。

下ノ西遺跡の範囲は試掘及び表面採集調査の結果、南北二〇〇m、東西三五〇mの七万㎡に及ぶものと推定され、一九九六年度から九八年度にかけて、村道建設関連の発掘調査が実施されている。

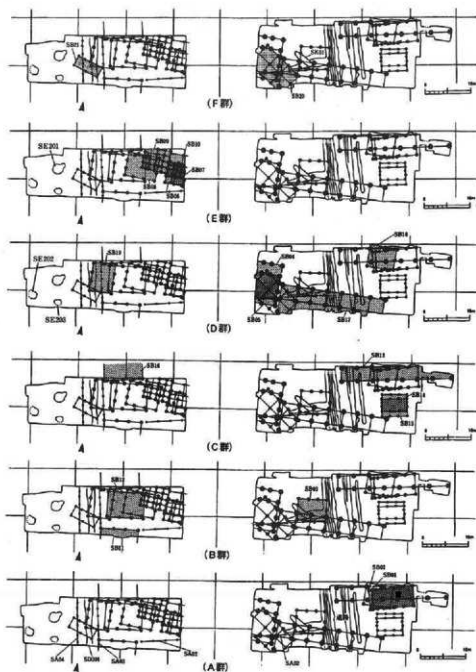
検出された遺構には、掘立柱建物(最大で桁行七間)二二棟、一本柱列四条、道路、井戸三基などがあり、共存遺物から八世紀前半から一〇世紀前半にかけて構築されたものと推定される。計画的な地割の存在や桁行七間という建物規模からみて、一般的な集落遺跡とは様相が異なる。

主要な出土遺物としては、古志那を表す可能性のある「古」の墨書土器や、漆紙文書、木簡、馬形、齋串、漆器柄、木皿などがある。

木簡は計八点あり、I区西SE二〇一の覆土中から出土した(8)以外は、全てII区SD二〇一下層において発見された。SD二〇一は、SD二〇二を伴って方形にめぐる可能性があり、これらの溝に囲まれた掘立柱建物の区画と排水を意図して掘られた可能性が高い。

SD二〇二からは、墨線のある齋串(長さ二七三mm幅二五mm厚さ五mm。第七号)、墨痕がない封緘木簡(長さ(二三三)mm幅二五mm厚さ五mm。第八号)、絵画の描かれた曲物の底板(直径一九五mm厚さ一一mm。第一〇号)も合わせて出土しているが、ここでは木簡から省く。

このうち絵画板は、円形を呈する曲物の底板に、縄状のものが巻かれた立木(?)と二人の人物像が描かれている。中央の人物は、



I区造構配置模式图(方向別)

首及び交叉した腕を縄状のもので縛られており、表情も心なしか苦しげである。もう一人の人物は、右下に不自然な体勢で横たわっている（後掲図版参照）。

この絵の解釈については、推測の域を出るものではないが、縄（？）で縛られている異常な状況からみて、通常の戯画ではなさそうである。絞首刑や体の自由を拘束する刑罰の描写、あるいは何らかの呪術的世界を表現した可能性もある。

8 木簡の釈文・内容

SD101

(1) 「殿門上税四百五十九束先上

三百五十束後上一百九束 十四

又後六十六束

掾大夫借貸卅五束

八十束

〔52×(80)×10 第一号〕

(2)

□□□□_{【字カ】}
□□□□_{【生】}
□□□□

〔150×19×5 第三号〕

(3)

・七月十二日使□

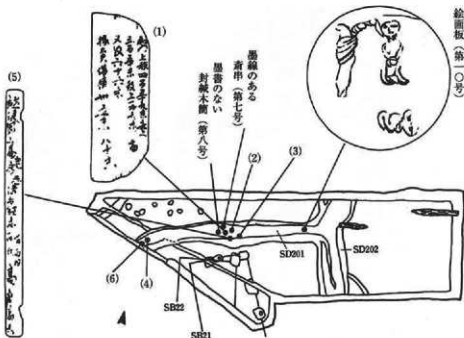
□□□□

〔180×(20)×5 第三号〕

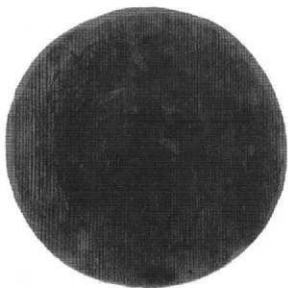
(4)

「山部千足」

〔150×13×4 第三号〕



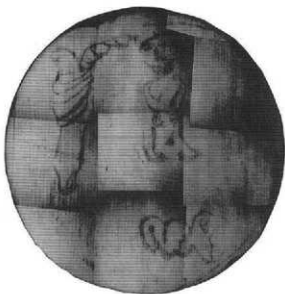
II区遺構配置と木簡出土位置



墨画のある曲物 (第10号)



(1)

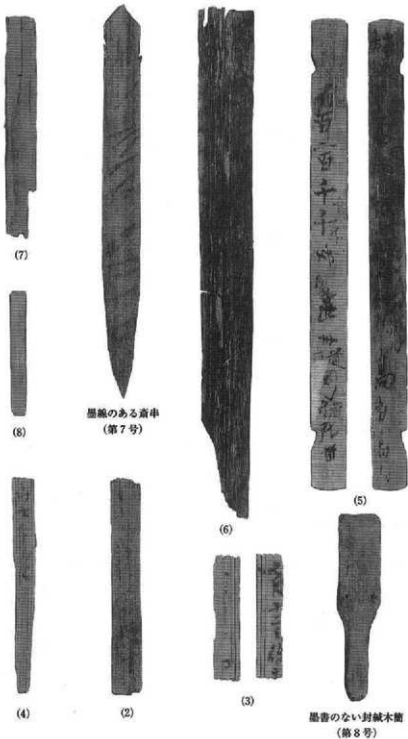


同 赤外線写真



同 赤外線写真

下ノ西遺跡出土木簡他 I



下ノ西道跡出土木簡他 II

(5)



（左側面）

（右側面）

(6)

「符大宅万呂符符符符符符
符符符符符符符符

(80)×(4)×4 第 六 号

(7)

SEIIOI

(180)×(2)×5 第 九 号

(8)

(61)×(3)×3 第 一 号

(1)は、曲物の底板（未発見）を記録簡に転用したもので、表面には粗い手斧ケズリの痕跡をとめている。末尾の「八十束」以降も文章が続くとみられ、これより左側を欠損している可能性が高い。

内容的には、出挙（公出挙）と国司（権）の借貸について記録した記録簡といえる。単位のない「十四」を十四束とみて、本簡を三六四束(364)と考えると、その三割がほぼ一〇九束に近い値となる(364×0.3≒109.2)。一方本簡を三五〇束とすると、一〇九束と六六束の和はちょうど五割の利幅に相当する(364×0.5≒182

≒182+66)。すなわち、利息が三割の部分と五割の部分が併存する二重構造となっていて、三割利息の時期に旧来の収入（五割）を得ることを意図して作成された可能性がある。その場合本簡の年代は、出挙利率が三割の時期、具体的には養老四年（七二〇）もしくは養老六年から、天平二年（七三〇）までの間ということになる。

一方、「十四」に単位がないことを重視し、これを「十四人」や「十四日」の省略とみるのが可能であるとすると、本簡三五〇束が出挙され、このうち本簡分の三五〇束がまず進上され（先上）、後に五割利幅一七五束のうち一〇九束が進上され（後上）、なお利幅六六束が未納である(175-109=66)と解することもできる。この場合本簡の年代は、五割利息の時期でかつ国司借貸の行なわれた時期として天平六年から一〇年までの間と考えるのが最もふさわしい。

このように、(1)の解釈及び年代は一概には決めたいが、いずれにしても(1)は八世紀前半の出挙制度の運用の実態を示す極めて重要な資料といえよう。また、国司（権）借貸が行なわれている事実は、成立期（I期）の八幡林遺跡の遺物に、過所機能を併せもつとみられる帯原郡符・沼垂城との間わりを示す木簡・石屋城（権）を表す可能性が高い「石屋木」の墨書土器など、城権・関といった国レベルの機能が窺える資料があることも符合する。

もし、八幡林遺跡に接が管轄する国レベルの施設があったとすると、複数の城権を国司が分割支配する形態をとった出羽・陸奥両国

と同じ状況下にあったことになり、八世紀前半において、出羽建国後も北の辺要国として位置付けられていた越後国の特性を示す可能性がある。具体的な一案としては、越後国府（額城郡）に越後国司の守、沼垂城に介、両者の中間地点にあたる八幡林遺跡に接、最も北方の磐舟橋に目、などといったケースが想定できるのではないかと。(5)は完形の付札であるが、上下の切り込みは片側のみに施されている。冒頭から「越後国高志郡」まで書き始めたところで、「郡」の位置が右側に寄り過ぎたため、付札として使用することをとりやめて、以下表裏の余白部分に習書を行なったと推測される。

ここで注目されるのは、当初の付札を国名から書き始めている点である。このような付札は、都への貢進物付札とみるのが妥当であり、本来は古志郡家できりまとめられた物品に付せられ、京進されるべき衙札だったと考えられる。

下ノ西遺跡は、八世紀前半から一〇世紀前半にかけて機能した重要な官衙遺跡とみられ、その終末期においても、桁行七間クラスの大型建物が造営されている。遺跡の具体的な性格については、存続期間がほぼ重なる八幡林遺跡（古志郡衙関連）に欠如している機能を補う、郡衙関連施設であった可能性が最も高い。今年度出土した木簡のうち、出挙と国司借貸に関わる記録簡(1)、国名から書き始める付札(5)の存在は、郡段階で行なわれたとされる公出挙の事務や、都への貢進物の発送作業を行なう施設が遺跡内部に存在したことを

如実に物語っている。また、(1)にみえる国司（總）借貸に関わる内容は、接の管轄する施設が付近に存在した可能性を示すものであり、城構・関といった国レベルの機能を想定できそうな初期（八世紀前半から中葉）の八幡林遺跡の存在がクロースアップされることとなった。

下ノ西遺跡の調査成果は、従来の一極集中型の古志郡衙を改めさせるものであり、かなり広域に施設が分散配置されていた可能性が出てきた。今後八幡林遺跡と下ノ西遺跡の内容を総合的に判断して、古志郡支配の複雑な実態を明らかにしていく必要がある。

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川剛氏のご教示を得た。またその解釈については、平川氏の中間報告（「下ノ西遺跡―出土木簡を中心として」所収）及び、一九九七年二月の木簡学会第一九回研究会で報告した際の討論の成果によった。

9 関係文献

田中 靖「下ノ西遺跡 平成九年度の調査成果」〔第二回古代城構官衙検討会資料〕一九九八年

和島村「今、注目される越後の古代―和島村出土木簡の意義―」（一九九八年）

和島村教育委員会「下ノ西遺跡―出土木簡を中心として―」（和島村歴史文化財調査報告書八 一九九八年）

（田中 靖）

新潟・中倉遺跡

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中倉町中倉
- 2 調査期間 第三次調査 一九九七年(平9) 五月～七月
- 3 発掘機関 中倉町教育委員会
- 4 調査担当者 水澤幸一
- 5 遺跡の種類 集落跡・河遺跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(中倉)

中倉遺跡は中倉町の築地地区にあり、砂丘列の内側の海に面して立地している。今回は、集落のほぼ東限と考えられる自然流路を調査した。これは、前々年度の確認調査で当時の遺跡の範囲外にその存在が確認されたもので、調査時は水田となっていた。その折には、小面積にもかかわらず多量の須恵器・土師器とともに、箸状木製品や馬形などが出土し、祭祀に関連す

る遺跡であることが知られた。また、須恵器の中には「王」「原」「牧人」などの墨書を有するものがあつた。

本調査地点は、自然河川の一部であり、川岸(東)には一基の浅い落ち込みの外に遺構はなく、生活の痕跡は認められない。川は、砂丘列に沿って南西方向に流れており、その下層の黒色粘質土に遺物が含まれている。南半分は特に遺物が集中して出土し、須恵器・土師器・土錘・製塩土器などの土器類の外、盤・曲物・御膳・斎串・付木などの大量の木製品が含まれている。遺物の多くは川の斜面より出土し、遺構のない東側から投棄されたと考えられる。土器類は、遺存率の高いものが多く、墨書土器(須恵器杯が主体で、土師器は一点のみ)は、二〇点程認められた。「王」「丁」が多く、「原」「牧人」は二、三点、「澤」(異体字、土師器類)は一点のみである。また「王」の刻書須恵器も数点出土している。

木簡は、四点出土した。

(1)は、遺物集中地点よりやや離れた川上(北辺)の岸近くから、裏面が上になった状態で出土した。そのため裏面の上半は墨痕が薄くなってしまっている。

他の三点は、出土状況が不詳で、整理中での確認である。

なお、遺跡の本体は、今回の調査地の西方に広がる砂丘地上と考えられ、来年度にはその一部の発掘調査を予定しており、遺跡の性格の一端が明らかになることを期待したい。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「人足等受国足」
〔素光〕
 飯

・
 神人部宮加女

215×29×3 011

(2) ・×升 斗阿二升

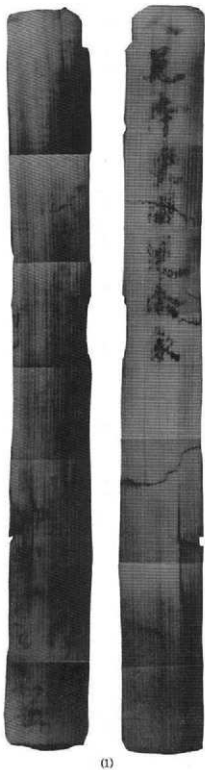
□□二升 (100)×(11)×4 061

(3) 廿二升
〔素光〕
 ×

(157)×(25)×3 061

(4) 得

□ (149)×(12)×6 061



(1)



(3)



(4)



(2)

(1)は、完形の木簡。厚さ約一・三ミリで、全体として比較的薄い。表面は「飯」にかかわる内容。国足苑の飯を人足ららが受けたという意か。表面は墨痕不鮮明で内容不詳であるが、女性の人名らしき文字など数文字が判読し得る。なお、垂飯の古代における用例としては、「延喜式」の陰陽寮式・大学寮式・雜式に、庭火・平野齋神祭や中央・地方の祝奠の供物の一つとしてみえてゐる。

(2)は、上下が欠損し、右端は割れている。記載様式は、人名と数量の列記と思われる。類似の例としては、秋田城跡出土の第一八号木簡（秋田城出土文字資料集Ⅱ。本誌未報告）などがある。

(3)は、上下及び右端を欠損している。多くの文字の字画の一部が確認できるが、墨痕が薄く、詳細は不明である。

(4)は、右端が割れ、左端は二次的加工と考えられる。下部に二文字の墨痕が認められるが、詳細は不明である。

なお、木簡の釈読と内容は国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献
 中条町教育委員会「下町・坊城遺跡・中倉遺跡ほか」（中条町埋蔵文化財調査報告九 一九九六年）

（水澤幸一）

木簡研究 第一四号

巻頭言

一九九一年出土の木簡

八木 充

概要 平城宮跡 平城京左京二条二坊坊間路西側溝 平城京東市跡
 推定地 唐招提寺 藤原京跡 飛鳥池遺跡 四条遺跡 長岡京跡(1)
 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 遺所遺跡 木津川河床遺跡 大板城跡
 住友鋼吹所跡 桑津遺跡 竜華寺跡 高槻城跡 堺環濠都市遺跡
 屏風遺跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 袴狭遺跡(1) 袴狭遺跡(2)
 (旧坪井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ
 部遺跡 石川糸里遺跡 内匠日向周地遺跡 小茶円遺跡 富沢遺跡
 多賀城跡 円福寺遺跡 田道町遺跡C地点 上荒瀬遺跡 山田郷内
 遺跡 福城遺跡 吉野口(盤山小)遺跡 三日市遺跡 長登銅山跡
 空港跡地遺跡(第3工区) 雀居遺跡 興善町遺跡
 一九七七年以前出土の木簡(一四四)
 平城宮跡(第五〇・五一・五二・六三六) 上田部遺跡 郡家今城
 遺跡 郡家川西遺跡 じょうへのま遺跡 高瀬遺跡
 考古資料としての古代木簡
 八幡林遺跡等新湖界出土の木簡
 木上と片岡
 下級司の任用と交通——桑大路木簡を手がかりに——
 「敦煌漢簡」研究の現状と課題
 山中 章
 小林 昌二
 岩本 次郎
 鈴木 景二
 吉村 晶之

巻報
 価額 四五〇〇円 千六〇〇円

埋蔵文化財写真技術研究会編

『埋文写真研究』第九号

文化財写真の研究、技術、情報など写真を撮る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人達に必携の雑誌。年刊で現在九号まで刊行されている(三号までは品切れ)。

B5版、一一六頁、カラー図版多数、一九九八年七月刊
定価三、〇〇〇円

送料四冊まで五〇〇円、五〜一〇冊まで一〇〇〇円

一一冊以上は無料

申込先 〒六三〇一八五七七 奈良市二条町二丁目九一―

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 個 幹 塚 竜

TEL 〇七四二一三四一三九三二

郵便振替 京都〇一〇五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

岡山・津寺遺跡

- 1 所在地 岡山市津寺中屋
- 2 調査期間 一九八八年(昭63)九月―一九九〇年(平2)二月
- 3 発掘機関 岡山県古代吉備文化財センター
- 4 調査担当者 岡田 博
- 5 遺跡の種類 官衙跡・集落跡・墓・水田跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期―近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(岡山市北部)

津寺遺跡は、岡山市の北西端の平野部に位置する。古高梁川の氾濫原である肥沃な谷底平野が形成され、随所に旧河道の痕跡を観察することができる場所である。平野部の西寄りには、吉備高原に源をもつ現在の足守川が北から南に貫流する。津寺遺跡はこの足守川の東側に広範に展開し、現地表では海抜四・五m前後の水田景観を呈している。足守川を挟んだ遺跡の西側

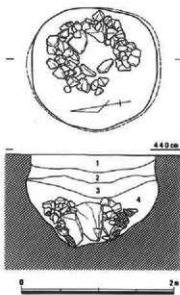
には、小山塊から派生する低丘陵地帯が広がっている。

遺跡の周辺には、いわゆる「備中高松城の水攻め」の際に毛利方が陣を置いた城跡や、羽柴秀吉による水攻めの築堤の跡などが点在し、武將たちが対峙した往時の歴史的な景観が今なお残されている。

津寺遺跡がその存在を広く知られるようになったのは、山陽自動車道の建設に伴う発掘調査が開始されてからのことである。主に弥生時代から古墳時代にかけての大規模な集落跡や水田遺構が発見されたが、一方で古代の護岸工事の実態を知ることができる長大な堤防や、方形の区画溝に囲まれ内部に掘立柱建物群が配置された官衙跡など、特筆すべき発見も相次いだ。

古代の出土遺物としては、野上田調査区で出土した墨書土器「倉」「上厨」「吉」など、すぐ北側の九田調査区で出土した岡山県内では最大の陶馬や、銅製の帯金具がある。また、高田調査区では、和同開珎五枚を納めた袍衣容器と推定される土師器が出土している。一方、足守川西岸の高塚遺跡では、完全な流水文銅鐻が埋納土坑から出土し、津寺遺跡の東に広がる政所遺跡では、貨泉や有鉤の銅鐻が発見されるなど、津寺遺跡を中心としたこの地域がまさしく古代吉備の中枢部であることを如実に示す発掘成果が得られている。

今回発見された木簡は絵馬に転用された折敷片で、中屋調査区の井戸五から出土した。井戸五はほぼ円形を呈する井戸で、東西方向の建物二棟、南北方向の建物一棟の他、同時に存在したとみられる



井戸5実測図

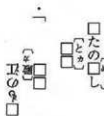
浅い土坑群数基とともに、微高地上で検出された。井側は大小の石を簡略に据え付けているが、ほぼ半分は抜き取られて残存しない。出土遺物には、木簡や漆塗りの板片の他、水田雑草であるタカサブローの種子がある。タカサブローの種子は、井戸が湿潤な状態で保存されたため、下層から出土したものであるが、前述の遺構群の周辺低位部に水田が存在したことを示すとみられ、これらの遺構群が農村の一面に存在した民家とその付属施設であったことを示唆しているともいえよう。

明確な時期を示す土器類の出土はみられないが、周囲の遺構の検出状況や遺構の埋積土などの所見から、中世後期の一六世紀代に存

在した村落と考えられる。なお、建物の建て替えはみられず、継続的に存在した村落であった可能性は低いとみられるが、これは当時の足守川が不安定な流路をとっていたことも関係があり、常に洪水の危険性にさらされていた場所であった可能性もある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「きんせいのでらたうへり



中の羽字□の(

211×620×2 062

折敷を絵馬に転用したもので、表面には躍動する裸馬二頭が写実的に描かれている。文字は表裏にそれぞれ三行にわたって記されているが、表裏で天地が逆になっている。

表の一行めの「きんせい」が「欣盛」であるとすれば、「きんせいのてら」は隆盛をさわるる寺院を示すことになる。続く「たうへり」は「塔辺」と推察することもできる。このように解釈すると、隆盛をさわるる寺院に何かを祈願したことが書かれているとみることができるとされる。裏面の内容は判然としない。

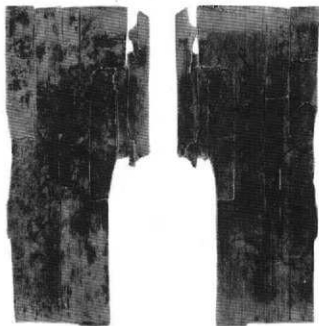
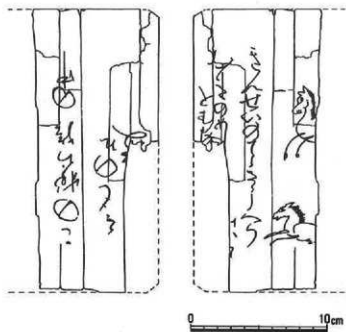
なお、木簡の釈読・解釈は、比治山大学短期大学の志田原重人

氏のご教示によるものである。

9 関保文獻

岡山県教育委員会「津寺遺跡四―山陽自動車道建設に伴う発掘調査一四」(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告一六 一九九七年)

(岡田 博)





(山口)

このたび、竊跡前面の水

定史跡に指定された。

新たに検出され、窠体が遺

存している丘陵部分が県指

年の発掘調査で五号竊跡が

された。その後、一九七九

長登銅山跡との関連が推察

に位置する。一九七七年に

須恵器竊跡四基が発見され、

一郭である鯉ヶ岳(標高六一五m)の南東に派生した舌状丘陵南面

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

末原竊跡群は、秋吉台国定公園の北東端に所在し、西中園山地の

4 調査担当者 池田善文・森田孝一・神田高宏

3 発掘機関 美東町教育委員会

2 調査期間 一九九七年(平9)四月～六月

1 所在地 山口県美祿郡美東町大字赤字北ヶ迫

山口・末原竊跡群(灰原上層)

すとはらかまろてん

田が開場整備の対象となり、竊跡灰原などの検出を主目的として、谷平野部の発掘調査を実施した。調査は、時間的な制約もあって、水田基盤が削平される部分と用水路予定地の五五〇㎡を対象とした。

その結果、八～九世紀の須恵器竊跡の灰原は、中・近世の整地で大部分が除去されており、僅かに灰原の基底部のみが遺存していた。そのため出土した須恵器片も灰原の発掘としては少量で小片ばかりであったが、灰原のあり方から新たに六号竊跡の存在が推定できた。

一方、中世の整地層の面では、二間×三間の東西棟掘立柱建物、同時期の掘立柱建物柱穴六基を検出した。これらの遺構面も後世の水田開発により段状に削平されており、建物に伴う遺物は僅かで、土壘型鍋の脚部、陶磁器片が出土した程度である。

木簡が出土したのは、東西棟建物の柱穴である。東西棟建物は、桁行柱間一・九～二・三m、梁間柱間二・三～二・九mを測り、六・二m×四・八mの規模をもつ東で三十六度北に振れる建物である。柱穴は径三四cm×三八cmの楕円形状で、深さ四五cmを測る。木簡は遺構面から一五cm下位で出土した。柱は抜き取られており、建物南東桁の中程の柱穴二基には、根込み用の礎石や板材が遺存していた。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔×〕南無北方

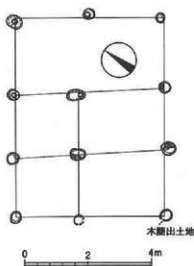
(53)×17×3 019

上端が圭頭を呈し下端が欠落しているが、原形は下端を尖らせる

○五一型式の木簡と推定できる。材質はヒノキ材とみられる。

符籙から書き出すので、呪符木簡であることは明白であるが、「南無北方」の解釈が判然としない。「南」の文字が頭であり、しかも建物南端の柱穴から出土しているので、木簡の握えられていた具体的な場所を示すものかと推測できるが、三文字めが「北」であるので、不可解である。裏面には墨痕及び文字痕跡は確認できない。

沖縄の四隅用の「フーフダ」には「北方多聞天王」の呪句の例があり、欠落部分に「多聞天王」が記されていたと推測すると、「南無北方多聞天王」を記した「四方四仏」の一つと解釈するのが妥当と考えられる。木簡は欠損した状態で柱穴の中心から出土しており、柱の近くにあったものが柱の抜き取り後に柱穴に紛れ込んだとみる

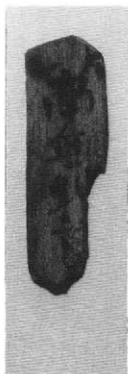


こともでき、残りの三方の東・北・西端では検出できなかったことも納得できる。木簡の表面の磨滅は顕著ではなく、風雨に曝されることなく、柱のそばの屋内に立てられていた蓋然性が高い。沖縄地方のフーフダには、文字面を家屋の内側にに向けて立てられている例もあり、同様のものと推察できる。

いずれにせよ、今回出土した木簡が家内安全を祈願した魔除け用であることは歴然である。ただ、四方に配してあったか否かは不明であり、一本のみで北方の鬼門を封じた可能性もあるといえよう。

木簡の釈読、及び解釈については、元山口大学の八木充氏、東京大学の佐藤信氏のご教示を得た。

(池田善文・森田孝一)





(萩)

の上昇により洪水の危険が生じ舟の通行にも支障を来したため、元文四年(一七三九)に藩は堀の機能を回

山口・萩城跡(外堀地区)

はぎじょう

- 1 所在地 山口県萩市北片河町
- 2 調査期間 一九九七年(平9)五月～一九九八年一月
- 3 発掘機関 山口県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 谷口哲一・林 信行・井川隆司・吉野祥子
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

萩城は関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏によって、防長移封後の慶長一三年(一六〇八)に建設された。外堀は遅れて元和八年(一六二二

二)に完成している。東側の外堀では当初堀幅二〇間であったが、その後町屋の進出や土砂の流入により一四間に狭まり、さらに堀底

復するため堀を浚渫し、その土砂で外堀の東端を埋め石垣を築き、堀幅八間とした。堀を立て地には新たに町屋が成立し、「北片河町」、「南片河町」となった。

今回の調査地は、この東側の外堀に沿った地域にあたる。この地域において道路改修が計画され、その事前調査として萩市教育委員会がトレンチ調査を実施してきたが、一九九七年度は山口県埋蔵文化財センターが、北片河町の一部(四〇〇㎡)を対象に発掘調査を実施した。その結果、堀幅八間の時期の町屋跡が確認された。主な検出遺構としては、石垣・石列・石段・排水溝・礎石建ち建物・埋蔵・井戸・廃棄土坑がある。遺物は八万点以上あり現在整理中である。

木簡は一八世紀の廃棄土坑であるSK八〇から八二点、SK九二から二二点、計二九点出土した。判読できる木簡は一点あるが、今回はこのうちのSK八〇出土の二点について紹介する。木簡が出土したこれらの土坑からは、近世陶磁器とともに、約六〇〇点の木製品(建築部材・下駄・漆桶・櫛・箸・扇子・羽子板など)が破棄された状態で出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 内山支□様□□

味噌樽せり

(2) ・「庄ヤ八郎左衛門

後畑村市郎右衛門組 三升」

・「^{〔那キ〕}□□四□□衛門在判」

159×37×5 031

(1)は三片に分かれるがほぼ完存している。上・下端に切り込みを入れ、表・裏面と両側面は丁寧な削り調整を施している。表裏面とも一部に判読できない部分がある。

(2)は完存。表・裏面、両側面とも削り調整をしている。裏面は一部剥離しているため文字が判読できない。

これらの木簡は、人名、地名、商品名や数量が記載されていることから、荷札として使用されたと考えられる。

なお木簡の積読は、元山口大学の八木充氏による。

9 関係文献

山口県教育財団・山口県埋蔵文化財センター「掘る 見る わかる 城下町―萩城跡(外堀地区)発掘調査報告Ⅰ―」(一九九八年)

(谷口晋一)



(2)

(1)



(高松)

高松城は、旧香東川が形成した河口の三角州上に海に面して築城されている。天正一六年（一五八八）に生駒親正により築城が開始され、生駒藩改易後高松藩主となった松平頼重らにより延宝五年（一六七七）に東ノ丸貝櫓の築造ではば完成をみる。今回木簡が出土した地点は、本丸西側の西ノ丸の外

香川・高松城跡

たかまつじょう

- 1 所在地 高松市西の丸町五丁目
- 2 調査期間 一九九六年（平8）四月～一九九七年三月
- 3 発掘機関 香川県教育委員会・勤香川県埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 藤好史郎
- 5 遺跡の種類 近世城郭跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

郭部に相当し、外堀の延長線上にある西浜舟入りと中堀とに東西を挟まれている。生駒藩期には上級家臣の屋敷地が営まれた郭である。木簡が出土したのは、地表下一四〇cmほどの第三整地面の土坑SD 八B一七である。この土坑は東西九・二m、南北確認長五・八mを測る概ね方形のブル状を呈し、木簡は下駄などの多くの木製品とともに出土した。

第三整地面は場所によっては鎌倉期の遺構検出面となっており、高松城築城の際の造成時に削平・整地されたことが窺われる。第三整地面の生駒期の遺構としては、掘立柱建物郭とともに、溝・井戸・土坑などを検出している。溝や建物は松平初期に描かれたと考えられる高松城城下図屏風の屋敷や道路の配置と概ね一致している。ほぼ同時期の高松城下屋敷割図との補完・比較により、屋敷地の位置・所有者を概ね想定し得るものである。検出した井戸や土坑などの多くは、同時期の建物と切り合わず、建物を避けるように掘られている印象を受けるもので、土坑の中からは「御木」が出土したこともあることから、便所として掘られたものも多く含まれていると考えられる。

高松城は、松平期初代の松平頼重の治世末頃までは、部分改修を繰り返していることが知られており、上級家臣の屋敷地においても、多くの土坑が建物を避けるように設置されているのは、その箇所が改修工事の際に作業地として使用された空間であるためであろう。

(1) ・「元和拾年三月六日」出候舟^ニ集候木ノ覚 同「□□まつ」

一 七拾九荷内四拾荷 勸解由様へ上り

四荷半内式荷半 勸解由様へ上り
残而式荷有

一 式荷^{大工}□□市^ニ上遣候合四拾式荷 「三月拾日」舟つき申候」

・「残而三拾七荷有□□」^(米考)

45×28×4 011

木簡は、生駒藩家臣上坂勘解由宛に送られた材木に伴う受け渡し状である。形状は下半が細くなっているが、記載された文字の配置からすると完形である。まず、表面の標題「元和拾年三月六日」出候舟「集候木ノ覚」と表面上半、及び裏面がセツトとなり、その後表面の下半が追加記載され、最後に「三月拾日」舟つき申候」が記載されたものと考えられる。

記載は、標題・木の種類・総量・今回の送付数量・宛先・残部数量の項目で構成されている。最初の七九荷についての記載は、残部数量相当部が表面に記載されず、裏面に記載されている。この点は記載数量から確認できる。すなわち、七九荷のうち勸解由に直接宛てたものが四〇荷、大工紀市宛のものが二荷であり、その残りが裏面の三七荷と一致する。従って、当初の記載位置は表裏とも木簡の上半部に限られたものであったと考えられる。これは木簡の形状が

下半部に向かって細くなっていることも対応しよう。但し、木簡には物品に装着したような痕跡は残っていない。

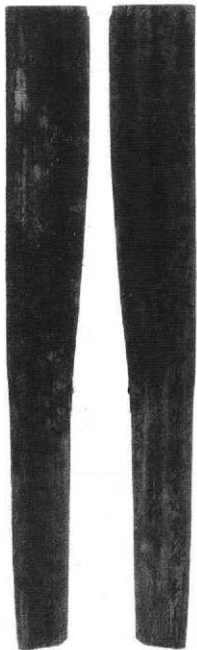
木簡の下半の記載にも上半の体裁を踏襲する意図が窺われ、標題も「同」で改めて記載し、樹種と考えられる「どほまつ」が上部へはみ出して記されている。残部記載が裏面ではなく表面に続いて記載されている以外、体裁は共通している。また最下部の「勸解由様へ上り」の記載が非常に圧迫されたようになっていることは、体裁の共通性とともに、木簡が原形を保っていることを窺わせる。

最後に記載された「三月拾日」舟つき申候」は、舟の到着期日の記載で、「月」「拾」の筆跡が上半の標題中の同一文字の筆跡とは異なっており、別人の記載であろう。これは送付物とともにこの木簡を受け取った例で書き加えたものと考えられよう。

以上の木簡の記載内容を要約すると、「元和一〇年（一六二四）

御日三物名所 五木

元和元年三月庚申 北 高野山 寺
○七物名所 内 四物名所 北 高野山 寺
○御日三物名所 北 高野山 寺
二月 高野山 寺
○七物名所 内 四物名所 北 高野山 寺
御日三物名所 北 高野山 寺



三月六日に舟出した木の覚え書き。樹種記載のない木を七九荷送る予定であるが、今回はその内の四〇荷を（上坂）助解由宛に、二荷を大工宛に送る。残部は三七荷である。同じく、とほまつ（？）を四・五荷の内、二・五荷を助解由宛に送る。残部は二荷である。

「三月一〇日に舟が着いた。」ということになる。

屋敷割図などの検討から、今回の調査地が上坂助解由屋敷を含む可能性を考えていたが、木筒出土土坑の外側の溝などが生駒藩家臣上坂助解由屋敷地の境界を示すものであることが判明し、またこれによって時期比定もほぼ確定した。この木筒によって送られた「木」は、大工宛のものもあることからみて、建築用の木材である可能性が高い。誰がどこから発送したかは不明であるが、船積みで概ね足かけ五日間で木材が送られていることや、宛名が「助解由様」と個人名を使用していることが、木材の発注の性格を考える上で注目される。また、元和一〇年は二月三〇日に改元されて寛永元年となる。木筒の記載期日は元号改正期の状況を読むものである。

なお、本文の読み下しについては、香川県教育委員会歴史博物館準備室の胡光氏のご教示を得た。

9 関係文献

香川県教育委員会・財香川県埋蔵文化財調査センター「高松港頭土地地区画整理事業平成八年度発掘調査概要 高松城跡（西の丸町）・西打違跡」（一九九七年）

（産好史館）

埋蔵文化財写真技術研究会編 『報告書制作ガイド』の刊行

報告書作成マニュアルともいえるべき便利なガイドブックが刊行された。埋蔵文化財写真技術研究会が、設立一〇周年を記念して、これまで機関誌『埋蔵文化財写真研究』に掲載してきた内容に、新原稿を加えて一冊に編集したものである。

「原稿の準備」、「制作の知識」、「校正の知識」、「印刷の知識」、「製本の知識」、「仕様書の作成と原簿計算方法の一例」、「デジタル画像とDTP」の各章で構成され、報告書作成のための基本的な事項を網羅し、わかりやすく解説している。実際に刊行された報告書から悪いレイアウト例と修正例を対比して示すなどの工夫が凝らされ、巻末には用語解説や索引もついて至便。報告書を作る側には必携といえようが、報告書を見る・読む側にも興味の尽きない一冊であろう。

定価A4判 一七八頁 四五〇〇円 一九九八年七月刊
問い合わせ先

埋蔵文化財写真技術研究会

奈良市二条町二一九一 奈良国立文化財研究所内

TEL 〇七四二一三四一三九三二



(川島)

古代の阿波国府は名東郡所
 「和名領聚抄」によって、
 一〇世紀前半に成立した
 地とされてきた。それは、
 国府町は阿波国府の推定
 上、標高六一七mに立地す
 る。

- 1 所在地 徳島市国府町観音寺
- 2 調査期間 一九九七年度調査 一九九七年(平9) 四月―
一九九八年三月
- 3 発掘機関 徳島県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 武市文雄・下内新吾・吉田博明・藤川智之
- 5 遺跡の種類 官衙跡(国府)・河道跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代初頭、六世紀後半―一三世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

観音寺遺跡のある国府町は徳島市域の西縁に位置する。遺跡は吉野川の一支流である鮎喰川によって形成された沖積地上、標高六一七mに立地する。

在とわかること(もともと名方郡であったが、寛平八年(八九六)に名方東部(名東郡)と名方西部(名西郡)の二郡に分割されたので、国府は名東郡所在と記載されている)、鮎喰川が形成した扇状地左岸側に桑里遺構が広がり、そこに国府の地名が残っていること、国府町矢野に国分寺、石井町尼寺に国分尼寺が所在することなどによる(石井町尼寺の一画のみが名西郡で、他は全て名東郡に属していた)。

国府比定地をめぐっては、従来は現在の大御和神社を中心に広がるとみる意見があった。しかし、徳島市教育委員会による一〇次にわたる範囲確認調査においても、国庁に相当する遺構は確認されず、正確な位置や構造は解明されていない。近年では、現存する桑里地割を重視し、十六番札所観音寺を中心とする案が新たに想定されている。国分僧寺は調査地の南一・五km、国分尼寺は西〇・五kmに位置し、古代阿波国の中心地であることを示す遺構がこの地域には点在している。

国府町には奈良・平安時代のみならず、縄文時代後期・弥生時代中期―古墳時代前期などの大集落が確認されている。また、鮎喰川流域は有数の青銅器の集中地帯でもある。安徳真遺跡などから複数の銅鐸が発見されているほか、名東・矢野の両遺跡で埋納状態の銅鐸が集落内より出土している。

観音寺遺跡の一九九七年度の発掘調査では、溝・井戸などの多くの遺構とともに大規模な自然流路が検出された。多くの遺構は平安

徳島・観音寺遺跡

かんのんじ

期に下るものであるが、流路内からは約五〇点の木簡をはじめとする多数の遺物が出土した。

流路は北流し、検出延長約一五〇mに及ぶ。幅は約二〇mを測り、深さは南で約一四〇mと浅く、北では約二六〇mと深い。これは北への傾斜により、新しい層位の遺存状況がよいことによる。後述する上層は、北へいくほど安定した遺存状況を示す。流路の機能していた年代は、六世紀末以降の約二百年間にわたる。

堆積層は七世紀中頃を境に上下二層に大別される。上層はシルト層を主体とし、遺物は原位置をとどめる場合が多くみられる。木材加工時の削屑を含むなど、出土遺物は全体に小型のものが中心を占める。ほとんどの木簡はこの層に含まれる。

下層では、砂層が主体で部分的に開層としてのシルト層がみられる。遺物は上流からの移動を経ているものが多く、定形の土器や建築部材のような大型品の出土が顕著である。(4)「論語」木簡は、下層のなかでも比較的上位層の出土である。共存する出土遺物のうち、須恵器は田辺編年のTK二〇九式に並行しており、七世紀第二四半期までにおさまると考えている。

木簡の出土層位をもう少し詳しくみておく。七世紀末から八世紀前葉にかけては、複数の層にまたがって木簡の出土がみられる。郷里制ないし郷制下のもの(5)(9)と「評」表記のもの(2)が混在する状況であり、出土層位と木簡の正確な年代の整合は困難である。

しかし、下位の層位の木簡の出土層序は安定しており、木簡の記載内容から判断される年代との矛盾はない。(1)「己丑年」七世紀第四四半期・(3)「五十戸復」七世紀第四四半期)の年代は、他の遺物の年代と比較しても違和感なく理解できる。

遺物の種類は土器(須恵器・土師器・陶器・磁器)、木製品(容器・農具・紡織具・服飾具・馬具・木製祭祀具・建築部材)、金属製品(鏡・貨・鎧・農具)、自然遺物(動物遺体・植物遺体)などの多岐にわたる。総数では、五〇万点を超える。

木簡を除く遺物では、斎串などの木製祭祀具の出土状況が目ざされる。七世紀初頭以降の数段階にわたって、良好な出土状況が確認された。七世紀初頭の例では、土師器の妻に斎串十数本を束ねた状態で突き刺して廃棄していた。七世紀末の例では、長さや形態によって数本ずつを束ねた状態であり、数m離れた位置には上顎と下顎を分割した馬の頭骨が供えられていた。いずれの例でも、端部の揃え方からみて廃棄時の位置関係をとどめていると判断された。祭祀に用いられる木製品には、斎串の他に人形・舟形・陽物形などがある。年代によって組成に変化がみられるようである。現段階では七世紀末にもっとも種類が豊富になると考えている。

木製品はどの層にも均等に含まれているものと、年代によって偏りのあるものとの二種がある。前者としては斎串、曲物、木鏝を含む紡織具があり、後者では下層に多いものとして建築部材、農具、

があげられる。

今回の調査成果は、阿波国府が観音寺を中心とする微高地に存在した可能性が高いことを立証したばかりでなく、その構造や成立過程についても重要な知見を提供することになった。

国府の構造については国府そのものの確認がなされていないため、なお不明要素が大きい。但し、当埋蔵文化財センターの一連の調査によっても、方位などに基づく整然とした地割は確認されず、これまでに提示された六町や八町の方形範囲内の街区プランは再考を要するものとなった。

国府の範囲については、いくつかの想定案が出されているが、いずれの案をとるにしても、観音寺遺跡は阿波国府内か、国府の西縁部に位置することになる。木簡の内容や、その他の出土遺物からみると、観音寺遺跡は、阿波国府および阿波国の政務がとり行なわれた国庁と深く関わる遺跡とみて間違いない。

一方、流路内の年代は、国府成立期を過って六世紀末から継続しており、空白期をおかない。徳島市の西に隣接する名西郡石井町には、「粟国造墓碑」があり、名方郡大領である粟凡直の名がみえる。これにより、粟国造家は名方郡内に本拠をもつことが知られる。観音寺遺跡で出土した六世紀から七世紀前半にかけての膨大な遺物は、国造家の邸宅に伴う可能性が非常に高い。とすれば、粟国造の本拠であった施設を七世紀第Ⅲ四半期以降に発展・拡張させて取り込む

ことよって国府が成立したと解釈することができる。

観音寺遺跡の所在する鮎喰川の左岸一帯は、鮎喰川の旧河道が幾筋も存在する。そのため自然の湧水がまことに豊富であり、検出された旧河道からも絶えず水が湧き出していた。すぐ東に隣接する舌洗池も、自然湧水により形成された池である。多数の木簡や畜串、多量の建築部材が検出されたのも、このような恵まれた自然条件による所が大きい。

今回の調査で出土した木簡は、検討会を行なった一九九八年七月二六日の段階で六八点であった。その後、取り上げた木製品を水洗する過程でも新たに木簡が発見されているが、ここでは釈読が完了して公表した一四点についてのみ報告することとする。なお、一九九七年度調査地の北側に隣接する地域を一九九八年度に発掘調査したところ、約一〇点の木簡が出土しており、観音寺遺跡出土木簡の総数は九〇点近くに達している。これらについても、一九九七年度調査出土木簡の今回未報告分と合わせて次号で報告することとしたい。

8 木簡の釈文・内容

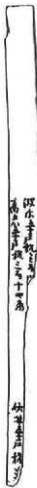
- (1) 「己丑年^{〔国〕}月廿九日<
- (2) 「<麻殖評伎珙宗二升」

155×65×4 08

150×62×4 08



(4) 左側面



(3)



(3) 部分

記載された内容や出土した層位からみると、七世紀後半の木簡が多い。また聖徳三年（七一七）五月から天平十一年（七三九）末頃まで施行された郡里制下の木簡や、それ以後の郡制下の木簡も含まれているので、七世紀の第Ⅱ四半期から八世紀代の木簡群が出土したことになる。干支を記す付札木簡や記録木簡を含み、内容的にも注目すべきものが多い。

(1)の己丑年は、持統三年（六八九）にあたる。己丑年某月（四月か）二十九日の日付を記す付札。下端部の切り欠き付近に、墨痕ら

04

□曲マ里五人

(23) × 25 × 0.10

・ 国国国国国道道道道

(23) × 25 × 0.08

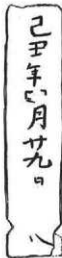
09

阿波国 □ □ 方郡郡郡

(名) (名) (名) (名)

・ 国国国国国道道道道

(23) × 25 × 0.08



(1)



(2)



(5)



(8) 表



(9)

しきもがあるが、赤外線テレビカメラ装置で見ても、墨痕とは断定しにくい。(1)が出土した層位の下からも、かなりの数の木簡が出土しており、それらの年代を測らせうる根拠となったものである。(2)は、麻殖評から貢進された雑(後班)の肉(宍)二升に付けられた木簡、麻殖評からの貢進物付札で、観音寺遺跡が阿波国府であることを端的に示している。「殖」は異体字。上端部の切り欠きは、珍しい形状である。

『万葉集』に「雑」が歌われており(巻十一一八六六、巻十三一三三二〇など)、「キギシ」と読まれているが(キ・ギともに甲類)、本木簡により、すでに「キジ」と読む事例のあったことがわかる。麻殖郡忌部郷の種野山は、中世、豊かな山の幸に恵まれていたことでよく知られている。

(3)には「五十戸税」と記されていて、注目される。二断片に分かれて出土したが、釈読作業中に接続することが判明した。「高志五十戸税三百十」の「十」の箇所が折れていたが、下の部分と接続できたことにより、税の単位は「束」であることがはっきりした。上端部近くの中央部に、刀子で浅く抉った痕跡がある。貫通した孔ではない。左右の側面は割られている。

一段めは、右から左へ、「波尔五十戸税三百〇」「高志五十戸税三百十四束」と書く。「波尔五十戸税三百〇」の〇は、残画からすると「十」である可能性が大きい。二段めは、「高志五十戸税三百十

四束」と同じ行に、やや空白をおいて、「佐井五十戸税三二」と書く。その下は折れている。二段めの右半部は欠けているので、「波尔五十戸税三百〇」と同じ行に文字があったかどうか、確認できない。二段めの「佐井」の左側に、明らかに墨点を確認できるので、「高志五十戸税三百十四束」と「佐井五十戸税三二」と書いた行の左側に、もう一行あったと推定される。

「里」と明記された事例で最も古いのは、藤原宮跡出土の「三野大野評阿瀧里」で、癸未年(天武二年一六八三年)の年紀をもつ。「里」の表記が定着する以前には、「五十戸」と記された。木簡をはじめとする資料類に五十戸と記された事例は、これまでに約二〇例ほどある。(3)も新たにその事例に加えられる。

『和名抄』に、名方西郡に埴土(埴瀬)郷・高足(多加之)郷がみえる。佐井郷はみえず、その所属郡は不明である。「和名抄」では、名方西郡は埴土郷・高足郷・土師郷・椋間郷の順に、四郷が記されている。埴土郷・高足郷の順に注目すれば、一段めは右から左へ書き継いだものと推定される。この木簡にみえる五十戸が名方評に所属するものだけなのか、他の評の五十戸も記載されていたのか、問題を残す。

埴土郷は、ノボリ氣延山北麓の石井町石井・浦庄から、氣延山の南側で鮎喰川右岸の徳高市入田町に及ぶ一帯とされる。高足郷は吉野川左岸の上板町高磯を中心とした一帯が想定されている。

先に「五十戸」と記す事例は、これまでに二〇例ほどあることを指摘した。しかしそれらのほとんどは、サト(思)と同義の用例である。唯一、例外であるのは、飛鳥京跡第五一次調査で出土した「白雲部五十戸」「籠十口」と記すものである。この木簡とともに「大花下」の冠位を記す木簡が出土しているので、齊明・天智朝頃のものと考えられる。他の「五十戸」の事例よりもやや古く、さらに五十戸から十個の数を減進したことを記していて、注目される。

(3)では、高志五十戸の税三百十四束と明記している。波尔五十戸の税額は、折損のため不明だが、三百束を超えることは間違いない。「佐井五十戸税三」も同様であろう。これらは明らかに戸ごとに課された「税」を集計したものとみなしうる。

「税」は、オホチカラ・タ(田)チカラと読まれ、田租の意である。屯倉の田部に課されたり(安閑紀二年九月条、田税の用例もある(天智紀八年冬条。波尔・高志・佐井などの五十戸に課された税は、出挙に関わるものと判断されるが、やや微額にすぎないようにも思われる。またその額は、いずれも三百十束前後と一律であるのも気になる)ところである。

(4)は、杖状の木製品の四面に墨書があり、「一」にあたるものか。下端部を削って少し細くしており、その部分で折損している。もともと地面に突き刺すような形状だったかと推測される。

一応、幅広の方を表と裏、幅の狭い方を左右側面とした。表面の

下三字と裏面の文字はやや大きく草書風。左右の両側面と、表面の下三字を除く部分の文字はやや小さく、隷書風の要素の残る書体である。左側面の文字に、左端部の筆画が欠けたものがみられるので、左右側面に墨書した後、表裏を少し削って書いたものと判断した。したがって「論語」の学而篇を記す左側面が、もともと表面だったと考えられる。(4)は、出土層位からみて、七世紀の第Ⅱ四半期のものである。

左側面に「子曰 学而時不孤□乎□自明遠方來亦時樂乎人不亦不慍」の文言がある。「論語」学而篇一の「子曰 学而時習之。不亦説乎。有朋自遠方來。不亦樂乎。人不知而不慍」によつてはいるものの、文章に少し違いがある。釈説した右側面や表面の文言は、「論語」にみえない。

学令の第五条に、大学や国学で教授すべき経書として、「周易」以下が挙げられているが、さらに兼習すべきものとして「論語」と「孝経」がみえている。そのため「論語」を習書した木簡や墨書土器の報告が、藤原宮跡や平城宮跡を始めとして、いくつかの遺跡からなされている。奈良市の阪原阪戸遺跡からも奈良時代の「論語」学而篇十の習書木簡が出土しているが、文言に定本と異なる部分があった(本誌一六号)。

(4)は七世紀の第Ⅱ四半期の木簡であるから、「論語」を習書したのものとしては最古の事例となる。阿波国府に国学が置かれたのは、

大宝令施行に際してと考えられるから、七世紀の第Ⅱ四半期に阿波で「論語」が受容されていた歴史的背景が大いに注目されるだろう。阿波国造の居館で、「論語」の教授・学習が行なわれていたとの推測も可能である。阿波国には渡来系氏族の分布が散見し、また麻殖郡呉高郡の地名もみえる。また阿波国造であった粟凡直の一族から、後のことではあるが、板野郡の人、外従五位下行明法博士粟凡直卿麻呂らに対し、貞観四年（八六二）九月、粟稻福の姓が与えられていることも参考になる（『日本三代実録』）。

(5)は郷里制下の木簡。「和名抄」に津速郷はみえない。観音寺遺跡出土の木簡にみえる地名について、「和名抄」の郷名にみえない事例が散見する。阿波国府の所在した名方郡や隣接する板野郡・阿波郡は、吉野川の下流域にあたり、河道の変遷が激しかった地域である。「和名抄」にみえない地名があるのは、そうしたことに起因するのではないだろうか。

(6)は、代制下の木簡。小字名が付された各水田について、それぞれの田積と耕作が可能であった田積を、四行にわたって書き上げた記録である。四行目は墨痕が薄く、ほとんど読み取れない。上端部は刀子で切り目を入れて折り取り、またはぼい中央で、人為的に刀子で縦に削っている。丁寧な廃棄方法が興味深い。

(7)は、表裏ともに腐蝕が甚だしい。「和名抄」に丹生郷はみえないが、阿南市水井町一帯に所在する水井水銀鉱山との関わりが注目

される。水井水銀鉱山は、明治期の最盛期には全国の水銀産出量の約六〇％を占めていた。同鉱山の周辺で確認された若杉山遺跡は、弥生時代終末期から古墳時代初期に、朱の原石である辰砂を採掘し砕石した遺跡で、砂岩製の石臼や石杵が出土している（菅原康夫氏「日本の古代遺跡」37巻）。丹生里は、若杉山遺跡や水井水銀鉱山周辺の地域を指す可能性が大きい。阿南市は、古代には阿波国那賀郡であり、「先代旧事本紀」に長国造がみえていて注目される。

(8)は「第Ⅱマ」と記すが、第Ⅱ部である。裏面上部に、ごく薄く二字分ほどの墨痕がある。上端部は折損しているが、左肩に切り欠きの一部分が残っている。第Ⅱ部は、継体天皇の第Ⅱ宮を守護するために設置された名代。他の事例として、飛騨国虎城郡の第Ⅱ部第Ⅱ日が見える（特統紀八年十月条。第Ⅱ部が阿波国に設置されたことは、安閑朝における春日部屯倉の設置や（安閑紀二年五月条、六世紀後半）に至り、名方郡・板野郡・阿波郡を凡粟直が国造として支配するに至ったことなどと深く関連すると思われる。

(9)は、上端部を刀子で圭頭状に、また下部は細く尖らせている。二字め・三字めの運筆はややわかりにくい。於丹郷は井於郷の書き誤りであろう。「和名抄」に、名方東郡に井上（井乃傍）郷がみえ、また河内国志紀郡に井於（為乃傍・井乃傍）郷の事例がある。

延喜二年（九〇二）の「阿波国板野郡田上戸籍」に「忍海」の事例がみえている。

(0)は習書。六つの断片となっている。横はアワビ。横はやや異体字で、旁を縦に作る。エビを海老・老海と両様に書く。

(1)はほぼ中央で縦に半截されている。

(2)は下部を尖らせている。「和名抄」によれば、名方東部に賀茂郷があり、また「阿波国坂野郡田上郷戸籍」に鐘部がみえている。「鐘」の金偏は異体字。また「鹿」も、ヤマイダレの異体字となっている。

(3)は習書木簡。「□方」、「□方」の「□」の字の崩しは、「名」ではないが、名方の意で書いたものだろう。阿波国の「波」のサンズイの崩しも珍しい。またこの木簡では、所々にごく薄く墨痕がある。もとの木簡を削り直して、習書したものともみてもよい。

(4)の上部部表面は焼け焦げている。肉眼では、「五人」の文字が見えるにすぎない。上部は赤外線テレビカメラ装置で確認した。縦の筆画が四本みえることから、「曲」と判断した。一字めは残画からすれば、「評」の可能性が大きい。「和名抄」に曲部郷はみえないが、阿南市に大曲の地名があり、那賀郡に所屬した。

勾部の事例があるから、この曲部も勾大兄皇子(安閑天皇)の名代の可能性がある。曲部里の地名が曲部設置に由来するとすれば、(8)の弟国部とあわせ、六世紀前半代が阿波における圃期であり、後半に粟凡直が国造となっていく歴史的背景が浮かび上がってくる。

(1)~(4)の木簡について、簡略な注記を加えたが、以下、古代史の立場から、観音寺遺跡のもつ意義についてふれておきたい。

第一点 七世紀後半にさかのぼる阿波国府跡から、日本最古級のものを含む木簡群が出土した。とりわけ隸書風の論語木簡や五十戸税の木簡は、史料価値が高い。木簡の内容からみると、出雲国庁と意字郡衙が隣接していたように、阿波国府の国庁に隣接して名方評衙が所在していた可能性もある。

第二点 六世紀末から七世紀前半にかけての祭祀遺物も多数出土しており、粟国造による水辺の祭祀に関わるものと判断される。

第三点 この地域を支配した粟国造の領域内に、七世紀後半、阿波国府が置かれた。今回出土した木簡群から、初期国府政庁における地方行政の一端が、初めて具体的に把握できるようになった。従来、全国の国府跡から出土した木簡は全て八〜一〇世紀のもので、七世紀後半にさかのぼる事例は、観音寺遺跡が最初である。きわめて注目すべき遺跡であり、出土した木簡群は、今後の日本古代史研究に必須の資料と言える。

なお、木簡の積読は、繰り返し肉眼で観察して墨痕を追い、最終的には赤外線テレビカメラ装置で確認して、文字を確定した。積文は記者発表したものを基本としているが、一九九八年七月二十六日、徳島県歴史文化財センターで行なわれた木簡検討会での成果を踏まえ、作成したものである。とりわけ(4)については、国立歴史民俗博物館の平川南氏、奈良国立文化財研究所の館野和己氏のご教示によるところが大きい。

(一)七 藤川智之、八 和田 豊

福岡・香椎^{かしい}B遺跡

- 1 所在地 福岡市東区香椎字寺熊
- 2 調査期間 第二次調査、一九九七年(平9)一月～四月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 下村 智・瀧本正志・田上勇一郎・本田浩一郎
- 5 遺跡の種類 集落跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 平安時代末～戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(福岡)

調査地は旧郡名では筑前国粕屋郡香椎となる。福岡平野の東辺部を画す多々良川から東は、三郡山系の博多湾まで達する丘陵によって占められ、丘陵間には幾つかの谷地形が所在する。その中で香椎川水系により形成された谷は、幅1000m、奥行き2kmの規模を有し、やや蛇行気味に東西方向に伸びる。西方は開口して博多湾に面し、東方は低い峠を越えて宇美、太宰府

へと通じる。この谷の海岸から1kmほど奥に、『香椎宮編年記』に神功皇后を祭神として神亀元年に建立されたとある香椎宮(廟)が位置する。香椎B遺跡は宮からさらに500mほど谷奥に立地する。

今回の調査は宅地開発に伴うもので、計画地内にある中世～戦国期の山城の御飯ノ山城が立地する小山などの丘陵を切り崩して香椎B遺跡が立地する谷を埋め、30万㎡の宅地を造成するものである。調査は一九九五年～一九九八年の四年間、四次に及んだ。一九九五～九六年の調査では谷部の22000㎡を、一九九七年～九八年では工事の関係で九五～九六年に調査のできなかった谷部の25000㎡と山城跡(御飯ノ山城)の全面的な調査とを行なった。

調査の結果、平安時代末～戦国時代の掘立柱建物・井戸・溝・土壇墓・竈跡などの遺構が確認された。また、奈良時代～一六世紀の須恵器・土師器・備前や常滑産の陶器・中国産陶磁器の他に、木簡・生活用具や祭祀関係の木製品、瓦類の多種多様な遺物が、各遺構や整地土層から出土している。

調査地の谷は、南側の三分の一程が未調査のまま宅地となった。そのため不明部分を残すものの、これまでの調査結果から香椎B遺跡の歴史の変遷を概観しておく。平安時代後半には、微高地に掘立柱建物が認められるが、整然と区画された地割は出現せず、自然流路や溜り、一部には水田が残る。遺構としては検出されなかったが、安楽寺所用軒丸瓦や鎌倉時代の大形鬼瓦などの瓦類が出土しており、

当地での寺院・公的施設が存在が考えられる。一二世紀後半、遅くとも二世紀初頭には本格的な整地作業が始まり、谷部に屋敷群が形成されていく。一二世紀には墨書磁器（29頁図参照）が限定された地区内から多く出土するが、これらは寺熊地区に香椎宮の対宋貿易を掌握していたであろう宋人の屋敷の存在を強く示唆する。遅くとも一三世紀には南北方向の溝や櫓によって区画され、調査区中央部の寺熊地区に大型の獨立柱建物を中心とした屋敷が出現する。一三世紀後半には御倉谷地区に火葬墓が造られ始める。一四世紀後半、一五世紀前半には、生水地区において、獨立柱建物の主屋、馬屋、仏堂などからなる屋敷が出現する。寺熊地区には小堂の礎石建物が認められる。この間溝は幾度も開削され、敷地の規模に変遷が認められる。一六世紀には小規模な建物からなる集落となり、小堂も廃絶し墓地となる。谷部の北側に位置する山城が幾度かの改修を経て現在の形状になったのは一六世紀後半と考えられるが、創建時期は検討中である。山城跡から一三世紀末の常滑焼の甕が出土しており、山城と直接的に結び付かないものの、地理的及び時間的關係から、弘安四年（二二八）の弘安の役に軍事的施設として構築（使用）された可能性が指摘できる。

今回報告する木簡は、前年に寛治七年（一〇九三）銘の木簡が出土した自然流路SD一〇三（本誌第一九号参照）の延長部分から出土した。SD一〇三は、幅六m、深さ六〇cmを測る。流路内からは三

点の木簡の他に、箸、下駄、漆器類、曲物などの木製品や土師器とともに、解体された牛の骨の一部が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「卅五龍」（抄カ）
(97) × 89 × 7 0.18

(2) 「五郎二郎」

・ ○ (花押カ) 「
(132) × 83 × 3 0.96

(3) 「雲取光」

雲取光
大日



(98) × 11 × 4 0.76

(1)の下端部は、切り折りによる欠失。(2)は上部を欠き、〇三三三型の可能性も残るが、付札であろう。五郎二郎は荷主名か。(3)は同字が並び、経文などの習書の可能性が高い。

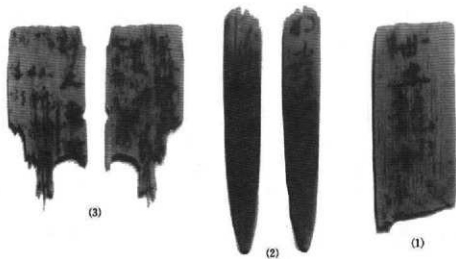
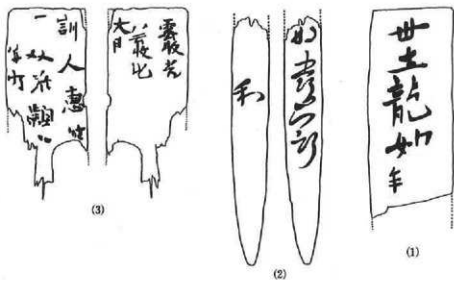
香椎B遺跡は、古代・中世にかけては香椎宮と、その後は大友氏との密接な関係をもって形成されてきた。今回の木簡資料および第一次調査出土の木簡資料は、これらを裏付けるものになろう。

木簡の釈文については、九州大学の佐伯弘次・坂上康俊、九州歴史資料館の倉住靖彦の各氏からご教示を受けた。

（遺本正志）



香港日蓮時出土墨書磁器





(福岡)

本調査地は、埋没地形である砂丘間低地(旧河運)上にあたり、鎌倉時代以前

- 1 所在地 福岡市博多区中呉服町
- 2 調査期間 第一〇〇次調査 一九九六年(平成)一〇月—一月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 大庭康時
- 5 遺跡の種類 中世都市
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期—現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 博多遺跡群は、博多湾に面して形成された砂丘上に位置する複合遺跡である。遺跡群全体の時期としては、弥生時代中期から現代に及ぶが、古代末から中世にかけての対中国・対朝鮮の貿易拠点として著名である。

福岡・博多遺跡群

には遺構は営まれていない。一四世紀前半頃に、幅二m程の溝が掘られ、以後土坑・柱穴などがみられるようになる。この溝は掘り直しを重ねながら、一六世紀まで続いている。

木簡は、溝の下層の黒色粘土中から出土した。おおむね一四世紀前半頃の遺物と考えている。一点のみの出土である。

8 木簡の釈文・内容



左右及び下端は欠損している。表面に刃物傷がみられ、折断箇所と思われるが、はっきりしない。墨痕は遺存部分で二行確認できる。「三やうくろこめ」は、「算用黒米」であろうか。墨痕が残るので、以下に文字が続くと思われるが折損により不明である。

(大庭康時)



「釈文の訂正と追加」欄の新設について

本誌は、これまで①一九〇〇年出土の木簡、②一九七七年以前出土の木簡、③論考その他、の三部で構成してきた。

①「一九〇〇年出土の木簡」は、当該号発行の前年一二月の研究集会で、「一九〇〇年全國出土の木簡」などとして報告したものを中心に、一年ごとの全國の木簡出土情報を集成するものである。その際、研究集会以後その年度内に出土した木簡も可能な範囲で収め、また本来本誌の既刊号の①の欄で報告すべきであったその年以前出土の木簡についてもできる限り収集し、この欄に掲載してきた。

②「一九七七年以前出土の木簡」は、一九七九年刊行の本誌創刊号の収録範囲以前の出土にかかる一九七七年以前出土の木簡を、①と同じスタイルで集成するものである。

①②の木簡の釈文は、その時点で能う限りの最良のものを収録するようにしているが、木簡の保存処理やその後の研究の進展によって新たに文字が判読できたり、釈読に訂正を要するような箇所が生じたりすることが少なくない。また、本誌掲載後に遺物整理の過程で、新たな木簡の存在が明らかになることも多い。

本誌では、同一遺跡の発掘調査については、①②とも調査回数ないし年度ごとに一回の収録を原則としているため、右のような

木簡の釈文の訂正や追加の必要がある場合には、随時コラムなどで紹介してきた。しかしながら、収録する木簡の点数が年々増大するに伴い、このような方法では対応できないような事態も予想される。

本誌掲載の事例報告、ことに木簡の釈文については、このような訂正や追加についても、確実に誌面に反映させていくことが本誌の責務であると考えられる。そこでこのたび、①②の欄で報告した木簡の釈文の訂正と追加を必要に応じて収録する「釈文の訂正と追加」の欄を、①②の次に新たに設けることとした。

収録の体裁は基本的には①②に倣うが、凡例に明記したように、若干この欄独自の体裁をとる部分がある。その要点を摘記すると次のようになる。

- (1) 既掲載の事例報告を受ける形で掲載するので、対応する報告が掲載された本誌の号数を、遺跡名の下に明記する。
- (2) 遺跡位置を示す五万分の一地形図は原則として割愛する。
- (3) 「遺跡及び木簡出土遺物の概要」の項は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」の項で必要最少限の言及を行なう。
- (4) 木簡の掲載順は、釈文の訂正、同追加の順とし、通し番号を付す。また、釈文を訂正する木簡については、既掲載の事例報告における木簡番号を最下段に付す(例 17(2)、本誌17号掲載の事例報告の木簡(2)の訂正であることを示す)。

釈文の訂正と追加(一)

兵庫・山垣遺跡(第六号)

- 1 所在地 兵庫県水上郡春日町棚原字山垣
- 2 調査期間 一九八三年(昭58)四月-九月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 加古千恵子・平田博幸
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 木簡の釈文・内容

山垣遺跡は、近畿自動車道舞鶴線の建設工事に伴い調査された遺跡である。方形に遺跡の範囲を区画する堀のうち、北・東・南の三方の堀(S・D・O・一・二・三)を検出するとともに、その区画の南東部に建てられた南北棟の掘立柱建物一棟を確認した。これらの遺構は計画的に配置されており、区画自体も周辺の条里形地割に即した位置を占めている。

木簡は、大量の土器・木器などの遺物とともに、この堀から発見

された。木簡の内容とともに墨書土器の中に「里長」の文字が認められたことから、八世紀初めの地方行政の具体像を示す貴重な資料として注目されてきた。木簡の釈文は、一九八四年に本誌第六号及び「山垣遺跡―近畿自動車道関係文化財発掘調査概報」で報告した後、一九九〇年に、補訂を加えた上、写真・実測図を添えて、「山垣遺跡発掘調査報告書」に掲載した。

その後一九八七年に奈良国立文化財研究所において真空凍結乾燥法により保存処理を行なったが、その結果それまでは不明瞭であった墨痕が鮮明になった。また、赤外線テレビカメラ装置の性能が向上したこともあり、釈読可能な文字の増補や訂正が可能となった。

一方、近年郡符木簡や封緘木簡についての研究が進展し、新たな視点から山垣遺跡出土木簡を観察し直すことができるようになった。

こうした状況の下、来るべき発掘調査報告書の「木簡編」の刊行に向けての準備を契機として、一九九五年度に再調査を行なった。その結果、例えば二号木簡と三号木簡の接合する可能性が考えられることなどをはじめ、ほぼ全ての木簡の釈文・内容について増訂を行なっている。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。



(2)

(1)

□物者赤万呂等乞□□奉
 □守 □平給等女 □立奉

(3)

□等召方 □
 □給方 □物 札至 □侍申十一月十三日 □
 善万呂附兵士田□□

(385) X 37 X 7 019 6 11 第一号

180 6 (8) 第四号

(2)

□符春部里長等 竹田里六人部 □□ □依而□
 □春マ君広橋 神直与□ □里長□□木参出来 四月廿五日 蕃萬侶
 春マ藤麻呂 右三人 □□ □今日莫不過急令 少領 □□

118 X 52 X 4 11 6 (7) + 6 (6) 第三二号



(9)

- (4) □□年正月十一日 秦人マ新野□□□貸給
 秦人マ身十束
 間人マ須久奈十束 合百九十六束 椛^留箱^留二百四束 別而代^物八十束 □新野貸給
 同マ新野百^束 □本田五百代 同里秦人マ志比十束
 同マ小林廿束 □墓垣百代 秦人マ加比十五束
 伊千我郡嶋里秦人マ安古十一束 竹田里春マ若万呂十束
 并本□四百八十束
- (5) √ □□ 神人マ加津良] 189×15×3 028 第六号 [猪甘マ井桶□] 256×24×4 051 第一〇号
- (6) √ 戸主神直□ (112)×25×5 039 第七号 [丹波国水上郡√] 265×25×7 043 第六号
- (7) [春マ久伎利] 128×12×4 025 第八号 猪□□万呂□ [甘] (139)×32×6 019 第一五号
- (8) [猪甘マ井桶□] 267×57×8 011 第五号

木簡出土点数は既刊報告書では二点としたが、今回の再調査で接続が判明したものがあり、都合二〇点となった。この二〇点の全体を既観すると、郡の行政に関わる秩彥の文書木簡(2)、(3)及び封緘木簡(9)、農業経営に関わる記録木簡(4)(5)(6)、(4)？、(4)？、付札(5)？(8)、いずれの記載も個人名を中心とする、その他に分類できよう。以下、特に新たな知見が得られたものについて述べる。

(2)は、かつて二点の木簡としていたものであるが、今回の再調査で接続が判明し、表一文字め下部の位置で表から刃物で木簡の厚みの半ばまで刻みを入れた上で折っている状況が確認できた。これが接続する可能性についてはかねてから弘前大学の鎌江宏之氏からご教示を受けていたが、現物によりこのことが確かめられた。この接続により、本資料が人の召喚を命じた郡符であることが確実になり、あわせて八幡林遺跡(本誌第一三三号①)、荒田目条里遺跡(同第一七号①②)、歴代遺跡群(同第一八号②)などから出土した他の郡符木簡や、香住エノ田遺跡出土の召喚状(同第一八号)などの類別と同じく、廃棄の際に人為的に切断されていることが明らかとなった。

(9)は、封緘木簡であることが再確認できた。これまで、既刊報告書所載の写真、実測図により、長方形の材を羽子板の柄状に整形したものであることから、封緘木簡であることが指摘されていたが、今回現物を観察した結果、表面は割ったままで調整していないことがわかった。この点からも本木簡は文書などを挟むために一枚の材

を二枚に割ったもののうちの片方であると判断できる。

(4)は、判読可能な文字が増加したことで、稲の貸付関係の記録木簡であることが明らかとなった。冒頭に、日付・差出しと思われる記載があり、もともとは文書木簡であった可能性もあるが、受け取り側では帳簿として利用したとも思われる。下部の孔はその際に整理の便宜のために穿たれたのかも知れない。内容を見ると、冒頭に「一行書きで日付、人名「秦人マ新野」、「貸給」などあり、次に「三行書きで人名の後に束数、一部には田積を付記したものを列記し、最後にその束数の合計と、さらに「椀」^①「別而代」^②物」を合わせた束数を記している。稲の束数記載と「貸給」の文字が判読できたことにより、出挙、あるいは借貸に関する帳簿であると判断できる。なお、冒頭の二文字は従来干支の可能性が指摘されているが、現状では判断できない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会「山垣遺跡―近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報」(一九八四年)

同「山垣遺跡発掘調査報告書」(一九九〇年)

(加古千恵子・平田博幸・古尾谷知浩(奈良国立文化財研究所))

兵庫・袴狭遺跡（深田地区）（第一六号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字深田
- 2 調査期間 第七次調査 一九九三（平成）年六月～二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平 茂・西口圭介・藤田 淳・鈴木教二・岡 昌秀
- 5 遺跡の種類 水田跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
- 7 木簡の釈文・内容

袴狭遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、袴狭川流域で確認された遺跡で、九世紀代においては出石郡衙の存在が想定されている。深田地区は、官衙に関連する倉庫群・居館・池状遺構などの遺構群が検出されている上流部の内田地区から約二㎞下流にあたり、古墳時代～平安時代の水田及びこれに伴う畦畔や水路が確認されている。出土遺物の大半は木製品で、中でも田下駄の占める割合が最も高いが、木製祭祀具・曲物・木皿・下駄なども伴出している。

今回報告する木簡は、整理作業中に新たに発見されたものである。奈良～平安時代の水田土壌層の掘り下げ時に排水溝から出土したため、明確な出土層位は不明である。

(1)

咄天道皇（符籙）



（表）××××××

羽子板状を呈する大型の呪符木簡である。板目取りした板状材の下方側を両側から把手状に細く削り、そこに左右一対の「く」形の抉りを上下に削り出している。抉りは杭などに縛りつけるためのものかもしれないが、紐で縛ったような圧痕は認められない。

木簡の墨はすべて失われているが、表面に残された凹凸で「咄天道皇」の四文字と符籙（二本の線で結ばれた三つ星と人面）はかなり明瞭に判別できる。しかし、その下の四行の文字は中寄りの二行の一部が辛うじて判読できるものの、両側の二行は読み切れない。人面は大きく見開いた眼と鼻に特徴があり、中世に描かれた鬼の絵に共通するものがあるが、袴狭遺跡群から大量に出土している古代の墨書人形には見られない表現である。

釈読については奈良国立文化財研究所の方々のご教示を得た。

（藤田 淳）



兵庫・袴狭遺跡（第一七号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字内田・字谷外
- 2 調査期間 第九次調査 a 一九九四年（平⁶）六月～二月
第九次調査 b 一九九五年一月～二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平 茂・鈴木敬二・中村 弘・岡 昌秀・服部 寛
- 5 遺跡の種類 官衙跡・祭祀跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代・中世
- 7 木簡の釈文・内容
袴狭遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、袴狭川流域で確認された遺跡である。過去の一連の調査により、奈良時代から平安時代の官衙跡及び水田跡が検出されており、九世紀代においては出石郡衙の存在が想定されている。

このうち第九次調査は、此岡山北麓に接した水田部の二地点を調査している。本誌第一七号では第八次調査、第九次調査として報告しているが、いずれも第九次調査に該当し、前者を a（B8 地点）、後者を b（B10 地点）として訂正する。

a（B8 地点）では、四時期の遺構面を調査し、第一面では

中世（室町時代）の溝を、第二～四面では奈良～平安時代の建物跡と溝を検出している。b（B10 地点）では、水田跡三面（平安時代～中世）と、その下層（奈良～平安時代）の河道を検出している。

木簡は本誌第一七号で二点について報告したが、第九次調査の(4)として掲げたものについて、その後の検討で釈文に訂正すべき部分が見つかったので再掲する。

また、遺物整理の過程で新たに a（B8 地点）から四点の木簡の出土が確認され、出土木簡の点数は第九次調査で合計一七点となり、袴狭遺跡のうち兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所担当分の調査全体では四二点となった。また、墨書はないが木簡状の形態を有する木製品（〇三三型式）は、九点を確認している。

(2)は第二～三面の建物群に伴う溝から、(3)(4)は排水溝からの出土で、層位的には第二面より下層にあたる。(5)は第二面の上位の遺物包含層からの出土である。

(1)

出石郷秦部牛万呂戸口秦部旅人已口分桑



(2)

□日大□^{〔族カ〕}
 □^{〔部〕}酒^{〔部〕}継
 □^{〔当女〕}当女
 □^{〔水〕}水^{〔中〕}知
 □^{〔当女〕}当女
 □^{〔静〕}静^{〔成〕}成女

□論語序何晏集□^{〔解カ〕}
 (382) × (23) × 5 081

(3)

□西二行一倉□^{〔収〕}納□^{〔納〕}
 (321) × 23 × 3 019

(4)

□^{〔辺〕}乙^{〔豊〕}豊日^{〔已〕}今^{〔交〕}交易^{〔糸〕}糸□
 (187) × 16 × 11 081

(5)

□^{〔南〕}南^{〔无〕}无□^{〔大〕}大^{〔経〕}経□
 (103) × 23 × 4 019

(2)の表は人名を現存三行三段にわたって列記し、合点を付したものであるが、その上段の記載が不明瞭であるため、どのような内容の帳簿であるかは不詳。裏には「論語序何晏集□^{〔解カ〕}」の記載がある。同じ第九次調査aにおいて「論語」公治長篇の文言を記した木簡が出土しており(本誌第一七号二(2)、関係が注目される。

(3)は、倉の収納に関わるもの、(4)は交易系に関わるものであるが、いずれも断片のため内容は不詳。(3)に関連したものとしては、同じ第九次調査bにおいて、宝龜九年(七七八)の年紀をもつ、西七倉の稲の出納に関わる木簡が出土している(本誌第一七号二(1))。(藤田 淳)



(2)



(3)



(4)



(5)

兵庫・入佐川遺跡（第一八号）
いるまがわ

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内
- 2 調査期間 第一次調査 一九九二年（平4）五月～二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平 茂・村上幸樹・相原正民
- 5 遺跡の種類 水田跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～近世
- 7 木簡の釈文・内容

入佐川遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、入佐川流域で確認された遺跡で、すでに本誌第一八号で第一次調査、及び第四次調査（一九九五年調査）で出土した木簡を紹介している。

今回報告する木簡は、一九九二年調査資料の整理作業中に新たに発見されたものである。既報告のように当調査では弥生時代～古墳時代の河道や水田、奈良時代～近世までの河道や溝などが検出されている。木簡は近世の溝および河道から出土しており、陶磁器や漆桶などが伴出している。

8 木簡の釈文・内容



(1) 26.0×24.4×1.80

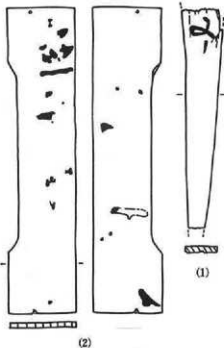


(2) 26.0×24.4×1.80

(1)は、下端に向かって細く削った板状材である。上半は欠損し亀裂が生じ、下端側も失われている。上端近くの一文字はやや墨も残っているが、その下は痕跡程度である。近世の溝より出土した。

(2)は、薄い短冊形の板状材の長辺に抉りを入れたもので、両端中央に各一カ所の目釘孔があり、箱物の一部と推定される。両面に墨書が認められるが、文字は判読できない。近世の河道より出土した。なお、木簡の釈文については奈良国立文化財研究所の方々のご教示を得た。

（藤田 淳）



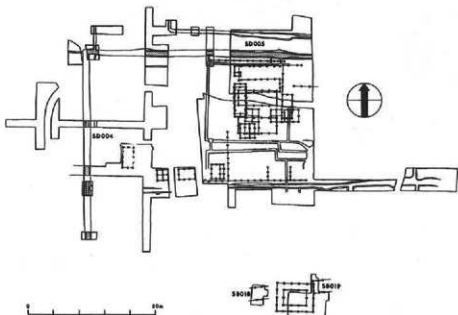
島根・出雲国庁跡(第一号)

- 1 所在地 島根県松江市大草町
- 2 調査期間 一九六八年(昭43)八月～一九七〇年二月
- 3 発掘機関 松江市教育委員会
- 4 調査担当者 山本 清・坪井清足・町田 章ほか
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～九世紀
- 7 木簡の积文・内容



(松江)

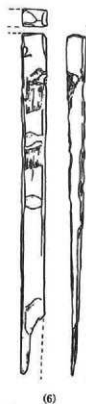
出雲国庁跡出土木簡については、これまで三点について积文・写真などが公表されている。国府推定地ではそれまで例がなかった評制下の木簡を含み、国府ひいては律令国家の地方支配の成立過程をめぐる議論に重要な問題を提起してきた。一九九四年及び九八年にこれらの木簡の写真撮影・実測などを行ない积説を再検討した結果、一部に訂正を要する箇所が見つかった。



出雲国庁跡における木簡出土遺構(割かけ部分)
 (「八雲立つ風土記の丘周辺の文化財」より一部加筆転載)



(5)



(6)



(7)



(8)



付札状木製品
の断片



(3)



(4)



(2)



(1)

(8)  (111)X(9)X(8)

(1)は柀目、上端・下端は欠損する。裏面にはハギトリ状ケズリが施されている。□破部は全体で氏族名の可能性があるが、「破」の上の文字は他の文字と若干筆が異なるようで、異筆とも考えられ断言できない。機能的には荷札木簡の他、安□を人名とみると、歴名部分を有する木簡の可能性もある。

(2)は柀目、上端は平面ケズリが施され、下端は欠損。表面にはハギトリ状ケズリが確認される。裏面は欠損。軍団から兵士を国府へ進上した文書木簡か、その際に作成された帳簿木簡であろう。また、「財」の左上方に疋痕状の線刻が認められる。

(3)は板目、表裏両面ともハギトリ状ケズリが確認され。上端・下端は欠損。「代」の下には文章は統かず、代制による田籍を示した木簡である。

(4)は柀目、上端には平面ケズリが行なわれており、下端は欠損。表面にはカットグラス状ケズリが施され、裏面にはケズリはない。

(5)は板目、上端・下端ともキリ・オリ技法によって切り離されているが、木簡本来のものか二次的なものかは不明。表面にはハギトリ状ケズリが確認でき、裏面も恐らくハギトリ状ケズリが施されていたと考えられる。上下に浅い切り込みがある。

(6)は板目、上端は平面ケズリ・側面ケズリ加工がなされている。

下端は欠損。表裏両面ともカットグラス状ケズリを確認できる。側面に穿孔があるが、焼けた痕跡は認められない。墨書は一字づめの右半分が残っており、ほぼ中央で縦に半截されているものと考えられる。「中」の文字からすると、三等の考部がたてられる郡司・軍団少尉以上、史生、資人、国博士・医師、外散位に關係する考課木簡であった可能性が高い。

(7)は板目、上端は両側面からのキリによって、下端は右側面からのキリ・オリによって切断されている。これは二次的な加工によるものか。表裏両面にハギトリ状ケズリが確認できる。

(8)は板目、上端は側面ケズリが施され、側面にキリカキによる切り込みが認められる。表裏ともにハギトリ状ケズリがなされる。下端は斜めに削って幅を細めており、この部分は右側面からキリ・オリによって切断されているので、棒状になっていた可能性が高く、切り込みの性格については問題が残るが、題籤軸の可能性を考えておきたい。

この他、墨痕のない付札状木製品の断片一点がある。

9 関係文献

平石 充「出雲国庁跡出木簡について」(鳥根早古代文化センター「古代文化研究」三一 一九九五年)

(平石 充(鳥根早代文化財調査センター))

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究会の開催
- 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
- 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長二名
- 3 委員若干名
- 4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。

ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもってあて、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十二月二日改正)

木簡研究 第9号

1987年11月刊

巻頭言

田中 稔

1986年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(9)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

稲岡 耕 二

敦煌凌胡障址出土冊書の復原

大庭 脩

漆紙文書集成

佐藤宗諱・橋本義則

正倉院木簡の用途 一坂秀三郎氏の所説に倣して一

東野 治 之

岸俊男会長の思い出

平野 邦 雄

木簡研究 第10号

1988年11月刊

巻頭言 一木簡学会の十年一

原 秀 三 郎

1987年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(10)

中世木簡の一形態 一山札・季札についての覚書一

石 井 進

雲霧懸虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

工 藤 元 男

木簡の保存処理

沢 田 正 昭

木簡研究 第11号

1989年11月刊

巻頭言

狩 野 久

1988年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(11)

中国出土簡牘的保護研究

胡 繼 高

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

(訳) 佐 川 正 敏

木箱と木簡

小 池 伸 彦

所謂「長屋王家木簡」の再検討

大 山 誠 一

有韻尾字による固有名詞の表記

犬 飼 一 隆

木簡研究 第12号

1990年11月刊

巻頭言

田 中 琢

1989年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(12)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐる

山 尾 幸 久

木簡類による和名抄地名の考察 一日本語学のたちばから一

工 藤 力 男

内資人考

春 名 宏 昭

木簡研究 第13号

1991年11月刊

巻頭言

笹 山 晴 生

1990年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(13)

下曾我遺跡と出土木簡

鈴 木 靖 民

香川県長福寺出土の木簡 一遺著録に伴って出土した木簡一

館 野 和 己

「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

樋 口 知 志

中国簡牘学国際学術研究会参加記

佐 藤 信

新刊号～4号 品切れ、9号～12号 3800円 13号 4300円

送料 1冊 600円、2冊 800円、3冊 1000円、4冊 1200円、5～10冊 1500円

彙報

第一九回總會及び研究集會

本簡字會第一九回總會及び研究集會は、一九九七年二月六・七日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一八五名の参加者を得て開催された。会場には、平城宮跡・平城京跡・飛鳥池遺跡（以上、奈良国立文化財研究所）、長登銅山跡（山口県美東町教育委員会）、山垣遺跡（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）の木簡が展示された。

◇一九九八年二月六日（土）（午後一時～五時）

第一九回總會（議長 福岡猛氏）

狩野久会長の挨拶で開会後、以下の報告が行なわれた。

会務報告（館野和己委員）

会員の状況（新入会員八名・二団体）、幹事の交替（大隅清隆氏・吉川敏子氏退任、増岡健氏・吉川聡氏新任）、会員サービスの概要、常任委員会の設置についての報告があった。

二〇周年記念事業についての報告（和田幸委員）

①長野特別研究集會の開催、②長屋王家木簡をテーマとするシン

ポジウムの開催、③木簡の図録の刊行などを予定しているとの報告があり、①については同研究集會の実行委員長である平川南委員から追加説明が行なわれた（同実行委員会については、長野特別研究集會の項参照）。

編集報告（鎌田元一委員）

『木簡研究』第一九号の編集経過、及び価格を前号と同じ五五〇〇円に決定したことが報告された。

会計・監査報告（山中敏史委員・八木充監事）

山中委員から一九九六年度の会計決算報告が行なわれ、八木監事から会計が正確かつ適切に行なわれている旨の監査報告がなされた。ついで、山中委員から、一九九八年度の予算案の説明が行なわれた。以上の案件については、異議なく承認された。

研究集會（司会 寺崎保広氏）

門勝制と木簡

今泉 隆雄氏

長登銅山跡出土木簡

池田 善文氏

長登銅山と古代木簡

八木 充氏

今泉氏は、門勝制の概要とそれに関係する木簡についての研究成果の報告、池田氏は長登銅山跡の調査成果をスライドを併用して説明、八木氏は同遺跡出土木簡の検討成果についての報告を行なった。

◇一九九八年二月七日（日）午前九時～午後三時

研究集會（司会 清水みき氏・石上英一氏）

一九九七年全国出土の木簡

渡辺 晃宏氏

山垣遺跡出土木簡の再検討

加古千恵子氏・平田博幸氏・古尾谷知浩氏

下ノ西遺跡の調査成果

田中 靖氏

渡辺氏の報告は、例年通り全国の出土木簡とその遺跡について概観したもので、その多くは本号に収録することができた。加古・平田・古尾谷三氏の報告は、以前に出土し報告されていた山垣遺跡出土木簡について、保存処理後の再調査の成果を発表し、新たな接統による知見が呈示された。田中氏の報告は、下ノ西遺跡の概要と木簡の説明で、出挙や国司借貸に関わる木簡などが取り上げられた。

午後からは、二日間の報告をめぐって活発な議論が行なわれ、最後に町田章副会長の挨拶をもって研究会を終了した。なお、本年度は、適当な現場がないため発掘現場見学は行なわれなかった。

長野特別研究会

一九九八年六月五日（金）・六日（土）の両日、木簡学会二〇周年記念事業の一環として、更埴市において、長野特別研究会が開催された。木簡出土の現地における研究会の試みとしては、一九九四年九月の新潟特別研究会に続くものである。木簡学会の主催、長野県立歴史館と長野県埋蔵文化財センターの共催として実施し、実務は別に組織した実行委員会（委員 小林秀夫・佐藤信・鈴木景二・館野和己・傳田伊史・早川万年・平川南・福島正樹・山口英男の各氏。委

員長平川氏、事務局長福島氏）と運営委員会（委員 小林秀夫・土屋順・傳田伊史・平川南・広瀬昭広・福島正樹・百瀬長秀の各氏、ほか歴史館・埋蔵センターの方々。委員長小林氏）が担当した。開催にあたっては、各教育委員会をはじめ地元の方々には多大のご協力をいただいた。

また、長野県教育委員会・長野市教育委員会・上田市教育委員会・更埴市教育委員会・信濃史学会・長野県考古学会・信濃毎日新聞社・郵便局文化事業財団のご後援をいただいた。なお、通常の研究会では参加者を会員に限っているが、新潟特別研究会と同様に今回も地元の研究者や大学院生にも参加を呼びかけ、多数の参加を得た。

◇一九九八年六月五日（金）（午前九時～午後五時半）

現地見学会

長野駅東口に集合し、バス三台に分乗して見学会に出発した。午前中は上田市立信濃園分寺資料館と園分寺跡の見学、昼食を挟んで午後は厩代遺跡群・更埴桑里遺跡を車中から望み、森将軍塚古墳・古墳館へ向かいこれを見学し、さらに長野県立歴史館で厩代遺跡群出土木簡の観察、常設展示の見学を行なった。その後長野市に戻り、引き続き懇親会を開いた。見学会の参加者は、会員八八名、非会員二四名、計一二二名であった。

◇一九九八年六月六日（土）（午前九時～午後四時）

研究会（司会 福島正樹氏・平川南氏・佐藤信氏）

「七世紀の社会と木簡—屋代木簡をめぐる—」と題して、長野県立歴史館講堂において、研究会を開催した。佐藤宗評副会長の開会挨拶、長野県立歴史館の市川健史館長の歓迎挨拶の後、実行委員の福島正樹氏の司会によって、次の五本の基調報告が行なわれた。

信濃の古代と屋代遺跡群

七世紀の屋代木簡

七世紀の地方木簡

七世紀の宮郡木簡

律令制の成立と木簡

基調報告の後、平川・佐藤両氏の司会によって討論が行なわれ、

和田萃氏の挨拶によって閉会した。参加者は、会員二三名、非会員九〇名、計二三名であった。なお、別室では、屋代遺跡群出土木簡、徳島市観音寺遺跡出土木簡(写真)の展示を行なった。

以上の報告及び討論については、本号に掲載した。

なお、翌六月七日(日)の午前九時半から午後四時まで、「屋代木簡公開シンポジウム」が二一名の参加者を得て長野県立歴史館講堂において開催された。主催は同シンポジウム実行委員会、共催は木簡学会・長野県立歴史館・長野県埋蔵文化財センターなどである。内容は、小林・福島・山口・平川各氏の基調報告、早川・鈴木両氏のコメント、及び佐藤・館野両氏の司会によるディスカッションで構成されるものであった。

委員会報告

◇一九九七年二月六日(土) 午前一〇時三〇分—午後〇時

於奈良国立文化財研究所

総会に先立ち、会務・総会と研究会の運営、「木簡研究」第一九号の編集経過と価格決定・二〇周年記念事業の計画・長野特別研究会の準備状況・会計事務について報告がなされ、審議の上承認された。

◇一九九八年六月二日(金) 午後二時—午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として、一名の退会、及び幹事の交替(今津勝紀氏から山本崇氏へ)が提示され、承認された。続いて入会審査、長野特別研究会の結果・会計事務、「木簡研究」第二〇号の編集状況(担当は清水みき委員と渡辺晃宏幹事)、総会と研究会及び二〇周年記念事業の準備状況について報告が行なわれ、審議の上承認された。

◇一九九八年一月六日(金) 午後二時—午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として二名の退会(逝去)が報告された後、入会審査が行なわれ、九名の入会が承認された。続いて会計事務・長野特別研究会の会計、「木簡研究」第二〇号の編集、二〇周年記念事業の進行状況の報告があり、審議の上承認された。また、委員の改選についても話し合った。

(鈴木 蒼二)

木簡学会役員(一九九七・九八年度)		
会長	狩野 久	
副会長	佐藤 宗諄	町田 章
委員	石上 英一	岩本 正二
	榎木 謙周	榮原水遠男
	清水 みき	館野 和己
	東野 治之	永田 英正
	平川 南	本郷 真紹
	和田 萃	
監事	岩本 次郎	八木 光
幹事	鷺森 浩幸	鈴木 景二
	土橋 誠	西村さとみ
	増淵 徹	山下信一郎
	吉川 聡	吉川 真司
		渡辺 晃宏
		古尾谷知浩
		山本 崇
		鶴見 泰寿
		山中 敏史
		西山 良平
		寺崎 保広
		佐藤 信
		鎌田 元一

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 20 1998

Contents

Foreword	WADA Atsumu.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1997		1
Outline.....		1
Explanatory Notes		6
Nara Palace Site, Nara Prefecture; Nara Capital Site (1), Nara Prefecture; Nara Capital Site (2), Nara Prefecture; Aono Site, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Sakafuneishi Site, Nara Prefecture; Nagaoka Palace Site, Kyoto Prefecture; Site in Block 3 of East 4th Ward on 2nd Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture; Site in West 2nd Ward on 6th Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture; Site in Block 3 of West 1st Ward on the 3rd Street, Heian Capital Site, Kyoto Prefecture; Garden of Byodo-in Temple, Kyoto Prefecture; Saikudani Site, Osaka Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Tenma-Honganji Temple Site, Osaka Prefecture; Moat enclosed Site, Sakai City, Osaka Prefecture; Higashi Asakayama Site, Osaka Prefecture; Ina no sho Site, Hyogo Prefecture; Yashiki-machi Site, Hyogo Prefecture; Katsu Site, Hyogo Prefecture; Samurai House Site in Akashi Castle, Hyogo Prefecture; Sakaidani Site, Hyogo Prefecture; Shigeri-Miya no nishi Site, Hyogo Prefecture; Asaka-Jo no hori Site, Hyogo		

Prefecture; Daishogun Site, Shiga Prefecture; Owaki Castle Site, Aichi Prefecture; Senagawa Site, Shizuoka Prefecture; Site in front of Meiji University Memorial Hall, Tokyo; Sendagaya 5-Chome Site, Tokyo; Yamazaki-Kami no minami Site, Saitama Prefecture; Saibara Site, Chiba Prefecture; Koyanagi-machi Site, Matsumoto Castle Site (Third Keep), Nagano Prefecture; Ise-machi Site, Matsumoto Castle Town Site, Nagano Prefecture; Miwada Site, Miyagi Prefecture; Ippon'yanagi Site, Miyagi Prefecture; Shirayama Site, Iwate Prefecture; Sanjo Site, Yamagata Prefecture; Kamitakada Site, Yamagata Prefecture; Yamada Site, Yamagata Prefecture; Hotta Fort Site, Akita Prefecture; Daikojishinjo Castle Site; Aomori Prefecture; Fukui Castle Site; Fukui Prefecture; Kanaiwa honmachi Site, Ishikawa Prefecture; Tomizu-Onishi Site, Ishikawa Prefecture; Katada-B Site, Ishikawa Prefecture; Nanao Castle Town Site, Ishikawa Prefecture; Jabami-A Site, Toyama Prefecture; Futakuchi-Gotanda Site, Toyama Prefecture; Shimizudo-F Site, Toyama Prefecture; Shimo no nishi Site, Niigata Prefecture; Nakakura Site, Niigata Prefecture; Omido Temple Site, Tottori Prefecture; Santadan-I Site, Shimane Prefecture; Obukuji Site, Shimane Prefecture; Takata Site, Shimane Prefecture; Hyakkengawa-Yoneda Site, Okayama Prefecture; Tsudera Site, Okayama Prefecture; Sueharakama Site, Yamaguchi Prefecture; Hagi Castle Site, Yamaguchi Prefecture; Takamatsu Castle Site, Kagawa Prefecture; Kannonji Site, Tokushima Prefecture; Kaminagano-A Site, Fukuoka Prefecture; Kashii-B Site, Fukuoka Prefecture; Hakata Site, Fukuoka Prefecture; Uoyamachi Site, Fukuoka Prefecture	
Wooden Writing Tablets Recoverd Before 1977 (20)	224
Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture	224
Amendments and Additions (1)	227
Yamagaki Site (6), Hyogo Prefecture; Hakaza Site (16-17), Hyogo Prefecture; Irusagawa Site (18), Hyogo Prefecture; Izumo-kokucho Site, Shimane Prefecture	
Article	
A Second Study of the Wooden Tablets Found at Prince Nagaya's Mansion and in his Steward's Office	YAGI Atsuru..... 241
Record of the Congress in Nagano	
Ancient Shinano and Yashiro Sites	TERAUCHI Takao..... 266
7th Century Wooden Tablets Found in Yashiro Sites	DENDA Ifumi..... 276
7th Century Wooden Tablets Found in Local Government Offices	KANEGAE Hiroyuki..... 287

7th Century Wooden Tablets Found in Palace and Capital Sites	TSURUMI Yasutoshi	303
Wooden Tablets and the Establishment of the Ritsuryo Order	TATENNO Kazumi	320
Points of Debate at the Congress in Nagano	HIRAKAWA Minami and SATO Makoto	334
Book Review		
SATO Makoto, <i>Nihon kodai no kyudo to mokkan</i> [Palaces-Capitals and Wooden Tablets in Ancient Japan]	NITO Atushi	338
New Publication		
OBA Osamu, <i>Mokkan: Kodai kara no messeji</i> [Wooden Tablets: Messages from Ancient Times]	MARUYAMA Yumiko	345
Bulletins	SUZUKI Keiji	347
Contents of Volumes 16-20		350
List of Reports at the Regular Congresses (10th-19th) and Special Congresses (Niigata, Nagano) of Our Society		366
Editor's Notes	SHIMIZU Maki	368
Columns:		
Ink-inscribed Pottery Unearthed from Block 11, East 2nd Ward on 2nd Street, Heijo Capital Site	WATANABE Akihiro	42
"O-nie" Inscribed Wooden Tablet Unearthed at the Fujiwara Palace Site	TERASAKI Yasuhiro	53
Announcements		
On the Creation of an "Amendments and Additions" Column		226
Regulations of the Society		240

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二〇号

一九九八年十一月二十日 印刷

一九九八年十一月二十五日 発行

〒630-8577 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

平城・史料調査室 氣付

編集発行

木

簡学會
会長 野久

TEL (074) 334-1393

Email: nakkan@sankakai.co.jp

振替口座 0100-16-1527

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真陽社

TEL (075) 351-1603

ISSN 0912-2060

